議案第 100 号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和5年度伊勢市一般会計補正予算(第7号)について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年11月21日

伊勢市長 鈴 木 健 一

### 令和5年度 伊勢市一般会計補正予算 (第7号)

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、994,553千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、55,428,319千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位: 千円)

	· /\				(中位・111)
耖	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出	出金		9, 452, 819	994, 553	10, 447, 372
		2 国庫補助金	2, 849, 970	994, 553	3, 844, 529
歳	入	合 訁	† 54, 433, 760	994, 553	55, 428, 319
			I	-	1

2 歳 出

数       項       補 正 的 鄉 和 正 鄉 394.553       記 23,280,696         3 民生費       1 社会福祉費       7,213.435       994.553       8,207,988         3 日本福祉費       7,213.435       994.553       8,207,988         4 日本福祉費       7,213.436       994.553       8,207,988         5 日本福祉費       1 社会福祉費       1 日本福祉費       1 日本福祉費       1 日本福祉費       1 日本福祉費         6 日本福祉費       1 日本金祉費       1 日本金祉費       1 日本金祉費       1 日本金祉費       1 日本金祉費       1 日本金祉費       1 日本金祉費		<u> </u>				(十四:111)
1 社会福祉費 7,213,435 994,553 8,207,988	款		項	補正前の額	補 正 額	計
	3 民生費			22, 286, 143	994, 553	23, 280, 696
歳 日 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319			1 社会福祉費	7, 213, 435	994, 553	8, 207, 988
蔵 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
藏 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歲 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 日 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
蔵 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
蔵 出 合 計 54, 433, 766 994, 553 55, 428, 319						
歳 出 台 計 54, 433, 766 994, 553 55, 428, 319						
歳 出 合 計 54, 433, 766 994, 553 55, 428, 319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54, 433, 766 994, 553 55, 428, 319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
歳 出 合 計 54,433,766 994,553 55,428,319						
	歳	出	合 計	54, 433, 766	994, 553	55, 428, 319



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金	9, 452, 819	994, 553	10, 447, 372
歳 入 合 計	54, 433, 766	994, 553	55, 428, 319

(歳 出)

( // // // // // // // // // // // // //	1	1	
款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費	22, 286, 143	994, 553	23, 280, 696
	22, 200, 110	<i>55</i> 4, 666	20, 200, 000
歳出合計	54, 433, 766	994, 553	55, 428, 319

補	正	o ,	財 源	内	訳
特	定	財	源	一般	財源
国庫支出金	県 支 出 金	地方債	その他	ЛІХ	%1 1/2K
994, 553					
994, 553					

## 2 歳 入

(款) 17 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

		(項	〔) 2 国庫補助金			
			款 項 目	補 正 前 の 額	補正額	計
17			国庫支出金	9, 452, 819	994, 553	10, 447, 372
	2		国庫補助金	2,849,976	994, 553 994, 553	10, 447, 372 3, 844, 529
		1	国庫補助金 総務費国庫補助金	2, 849, 976 784, 045	994, 553	1, 778, 598
				,	,	, ,
<del></del>	般会	≱1.\				

koko	. 1		(単位:千円)
節		記	明
区分	金 額	н⁄п	71
1 公公公公田井	004 552	1 零九、ガス、 条料 日 笠 圧 枚 古 昳 禾 占	<b>士極地士六什</b> 公
1 総務管理費 補助金	994, 553	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点	文援地方父付金
111117777			

# 3 歳 出

	(	(款)	3 (項)	民生費 1 社会福福	il-弗				
			(元)	1 压基間	<u>H</u>			補正額の	財源内訳
		款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源
3			民生	.費	22, 286, 143	994, 553	23, 280, 696	994, 553	
	]		社会	福祉費	7, 213, 435		8, 207, 988	994, 553	
		1	民生社会		補正前の額 22, 286, 143 7, 213, 435 2, 052, 726			特定財源	
	, fi/L .	会計							

(一般会計)

	he he			(単位:千円)
	節	<u> </u>	明	
区分	金額	Η/L		
1 幸長酉州	670	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 (1)物価高騰生活支援給付金支給事	坐	994, 553 (994, 553)
3 職員手	当等 1,453	(1) 按照问题工品入政和日业入师 子》	*	(551, 555)
4 共済費	104			
8 旅費	28			
10 需用費	1,721			
11 役務費	5, 067			
12 委託料	5, 510			
18 負担金、	980,000			

#### 補正予算給与費明細書

#### 1 一般職

(1)総括

	1/1/	C 11	-																
	区分		職員数	⊒ */r		給 与 費					共 済 費			合 計					
			月10人 月	収 貝 奴	報	酬	給	料	職員	手 当		計	7.	/月 月			ПП	備	考
			(	人)	(千	円)	(千円	])	(∃	-円)	(∃	-円)		(千円)		(千	円)		
補	非 正 後		(945)																
THI	Ш	- 1:	× 1	,012	1,52	25,626	3,863	3,966	2,4	95,359	7,8	84,951	1	,508,58	3	9,39	3,534		
補	70	ÈÈ	, (9.	45)															
THI	補正	. 1	" 1	1,012	1,52	24,956	3,863	3,966	2,4	93,906	7,8	82,828	1	,508,479	9	9,39	1,307		
比		į	ا ا	0)															
1		4.	<u>* </u>	0		670		0		1,453		2,123		104	4		2,227		

<sup>()</sup>は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びペートタイム会計年度任用職員)を表す

	区分	時間外勤務手当
		(千円)
職員手当   の内訳	補正後	326,772
	補正前	325,319
	比 較	1,453

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

				職員数		給 4	<b>費</b>	共 済 費	合 計				
Þ	<u>C</u>	分		14 貝 奴	報酬	給 料	職員手当	計	共 併 其		備	考	
				(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)			
補	補 正 後		4	(61)									
THI	Ш	. 1	夕	994		3,824,281	2,346,035	6,170,316	1,233,432	7,403,748			
補	正	Ē	前	(61)									
THI	Ш.		111	994		3,824,281	2,344,582	6,168,863	1,233,432	7,402,295			
比		4	詨	(0)				·				_	
IL.	JL		0		0	1,453	1,453	0	1,453				

<sup>( )</sup>は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

	区分	時間外勤務手当
		(千円)
職員手当の内訳	補正後	323,471
O PI DO	補正前	322,018
	比 較	1,453

#### イ 会計年度任用職員

																							職員数		給				合 計		
Þ	Ξ.	分	1	110 貝 奴	報酬	給 料	職員手当	計	共 済 費		備	考																			
				(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)																					
補	正		後	(884)																											
冊	TE.		1友	18	1,525,626	39,685	149,324	1,714,635	275,151	1,989,786																					
補	Œ.		前	(884)																											
邢	ш.	HU		- HU	TE - Hil	IIC.	. 月	Hu	18	1,524,956	39,685	149,324	1,713,965	275,047	1,989,012																
比			較	(0)																											
IL.			#X	0	670	0	0	670	104	774																					

<sup>( )</sup>は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

	区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別 (千円)	説	明	備考	
J	職員手当	1,453	その他の増減分	1,453			

#### 令和5年度 補正予算(専決)の概要

(単位:千円)

#### 1 一般会計補正予算(第7号)

補正状況

補正前の予算額54,433,766補正予算額994,553

計 55,428,319

#### 2 一般会計補正予算編成内容

物価高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、「物価高騰生活支援給付金」の支給を行う。

#### (1) 歳出

### 1【福祉総務課】 物価高騰生活支援給付金支給事業

994,553

住民税非課税世帯に対し物価高騰生活支援給付金を支給する。

金額:1世帯当たり7万円

(2) 歳入 994,553

国庫支出金 994,553

議案第101号

### 令和5年度 伊勢市一般会計補正予算 (第8号)

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、846,826千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,275,145千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月4日 提 出

伊勢市長 鈴 木 健 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位: 千円)

				(
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 地方特例交付金		90, 001	30, 659	120, 660
	1 地方特例交付金	90,000	30, 659	120, 659
13 地方交付税		11, 680, 000	300, 771	11, 980, 771
	1 地方交付税	11, 680, 000	300, 771	11, 980, 771
17 国庫支出金		10, 447, 372	119, 850	10, 567, 222
	1 国庫負担金	6, 540, 038	81, 285	6, 621, 323
	2 国庫補助金	3, 844, 529	38, 565	3, 883, 094
18 県支出金		3, 852, 663	76, 563	3, 929, 226
	1 県負担金	2, 455, 284	40, 128	2, 495, 412
	2 県補助金	1, 133, 373	36, 435	1, 169, 808
20 寄附金		530, 001	60,000	590, 001
	1 寄附金	530, 001	60,000	590, 001
21 繰入金		3, 942, 077	208, 360	4, 150, 437
	1 基金繰入金	3, 861, 990	208, 360	4, 070, 350
22 繰越金		81, 519	61, 923	143, 442
	1 繰越金	81, 519	61, 923	143, 442
24 市債		2, 929, 600	△11, 300	2, 918, 300
	1 市債	2, 929, 600	△11, 300	2, 918, 300
歳  入	合 計	55, 428, 319	846, 826	56, 275, 145

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		301,009	8, 859	309, 868
	1 議会費	301,009	8, 859	309, 868
2 総務費		4, 330, 248	99, 818	4, 430, 066
	1 総務管理費	3, 342, 748	52, 597	3, 395, 345
	2 徴税費	536, 887	△7, 798	529, 089
	3 戸籍住民基本台帳	305, 720	51,666	357, 386
	費			
	4 選挙費	90, 802	△7, 628	83, 174
	5 統計調査費	27, 934	921	28, 855
	6 監査委員費	26, 157	10,060	36, 217
3 民生費		23, 280, 696	416, 813	23, 697, 509
	1 社会福祉費	8, 207, 988	395, 305	8, 603, 293
	2 老人福祉費	4, 782, 701	△29, 550	4, 753, 151
	3 児童福祉費	7, 983, 179	△54, 384	7, 928, 795
	4 生活保護費	2, 192, 952	111, 469	2, 304, 421
	5 人権政策費	96, 405	△5, 616	90, 789
	6 国民年金事務費	17, 471	△411	17, 060
4 衛生費		6, 355, 349	182, 411	6, 537, 760
	1 保健衛生費	4, 300, 331	165, 328	4, 465, 659
	2 清掃費	2, 055, 018	17, 083	2, 072, 101
6 農林水産業費		965, 226	35, 234	1, 000, 460
	1 農業費	786, 470	26, 820	813, 290
	2 林業費	94, 440	455	94, 895
	3 水産業費	84, 316	7, 959	92, 275
7 商工費		576, 861	△6, 993	569, 868
	1 商工費	576, 861	△6, 993	569, 868
8 観光費		488, 797	△9, 595	479, 202
	1 観光費	488, 797	△9, 595	479, 202
9 土木費		6, 754, 951	53, 858	6, 808, 809
	1 土木管理費	393, 269	△20, 066	373, 203
	2 道路橋梁費	2, 274, 318	64, 848	2, 339, 166

44	~T	4 T 2 ~ ~ ~	Let — next	(平1年・11月)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 河川費	770, 110	1,835	771, 945
	5 都市計画費	2, 946, 546	4, 002	2, 950, 548
	6 住宅費	330, 334	3, 239	333, 573
10 消防費		2, 337, 304	40, 099	2, 377, 403
	1 消防費	2, 337, 304	40, 099	2, 377, 403
11 教育費		3, 989, 246	26, 322	4, 015, 568
	1 教育総務費	1, 237, 761	△8, 302	1, 229, 459
	2 小学校費	647, 088	$\triangle 4,274$	642, 814
	3 中学校費	352, 974	9, 889	362, 863
	4 幼稚園費	132, 476	1,621	134, 097
	5 社会教育費	574, 105	10, 627	584, 732
	6 保健体育費	1, 044, 842	16, 761	1, 061, 603
歳出		55, 428, 319	846, 826	56, 275, 145
		1	l	

# 第 2 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事 業 名	金 額(千円)
2 総務費	3 戸籍住民基本台 帳費	戸籍住民システム管理経費	17,956
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	20,000
7 商工費	1 商工費	創業支援事業	7,000
		道路新設改良事業	119, 730
9	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	82,000
土木費		中心市街地活性化整備事業	58,800
	5 都市計画費	公園整備事業	13,000
12 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	林業用施設災害復旧事業	8,000

# 第 3 表 债務負担行為補正

事 項	期間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	4, 533
広報いせ印刷製本業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	38, 495
スマートフォン教室等運営業務委託	<ul><li>自 令和5年度</li><li>至 令和6年度</li></ul>	4, 168
行政情報システム改修業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	1, 852
いせ市民活動センター管理運営委託	自 令和5年度 至 令和6年度	17,500
コミュニティバスデマンド運行業務委託	<ul><li>自 令和5年度</li><li>至 令和6年度</li></ul>	11,939
コミュニティバス運行業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	126,613
成年後見サポートセンター運営業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	12, 925
生活困窮者自立相談支援等業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	21, 500
就労準備支援事業業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	14,960
家庭学習・生活支援事業業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	9, 144
おでかけ支援事業	自 令和5年度 至 令和6年度	24,000
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	8,019

事項	期間	限 度 額(千円)
健康・医療電話相談業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	12,650
一般廃棄物収集運搬業務委託(その2)	自 令和5年度	321, 166
(令和5年度債務負担行為)	至 令和6年度	
   町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託 	自 令和5年度 至 令和6年度	37,106
都市農山村交流促進施設管理運営委託	自 令和5年度 至 令和10年度	15, 510
中小企業サポート事業	自 令和5年度 至 令和6年度	28, 550
賓日館管理運営委託	自 令和5年度 至 令和7年度	17,890
宮川堤公園観光客受入業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	6, 189
観光地等混雑状況配信事業	自 令和5年度 至 令和6年度	2, 853
伊勢への誘客促進事業	自 令和5年度 至 令和6年度	12,014
集大会・合宿誘致補助金	自 令和5年度 至 令和6年度	2,000
神社「海の駅」駅舎管理運営委託	自 令和 5 年度 至 令和 8 年度	11, 274
防災気象情報提供業務委託	自 令和 5 年度 至 令和 8 年度	6,000
みなと小学校スクールバス運行業務委託	自 令和5年度 至 令和8年度	26, 502
みなと小学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	2, 936

事 項	期間	限 度 額(千円)
二見中学校スクールタクシー運行	自 令和5年度	1 146
業務委託	至 令和6年度	1, 146
	自 令和5年度	
生涯学習センター管理運営委託	至 令和10年度	454, 025
	自 令和5年度	
観光文化会館管理運営委託	至 令和10年度	3 2 3, 2 8 5
	自 令和5年度	
伊勢古市参宮街道資料館管理運営委託	至 令和10年度	22, 190
	自 令和5年度	
伊勢河崎商人館管理運営委託	至 令和10年度	44,015
	自 令和5年度	
図書館管理運営委託	至 令和10年度	8 1 5, 7 0 0
the state of the s	自 令和5年度	. <b>.</b>
図書館電算管理システム更新業務委託	至 令和6年度	15,000

# 第 4 表 地 方 債 補 正

変更

	+-1	<i>I</i> ±:	<i>•</i>		44				限	度	額	:	(千円)
	疋	債	()	Ħ	的		補	Œ	前		補	正	後
公	共	事	ř ;	業	等	債		756	, 30	О		778	, 800
_	般	単	独	事	業	債		165	, 600	О		175	, 200
臨	時	財	政	対	策	債		300	, 00	О		256	, 600

### 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

				中位 . 1 口 /
耖	<u> </u>	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 地方特例交付	·金	90, 001	30, 659	120, 660
13 地方交付税		11, 680, 000	300, 771	11, 980, 771
17 国庫支出金		10, 447, 372	119, 850	10, 567, 222
18 県支出金		3, 852, 663	76, 563	3, 929, 226
20 寄附金		530, 001	60,000	590, 001
21 繰入金		3, 942, 077	208, 360	4, 150, 437
22 繰越金		81, 519	61, 923	143, 442
24 市債		2, 929, 600	△11, 300	2, 918, 300
歳 入	合 計	55, 428, 319	846, 826	56, 275, 145
///////////////////////////////////////	ы ш	00, 420, 019	040, 020	00, 210, 140

# (歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費	301, 009	8, 859	309, 868
2 総務費	4, 330, 248	99, 818	4, 430, 066
3 民生費	23, 280, 696	416, 813	23, 697, 509
4 衛生費	6, 355, 349	182, 411	6, 537, 760
6 農林水産業費	965, 226	35, 234	1,000,460
7 商工費	576, 861	△6, 993	569, 868
8 観光費	488, 797	△9, 595	479, 202
9 土木費	6, 754, 951	53, 858	6, 808, 809
10 消防費	2, 337, 304	40, 099	2, 377, 403
11 教育費	3, 989, 246	26, 322	4, 015, 568
歳出合計	55, 428, 319	846, 826	56, 275, 145

					(単位:十円)
補	正	の財	源	内	訳
特	定	財	源		財源
国庫支出金	県 支 出 金	地方債	その他	- 一般	財源
					8, 859
10, 876					88, 942
77, 833	74, 515		△986		265, 451
2, 689	585		986		178, 151
					35, 234
					△6, 993
					△9, 595
25, 000		32, 100			△3, 242
					40, 099
					26, 322
				-	
116, 398	75, 100	32, 100			623, 228

## 2 歳 入

(款) 12 地方特例交付金 (項) 1 地方特例交付金

		(項	〔 <u>1</u> 地方特例交付金		T	
			款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
12			地方特例交付金	90,001	30, 659	120, 660
	1		地方特例交付金	90,000	30, 659	120, 659
		1	地方特例交付金	90, 000	30, 659	120, 659
13			地方交付税	11, 680, 000	300, 771	11, 980, 771
	1		地方交付税	11, 680, 000	300, 771	11, 980, 771
		1	地方交付税	11, 680, 000	300, 771	11, 980, 771
17			国庫支出金	10, 447, 372	119, 850	10, 567, 222
	1		国庫負担金	6, 540, 038	81, 285	6, 621, 323
		1	民生費国庫負担金	6, 082, 341	81, 285	6, 163, 626
	2		国庫補助金	3, 844, 529	38, 565	3, 883, 094
		1	総務費国庫補助金	1, 778, 598	10, 876	1, 789, 474
		2	民生費国庫補助金	665, 479	2, 339	667, 818
		3	衛生費国庫補助金	503, 201	350	503, 551
		6	土木費国庫補助金	816, 030	25, 000	841, 030
18			県支出金	3, 852, 663	76, 563	3, 929, 226
	1		県負担金 民生費県負担金	2, 455, 284 2, 449, 537	40, 128	2, 495, 412
		2		3, 110, 001	40, 128	2, 489, 665
	2		県補助金	1, 133, 373	36, 435	1, 169, 808
		2	民生費県補助金	770, 517	36, 435	806, 952
20			寄附金	530, 001	60,000	590, 001
	1	_	寄附金	530, 001	60,000	590, 001
		2	総務費寄附金	500, 000	60, 000	560, 000
21			繰入金	3, 942, 077	208, 360	4, 150, 437
	1		基金繰入金	3, 861, 990	208, 360	4, 070, 350
		1	財政調整基金繰入金	2, 950, 471	208, 360	3, 158, 831
22			繰越金	81, 519	61, 923	143, 442
	1		繰越金	81, 519	61, 923	143, 442
		1	繰越金	81, 519	61, 923	143, 442
24			市債	2, 929, 600	△11, 300	2, 918, 300
	1		市債	2, 929, 600	△11, 300	2, 918, 300
		5	土木債	1, 869, 900	32, 100	1, 902, 000
<u></u>	般会	<b>⇒</b> 17.7	•		J	

(一般会計)

					(単位:千円)
	貿		説	明	
	区 分	金額	t):L	91	
1	地方特例交	30, 659	1 減収補てん特例交付金		
	付金	,			
1	地方交付税	300, 771	1 普通交付税		
1	社会福祉費	77, 833	1 障害者自立支援給付費国負担金		44, 066
1	負担金	11,000	2 障害児施設給付費等国負担金		33, 617
			3 産前産後保険料国負担金		150
3	児童福祉費	3, 452	1 特定教育・保育施設型給付費国負担金		3, 054
	負担金	5, 452	2 子育てのための施設等利用費国負担金		398
	一次公司士	10.050		A 1E	
	戸籍住民基 本台帳費補	10, 876	1 社会保障・税番号制度システム整備費国補	即金	
	助金				
1	社会福祉費	2, 339	1 重層的支援体制整備事業交付金		
1	補助金 保健衛生費	350	1 母子保健衛生費国補助金		
	補助金				
1	土木管理費	25,000	1 都市再生・地域再生整備事業費国補助金		
	補助金				
1	社会福祉費 負担金	38, 916	1 障害者自立支援給付費等負担金 2 障害児通所給付費等負担金		22, 033 16, 808
	月担並		3 産前産後保険料負担金		75
3	児童福祉費 負担金	1, 212	1 特定教育・保育施設型給付費負担金		
	貝坦並				
1	社会福祉費	43, 980	1 こども医療費補助金		43, 395
	補助金		2 重層的支援体制整備事業費交付金		585
3	児童福祉費	△7, 545	1 特定教育・保育施設型給付費補助金		251
	補助金		2 保育対策総合支援事業費補助金		△7, 796
$\vdash$					
1	総務管理費	60,000	1 ふるさと応援寄附金		
	寄附金				
1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	208, 360	1 財政調整基金繰入金		
<u> </u>	金繰入金				
1	前年度繰越	61, 923	1 前年度繰越金		
_	金				
1	道路橋梁債	22, 500	1 公共事業等債(道路分)		
<u> </u>					

(款) 24 市債 (項) 1 市債

	<u>(項</u>	) 1 市債 款 項 目	補正前の額	補正額	計
	9	臨時財政対策債	300, 000	△43, 400	256, 600
(一般会計					

(一般会計)

餌	S .		(単位:千円)
区分	金 額	説	明
4 都市計画債	9,600	1 一般単独事業債(公園分) 1 臨時財政対策債	
4 都市計画債 1 臨時財政対 策債	△43, 400	1 臨時財政対策債	
東憤   			

# 3 歳 出

	( )	款) (叮	1 議会費 頁) 1 議会費					
						補正額の	財源内訳	
		款	項目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源
1			議会費	301, 009	8, 859	309, 868		8, 859
	1		議会費	301, 009	8, 859	309, 868		8, 859
			議議会会費	301, 009 301, 009	8, 859 8, 859	309, 868 309, 868		8, 859
<u></u>	  -般分	と ⇒ 下 ノ						

(一般会計)

to to				(単位:千円)
節		説	明	
区分	金額	IУu		
2 給料	4, 157	1 人件費支給事業		8,859
		(1) 一般職員人件費 (議会費)		8, 859 (8, 859)
3 職員手当等	3, 020			
4 共済費	1,682			

	( <u>፲</u>	頁) 1 総務管理				補正額の	財源内部
Z	款	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
		総務費	4, 330, 248	99, 818	4, 430, 066	10, 876	88, 94
1		総務管理費	3, 342, 748	52, 597	3, 395, 345		52, 59
	1	一般管理費	1, 575, 027	△4, 922	1, 570, 105		$\triangle 4,92$
	7	企画費	283, 933	30, 000	313, 933		30, 00
	17	市民交流推進費	109, 077	6, 799	115, 876		6, 79
	21	交通対策費	168, 838	20, 720	189, 558		20, 72
		du «V —		A =			
2	1	微税費 税務総務費	536, 887 416, 030	$\triangle 7,798$ $\triangle 7,798$	529, 089 408, 232		$\triangle 7, 79$ $\triangle 7, 79$
3		戸籍住民基本台	305, 720	51, 666	357, 386	10, 876	40, 79
3		帳費					
	1	戸籍住民基本台帳費	305, 720	51, 666	357, 386	国庫支出金 10,876	40, 79
4	1	選挙費 選挙管理委員会	90, 802 32, 221	$\triangle 7,628$ $\triangle 7,628$	83, 174 24, 593		△7, 62 △7, 62
		費	32, 221	∠ , 628	24, 593		∠ ∠ (, 62

(一般会計)

65	-/		(単位:千円)
	節 <b>「</b>	説 明	
区分	金額	E/U 971	
1 報酬	$\triangle 3,482$	1 人件費支給事業 (1) 市長及び副市長人件費	$\triangle 4,922$ (388)
2 給料	△12, 646	(2) 一般職員人件費(一般管理費) (3) 会計年度任用職員人件費(一般管理費)	$(\triangle 1, 187)$ $(\triangle 4, 123)$
3 職員手当等	13, 604	(6) 五田干及江川州城县八川县( 原居在县)	(△1, 120)
4 共済費	△2, 398		
7 報償費	9, 300	1 企画推進事業 (1) ふるさと応援寄附推進事業	30, 000 (30, 000)
11 役務費	1, 513		(30, 300)
12 委託料	14, 307		
13 使用料及び 賃借料	4, 880		
2 給料	1, 513	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費(市民交流推進費)	6, 799 (6, 799)
3 職員手当等	4, 488	(1) 双概兵八仟兵(甲以文加世史兵)	(0, 139)
4 共済費	798	1	20.720
12 委託料	2, 795	1 交通対策推進事業 (1) コミュニティバス運行事業	20, 720 (2, 795)
18 負担金、補 助及び交付 金	17, 925	(2) 伊勢鉄道運行支援事業	(17, 925)
1 報酬	△2, 648	1 人件費支給事業	△7, 798
2 給料	△148	<ul><li>(1)一般職員人件費(稅務総務費)</li><li>(2)会計年度任用職員人件費(稅務総務費)</li></ul>	$(\triangle 5, 027)$ $(\triangle 2, 771)$
3 職員手当等	$\triangle 4,835$		
4 共済費	△167		
1 報酬	8, 250	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費(戸籍住民基本台帳費)	33, 710 (24, 450)
2 給料	11, 218	(2) 会計年度任用職員人件費(戸籍住民基本台帳費)	(9, 260)
3 職員手当等	7, 666	2 戸籍住民基本台帳管理事業	17, 956
4 共済費	6, 426	(1)戸籍住民システム管理経費	(17, 956)
8 旅費	150		
12 委託料	17, 956		
1 報酬	△153	1 人件費支給事業	△7, 628
2 給料	 △4, 111	(1) 一般職員人件費(選挙管理委員会費) (2) 会計年度任用職員人件費(選挙管理委員会費)	$(\triangle 7, 412)$ $(\triangle 216)$
		(2) 召用「及正川州級八川县(应于日在安県公共)	(2210)
3 職員手当等	$\triangle 2, 175$		

# (款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

一		( <u>1</u> j	a) 4 選挙費				補正額の	財源 内訳
1 統計調査総務費 20,237 921 21,158 921	Ž	款 ——	項 目	補正前の額	補 正 額	計		
921 21,158 921								
1 統計調査総務費 20,237 921 21,158 921	5		統計調查費	27, 934	921	28, 855		921
		1	統計調査総務費	20, 237	921	21, 158		921
6 監查委員費 26,157 10,060 36,217 10,060								
1 整查委員費 26,157 10,060 36,217 10,060	6		監査委員費	26, 157	10,060	36, 217		10,060
		1	監査委員費	26, 157	10,060	36, 217		10, 060

(一般会計)

Arr.	<b></b>		(単位:千円)
<b></b>		説	明
区 分	金額	成	191
4 共済費	△1, 169		
8 旅費	△20		
2 給料	118	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費(統計調査総務費)	921 (921)
3 職員手当等	537	(1) 双帆兵八仟兵(炒时则且炒幼为兵)	(921)
4 共済費	266		
1 報酬	20	1 人件費支給事業	10,060
2 給料	5, 011	<ul><li>(1)一般職員人件費(監查委員費)</li><li>(2)会計年度任用職員人件費(監查委員</li></ul>	費) (10,030) 費) (30)
3 職員手当等	3, 331		
4 共済費	1, 698		

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

		(項	〔 <u>1</u> 社会福社	正質			補正額の	財源内訳
	幇	Ż	項目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源
3			民生費	23, 280, 696	416, 813	23, 697, 509	151, 362	265, 451
	1		社会福祉費	8, 207, 988	395, 305	8, 603, 293	163, 397	231, 908
		1	社会福祉総務費	3, 047, 279	68, 613	3, 115, 892	国庫支出金	65, 135
							561 県支出金	
							75	
							その他	
							2,842	
		2	障害者福祉費	3, 850, 542	241, 056	4, 091, 598	国庫支出金	124, 532
							77, 683	
							県支出金	
							38, 841	
		3	医療支給費	842, 464	72, 166	914, 630	県支出金	28, 771
			四次入州員	012, 101	72, 100	311,000	43, 395	20, 771
		5	地域福祉推進費	463, 943	13, 470	477, 413	10,000	13, 470
			* 1 * 1 * 1 * #	4 500 501	A 00 550	4 550 151	A 0 000	A 05 700
	2	1	老人福祉費 老人福祉推進費	4, 782, 701 4, 782, 701	$\triangle 29,550$ $\triangle 29,550$	4, 753, 151 4, 753, 151	△3,828 その他	$\triangle 25,722$ $\triangle 25,722$
		1	七八佃畑淮连負	4, 102, 101	△29, 550	4, 700, 101	△3, 828	△∠3, 1∠∠
	2		旧辛妇如弗	7 002 170	A E 4 204	7 099 705	A 7 706	A 46 E00
	3	1	児童福祉費 児童福祉総務費	7, 983, 179 1, 388, 220	$\triangle 54, 384$ $\triangle 10, 960$	7, 928, 795 1, 377, 260	△7,796 県支出金	$\triangle 46,588$ $\triangle 3,164$
		1	九里田田小心为貝	1, 300, 220	△10, 300	1, 511, 200	△7, 796	△3, 104
		3	父母子福祉費	464, 856	△1, 409	463, 447		△1, 409
		4	児童福祉施設費	1, 634, 864	△61, 012	1, 573, 852		△61,012
<u></u>	 般会i	<u></u> ‡1. /						

			(単位:千円)
	節	-W 111	
区 分	金額	説明	
1 報酬	800	1 人件費支給事業	53, 793
2 給料	21, 921	(1) 一般職員人件費(社会福祉総務費) (2) 会計年度任用職員人件費(社会福祉総務費)	(50, 311) (3, 482)
	21, 921	(2) 云可干及压用城县八件县(任云佃征船伤复)	(3, 402)
3 職員手当等	21, 531	2 社会福祉一般事業	14, 520
, 11 /2 #		(1) 社会福祉一般経費	(14, 520)
4 共済費	9, 541	   3 国民健康保険特別会計繰出金	300
   22 償還金、利	14, 520	1) 産前産後保険料繰出金	(300)
子及び割引	,	( )	, ,
料			
27 繰出金	300		
19 扶助費	155, 366	   1   障害者福祉対策事業	85, 690
120000000000000000000000000000000000000	150,000	(1) 障害者福祉運営対策経費	(85, 690)
22 償還金、利	85, 690		
子及び割引		2 障害者介護給付等事業	155, 366
料   19 扶助費	72, 166	(1) 障害者介護給付等事業 1 医療費支給事業	(155, 366) 72, 166
	12, 100	(1) こども医療費支給事業	(72, 166)
22 償還金、利	13, 470	1 いせライフセーフティネット事業	13, 470
子及び割引		(1) 生活困窮者自立支援事業	(7, 261)
料		(2) 小地域活動推進事業	(6, 209)
27 繰出金	△29, 550	1 後期高齢者医療特別会計繰出金	△14, 021
		(1) 事務費繰出金	$(\triangle 10, 193)$
		(2) 保健・介護予防一体的実施事業繰出金	$(\triangle 3, 828)$
		   2   介護保険特別会計繰出金	$\triangle 15,529$
		(1) 職員給与費等繰出金	$(\triangle 15, 529)$
1 報酬	△7, 276	1 人件費支給事業	$\triangle 26,795$
2 給料	$\triangle 13,417$	(1) 一般職員人件費(児童福祉総務費) (2) 会計年度任用職員人件費(児童福祉総務費)	$(\triangle 26, 175)$ $(\triangle 620)$
			(2020)
3 職員手当等	△9, 791	2 保育対策推進事業	$\triangle 3,473$
4 + 汝	A F 440	(1) 保育一般事務費   (2) 医療的ケア児童保育支援事業	$(5, 882)$ $(\triangle 9, 355)$
4 共済費	△5, 449	(4)	(△9, 355)
8 旅費	△217	   3 子育て応援事業	19, 308
		(1) 児童福祉一般事務費	(19, 308)
22 償還金、利	25, 190		
子及び割引 料			
1 報酬	△1,090	   1 ひとり親家庭福祉事業	△1, 409
		(1) ひとり親家庭支援事業	$(\triangle 1, 409)$
3 職員手当等	△106		
   4 共済費	△143		
4 六併其	△143		
8 旅費	△70		
1 報酬	△26, 811	1 人件費支給事業	△24, 611
		(1) 一般職員人件費 (児童福祉施設費)	$(\triangle 23, 914)$

(款) 3 民生費 (項) 3 児童福祉費

	(項	〔) 3 児童福祉	L. 其			補正額の	財源内訳
款		項目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源
	6	こども発達支援費	165, 270	18, 997	184, 267		18, 997
4		生活保護費	2, 192, 952	111, 469	2, 304, 421		111, 469
	1	生活保護総務費	152, 952	111, 469	264, 421		111, 469
5	1	人権政策費人権施策管理費	96, 405 90, 810	$\triangle$ 5, 616 $\triangle$ 5, 616	90, 789 85, 194		△5, 616 △5, 616
6	-	国民年金事務費	17, 471	△411	17, 060	<u>∆411</u>	
	1	国民年金総務費	17, 471	△411	17, 060	国庫支出金 △411	

	inter		(単位:千円)
	節 <b>T</b>	説 明	
区分	金額	DC 91	
2 給料	△16, 499	(2) 会計年度任用職員人件費(児童福祉施設費)	(△697)
3 職員手当等	△5, 276	<ul><li>2 市立保育所各種保育事業</li><li>(1) 市立保育所特別保育事業</li></ul>	$\triangle$ 36, 401 (1, 115)
4 共済費	△11, 998	(2) 特別支援保育事業 (3) 地域子育て支援センター事業	$(\triangle 25, 649)$ $(\triangle 11, 867)$
8 旅費	△428		(△11,001)
1 報酬	2, 564	1 人件費支給事業	13, 805 (14, 236)
2 給料	8, 715	<ul><li>(1) 一般職員人件費(こども発達支援費)</li><li>(2) 会計年度任用職員人件費(こども発達支援費)</li></ul>	$(\triangle 431)$
3 職員手当等	4,042	2 児童発達支援センター管理運営事業 (1) おおぞら児童園運営事業	5, 192 (2, 654)
4 共済費	3, 667	(2) 障害児相談支援事業	(2, 538)
8 旅費	9		
1 報酬	△1,855	1 人件費支給事業	10, 280
2 給料	6, 232	(1) 一般職員人件費(生活保護総務費) (2) 会計年度任用職員人件費(生活保護総務費)	$(12, 688)$ $(\triangle 2, 408)$
3 職員手当等	3, 979	2 生活保護運営事業 (1) 生活保護運営経費	101, 189 (101, 189)
4 共済費	1,966	(1) 生佔 体暖 医	(101, 109)
8 旅費	△42		
22 償還金、利 子及び割引 料	101, 189		
7-1			
1 報酬	△13	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費(人権施策管理費)	$\triangle 5,616$ ( $\triangle 5,494$ )
2 給料	△3, 534	(2) 会計年度任用職員人件費(人権施策管理費)	$(\triangle 132)$
3 職員手当等	△843		
4 共済費	△1, 195		
8 旅費	△31		
2 給料	544	1 人件費支給事業	△3, 053
3 職員手当等	△736	(1) 一般職員人件費(国民年金総務費)	$(\triangle 3, 053)$
4 共済費	△240	<ul><li>2 国民年金事業</li><li>(1) 国民年金一般経費</li></ul>	2, 642 (2, 642)
8 旅費	21		
	ļ		

	<u>(</u> 項					補 正 額 の	財源内 訳
艺	<b></b>	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
		衛生費	6, 355, 349	182, 411	6, 537, 760	4, 260	178, 15
1	1	保健衛生費 保健衛生総務費	4, 300, 331 610, 256	$165, 328$ $\triangle 6, 021$	4, 465, 659 604, 235	4, 260	161, 068 △6, 02
	1	<b>水</b>	010, 250	230, 021	004, 230		∆0, 02
	2	保健センター費	1, 800, 021	△41, 509	1, 758, 512	その他 986	△42, 49.
	3	予防費 母子保健推進費	1, 164, 541 286, 315	213, 436 △578	1, 377, 977 285, 737	国庫支出金	213, 43 △3, 85
						2,689 県支出金 585	
2		清掃費	2, 055, 018	17, 083	2, 072, 101		17, 08
	1	清掃総務費	1, 168, 194	15, 965	1, 184, 159		15, 96
	3	じん芥処理費	869, 724	1, 118	870, 842		1, 11

	*.		(単位:千円)
[	ĥ		
区分	金額	成 97	
1 報酬	207	1 人件費支給事業	△6, 021
2 給料	△4, 210	<ul><li>(1) 一般職員人件費(保健衛生総務費)</li><li>(2) 会計年度任用職員人件費(保健衛生総務費)</li></ul>	$(\triangle 6, 164)$ (143)
3 職員手当等	△1, 300		
4 共済費	△677		
8 旅費	△41		
1 報酬	3, 564	1 人件費支給事業	△41, 509
2 給料	△28, 555	(1) 一般職員人件費(保健センター費) (2) 会計年度任用職員人件費(保健センター費)	$(\triangle 43, 073)$ $(1, 564)$
3 職員手当等	△8,859		
4 共済費	△7, 720		
8 旅費	61		
22 償還金、利 子及び割引	213, 436	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業	213, 436 (213, 436)
料			
1 報酬	$\triangle 3,926$	1 子育て世代包括支援事業 (1)妊娠出産支援事業	660 (3, 920)
2 給料	3, 586	(2) 出産・子育て応援事業	$(\triangle 3, 260)$
3 職員手当等	429	2 子育て支援事業 (1) 新生児等訪問指導事業	$\triangle 1,238$ ( $\triangle 1,238$ )
4 共済費	△765	(1) 树工几寸柳间日子于宋	(△1, 200)
8 旅費	98		
1 幸長酉州	200	1 人件費支給事業	15, 965
2 給料	7, 341	<ul><li>(1)一般職員人件費(清掃総務費)</li><li>(2)会計年度任用職員人件費(清掃総務費)</li></ul>	(15, 692) (273)
3 職員手当等	6, 092		
4 共済費	2, 332		
1 報酬	$\triangle 1, 251$	1 人件費支給事業	1, 118
2 給料	734	(1) 一般職員人件費(じん芥処理費) (2) 会計年度任用職員人件費(じん芥処理費)	$(2,719)$ $(\triangle 1,601)$
3 職員手当等	1,608		
4 共済費	62		
8 旅費	△35		

# (款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

		(項)	) 1 農業費				補正額の	財源内訳
	款		項 目	補正前の額	補正額	<del>=</del> +	特定財源	一般財源
6			農林水産業費	965, 226	35, 234	1, 000, 460		35, 234
	1		農業費	786, 470	26, 820	813, 290		26, 820
		1 ,	農業委員会費	42, 866	10, 789	53, 655		10, 789
	_	2	農業総務費	94, 034	14, 641	108, 675		14, 641
	_	5		3, 355	1, 390	4, 745		1, 390
-	0		₩ #	04.440	455	04.005		455
	2	1	林業費 林業総務費	94, 440 5, 166	455 455	94, 895 5, 621		455 455
	2		小文光井	04 916	7 050	00.075		7 050
	3	,	水産業費	84, 316	7, 959	92, 275		7, 959 7, 959
			水産総務費	16, 859	7, 959	24, 818		7, 959

	<i>∽</i>		(単位:千円)
	<b></b> 「	説	明
区分	金 額	<b>東</b> グ広	7)
1 報酬	18	1 人件費支給事業	10, 789
1 宇区自州	10	(1) 一般職員人件費(農業委員会費)	(10, 769)
2 給料	4, 860	(2) 会計年度任用職員人件費(農業委員	
3 職員手当等	<b>4,</b> 124		
4 共済費	1, 787	1 1 14 曲十 6人 古 平	14 C41
1 報酬	△744	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費(農業総務費)	14, 641 (15, 642)
2 給料	7, 069	(2) 会計年度任用職員人件費(農業総	
3 職員手当等	6,030		
3 職貝丁ヨ守	0,030		
4 共済費	2, 307		
8 旅費	△21		
18 負担金、補	1, 390	1 畜産振興事業	1,390
助及び交付		(1) 畜産振興一般経費	(1, 390)
金			
2 給料	71	1 人件費支給事業	455
		(1) 一般職員人件費(林業総務費)	(455)
3 職員手当等	273		
4 共済費	111		
2 給料	4 965	1 人件費支給事業	7 050
	4, 365	1 人件質又和事果 (1) 一般職員人件費(水産総務費)	7, 959 (7, 959)
3 職員手当等	2, 109	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, ,
4 共済費	1, 485		
4 光例頁	1,400		

(款) 7 商工費 <u>(項) 1 商工費</u>

_		(項	[) 1 商工費	1			補正額の	財源內訳
	款	Ŕ	項目	補正前の額	補正額	計		
							特定財源	一般財源
7			商工費	576, 861	△6, 993	569, 868		△6, 993
	1		商工費	576, 861	△6, 993	569, 868		△6, 993
		1	商工総務費	92, 904	△6, 993	85, 911		△6, 993
1								
1								
1								
1								
1								
1								
<del>-</del> (	般会	計7	<u>I</u>					

Art.	<u> </u>			(単位:千円)
<b></b>		説	明	
区分	金 額			
1 報酬	△1, 363	1 人件費支給事業 (1)一般職員人件費(商工総務費)		$\triangle 5,324$ ( $\triangle 5,144$ )
2 給料	△3, 235	(2) 会計年度任用職員人件費(商工総務費)	長)	$(\triangle 180)$
3 職員手当等	△1, 307	2 消費生活関連事業		$\triangle 1,669$
4 共済費	△1, 122	(1) 消費生活センター運営事業		$(\triangle 1, 669)$
8 旅費	34			

(款) 8 観光費 (項) 1 観光費

		(項	() 1 観光費	1			<b>オ エ 妬 の</b>	H 海 占 🖘
	意	i,	項目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳
	办	`	快 口	開止則の領	畑 止 娘	1	特定財源	一般財源
8			観光費	488, 797	△9, 595	479, 202		△9, 595
	1		観光費	488, 797	△9, 595	479, 202		$\triangle 9,595$
		1	観光総務費	289, 693	∆9, 595	280, 098		△9, 595
				ŕ	,	ŕ		,
1								
1								
1								
1								
<u> </u>	般会	<u> </u>  } -		<u> </u>				

<u>خ</u>	 節			(単位:千円)
区分	金額	説	明	
1 報酬	$\triangle 2,051$	1 人件費支給事業		△9, 595
2 給料	△3, 660	(1) 一般職員人件費(観光総務費) (2) 会計年度任用職員人件費(観光紀	総務費)	$(\triangle 6, 961)$ $(\triangle 2, 634)$
3 職員手当等	△3, 447			
4 共済費	△506			
8 旅費	69			

(款) 9 土木費 (項) 1 土木管理費

		(埩	1 土木管均	上月			補正額の	財源内訳
		ķ	項目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源
9			土木費	6, 754, 951	53, 858	6, 808, 809	57, 100	△3, 242
	1	-	土木管理費	393, 269	△20,066	373, 203		△20, 066
		1	土木総務費	393, 269	△20, 066	373, 203		△20, 066
	2		道路橋梁費	2, 274, 318	64, 848	2, 339, 166	47, 500	17, 348
		1	道路橋梁総務費	145, 609	6,048	151, 657		6, 048
		6	道路整備事業費	1, 168, 752	58, 800	1, 227, 552	国庫支出金 25,000 市債 22,500	11, 300
	3		河川費	770, 110	1,835	771, 945	,	1,835
		1	河川総務費	60, 174	1,835	62, 009		1, 835
	5		都市計画費	2, 946, 546	4,002	2, 950, 548	9,600	$\triangle 5,598$
		1	都市計画総務費	2, 155, 045	△8, 998	2, 146, 047		△8, 998
		6	公園費	181, 946	13, 000	194, 946	市債 9,600	3, 400
	6		住宅費	330, 334	3, 239	333, 573		3, 239
		1	住宅管理費	235, 497	3, 239	238, 736		3, 239

			(単位:千円)
	<b>前</b> <b>I</b>	説 明	
区 分	金額	β/L 19.]	
	$\triangle 1,296$	1 人件費支給事業	△20, 066
2 給料	△13, 738	(1) 一般職員人件費(土木総務費) (2) 会計年度任用職員人件費(土木総務費)	$(\triangle 11, 855)$ $(\triangle 8, 211)$
3 職員手当等	$\triangle 1,703$		(△0, 211)
4 共済費	△3, 129		
8 旅費	△200		
1 報酬	△52	1 人件費支給事業	6, 048 (6, 293)
2 給料	2, 949	(1) 一般職員人件費(道路橋梁総務費) (2) 会計年度任用職員人件費(道路橋梁総務費)	$(6, 293)$ $(\triangle 245)$
3 職員手当等	2, 701		
4 共済費	516		
8 旅費	△66		
14 工事請負費	58, 800	1 中心市街地活性化整備事業 (1)中心市街地活性化整備事業	58, 800 (58, 800)
		(1) 「它们因起山压但正洲事業	(00, 000)
2 給料	1, 202	1 人件費支給事業	1,835
3 職員手当等	346	(1) 一般職員人件費 (河川総務費)	(1, 835)
4 共済費	287		
2 給料	△5, 535	1 人件費支給事業	△8, 998
   3 職員手当等	△1,844	<ul><li>(1)一般職員人件費(都市計画総務費)</li><li>(2)会計年度任用職員人件費(都市計画総務費)</li></ul>	$(\triangle 8, 892)$ $(\triangle 106)$
4 共済費	$\triangle 1,619$		
12 委託料	130	1 公園整備事業	13,000
   14 工事請負費	12,870	(1) 公園整備事業	(13, 000)
1 報酬	△16	1 人件費支給事業	3, 239
		(1) 一般職員人件費(住宅管理費)	(3, 299)
2 給料	1,780	(2) 会計年度任用職員人件費(住宅管理費)	(△60)
3 職員手当等	661		
4 共済費	787		
8 旅費	27		

# (款) 10 消防費 (項) 1 消防費

		(坦					補正額の	財源内訳
	款		項目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源
10			消防費	2, 337, 304	40, 099	2, 377, 403		40, 099
	1		消防費 常備消防費	2, 337, 304	40, 099	2, 377, 403		40, 099
		1	常備消防費	1, 884, 530	33, 490	1, 918, 020		33, 490
			災害対策費	207, 722	6, 609	214, 331		6, 609

h-h	<u>t</u>		(単位:千円)
区分	金 額	説	明
	立		
1 ±0 ±11	0.0	1 1 / 4 弗士公古學	22 400
1 報酬	20	1 人件費支給事業 (1)消防職員人件費 (2)会計年度任用職員人件費(常備消防費)	33, 490 (33, 448)
2 給料	12, 680	(2) 会計年度任用職員人件費(常備消防費)	(42)
3 職員手当等	14, 175		
4 共済費 3 職員手当等	6, 615		
3 職員手当等	6, 609	1 防災対策事業 (1) 災害対策本部設置経費	6, 609 (6, 609)
		(1) 火音对水平印成但經頁	(0, 009)

(款) 11 教育費 (項) 1 教育総務費

	(項	(1) 教育総務	9月			補正額の	財源内訳
蒜	欠	項目	補正前の額	補 正 額	# <u></u>	特定財源	一般財源
11		教育費	3, 989, 246	26, 322	4, 015, 568		26, 322
1	0	教育総務費 事務局費	1, 237, 761	△8, 302	1, 229, 459		△8, 302
	2	争伤问复	407, 244	△16, 708	390, 536		△16, 708
	4	教育研究所費	330,070	8, 517	338, 587		8, 517
	5	人権教育費	39, 546	△111	39, 435		△111
2		小学校費	647, 088	△4, 274	642, 814		$\triangle 4,274$
	1	小学校管理費	564, 456	△8,752	555, 704		△8, 752
	2	小学校教育振興 費	82, 632	4, 478	87, 110		4, 478
3	1	中学校費中学校管理費	352, 974 270, 226	9, 889 7, 845	362, 863 278, 071		9, 889 7, 845
	2	中学校教育振興費	82, 748	2, 044	84, 792		2, 044
4	,	幼稚園費	132, 476	1,621	134, 097		1, 621
(一般会	1	幼稚園費	132, 476	1, 621	134, 097		1, 621

	*		(単位:千円)
	<b>節</b>	説明	
区 分	金 額	説明	
1 報酬	△2, 600	1 人件費支給事業	$\triangle 16,708$
2 給料	△8, 141	<ul><li>(1)教育長給</li><li>(2)一般職員人件費(事務局費)</li></ul>	$(99)$ $(\triangle 9, 792)$
2 //H-11		(3) 会計年度任用職員人件費(事務局費)	$(\triangle 7,015)$
3 職員手当等	$\triangle 2,278$		
   4 共済費	△3, 689		
1 報酬	746	1 人件費支給事業	7, 589
		(1) 一般職員人件費(教育研究所費)	(7, 589)
2 給料	4, 102	0. 教表研究武宪党审张	000
   3 職員手当等	2, 197	2 教育研究所運営事業   (1) 不登校対策子ども未来サポート総合推進事業	928 (928)
	2, 131	(1) I TENNING CONNING THE HIRETA	(020)
4 共済費	1, 472		A
1 韓四州	333	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費(人権教育費)	$\triangle 111$ ( $\triangle 431$ )
2 給料	△64	(2) 会計年度任用職員人件費(人権教育費)	(320)
3 職員手当等	△189		
   4 共済費	△95		
8 旅費	△96		
1 幸及酉州	3, 528	1 教育職員人件費支給事業	△8, 752
		(1) 教育職員人件費(小学校管理費)	$(\triangle 13, 255)$
2 給料	$\triangle 7,694$	(2) 会計年度任用職員人件費(小学校管理費)	(4, 503)
   3 職員手当等	$\triangle 2,807$		
4 共済費	$\triangle 1,855$		
8 旅費	76		
19 扶助費	4, 478	1 就学奨励事業	4, 478
		(1) 要保護及び準要保護児童生徒援助事業	(4, 478)
1 報酬	△3, 883	1 教育職員人件費支給事業	7, 845
		(1) 教育職員人件費 (中学校管理費)	(12, 934)
2 給料	7, 659	(2) 会計年度任用職員人件費(中学校管理費)	(△5, 089)
3 職員手当等	2, 681		
0   概只丁曰 寸	2,001		
4 共済費	1, 499		
8 旅費	△111		
19 扶助費	2,044		2, 044
	,	(1) 要保護及び準要保護児童生徒援助事業	(2, 044)
1 報酬	△990	1 教育職員人件費支給事業	1,621
1 羊以白州	Z 2990	1 教育職員人件費支給事業   (1)教育職員人件費(幼稚園費)	$(\triangle 367)$
2 給料	2, 809	(2) 会計年度任用職員人件費(幼稚園費)	(1, 988)
9 聯旦工业体	^ 07		
3 職員手当等	△97		

(款) 11 教育費 (項) 4 幼稚園費

	(-	項) 4 幼稚園 <b></b>	(´			補正額の	財源内訳
,	款	項目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源
5	1	社会教育費社会教育総務費	574, 105 116, 517	10, 627 10, 627	584, 732 127, 144		10, 627 10, 627
6	1	保健体育費 保健体育総務費	1, 044, 842 103, 911	16, 761 20, 456	1, 061, 603 124, 367		16, 761 20, 456
		THE IT IS THE STATE OF	100,011	20, 100	12.,00		20, 100
	3	学校給食費	620, 493	△3, 695	616, 798		△3, 695
(一般会							

	<i>⅍</i>		(単位:千円)
区分	<ul><li>・</li><li>金額</li></ul>		
4 共済費	立 領 △19		
8 旅費	△82		
1 報酬	20	1 人件費支給事業	10, 627
2 給料	3, 274	(1) 一般職員人件費(社会教育総務費) (2) 会計年度任用職員人件費(社会教育総務費)	$(10, 932)$ $(\triangle 305)$
3 職員手当等	6, 021		
4 共済費	1, 448		
8 旅費	△136		
1 報酬	1, 278	1 人件費支給事業	20, 456
2 給料	7, 353	<ul><li>(1)一般職員人件費(保健体育総務費)</li><li>(2)会計年度任用職員人件費(保健体育総務費)</li></ul>	(18, 702) (1, 754)
3 職員手当等	8, 675		
4 共済費	2, 979		
8 旅費	171		
1 報酬	△990	<ul><li>1 教育職員人件費支給事業</li><li>(1)教育職員人件費(学校給食費)</li></ul>	$\triangle 3,695$ (845)
2 給料	1, 178	(2) 会計年度任用職員人件費 (学校給食費)	$(\triangle 4, 540)$
3 職員手当等	△1, 366		
4 共済費	△1,517		
8 旅費	△1,000		

### 

### 1 特別職

					:	給	与 費	,				
区		分	職員数	報酬	給 料	通勤手当	期末手当 (千円)	退職手当	計	共済費	合 計	備考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	年間支給率 (月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	長	等	4		38,928	66	17,519 (4.50)		56,513	9,972	66,485	
補正後	議	員	24	131,118			43,267 (3.40)		174,385	40,824	215,209	
	そ( 特	の他の別職	2,172	144,034					144,034	451	144,485	
		計	2,200	275,152	38,928	66	60,786		374,932	51,247	426,179	
	長	等	4		38,928	66	17,129 (4.40)		56,123	9,875	65,998	
補正前	議	員	24	131,118			43,267 (3.30)		174,385	40,824	215,209	
711111111111111111111111111111111111111	そ	の他の別職	2,172	144,034					144,034	451	144,485	
		計	2,200	275,152	38,928	66	60,396		374,542	51,150	425,692	
	長	等	0		0	0	390		390	97	487	
比較	議	員	0	0			0		0	0	0	
北東	そ(特	の他の 別 職	0	0					0	0	0	
		<u></u>	0	0	0	0	390		390	97	487	

### 2 一般職

(1)総 括

	T / //٧		J									
	区分職員数			100 5 187		給 与 費			共 済 費	合 計		
Þ			瓶 貝 奴	報酬	給 料	職員手当	計	共消貨	百 町	備考	÷	
				(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補	Œ		後	(949)								
刊	IE.	-	1安	1,012	1,484,684	3,871,220	2,571,294	7,927,198	1,512,745	9,439,943		
4:fb	正	-	前	(945)								
補	IE.	-	HII	1,012	1,525,626	3,863,966	2,495,359	7,884,951	1,508,583	9,393,534		
比			較	(4)								
10			収	0	$\triangle 40,942$	7,254	75,935	42,247	4,162	46,409		

( )は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びペートタイム会計年度任用職員)を表す

	区分	地域手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末及び勤勉手当	時間外勤務手当	休日給
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	2,305	114,205	64,116	53,323	1,653,765	359,091	67,000
	補正前	2,285	111,282	60,929	47,646	1,641,549	326,772	69,510
職員手当	比 較	20	2,923	3,187	5,677	12,216	32,319	△2,510
の内訳	区分	夜間勤務手当	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	特殊勤務手当	退職手当		,
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	補正後	33,000	65,502	12,335	32,294	33,043		
	補正前	34,200	66,263	13,155	30,726	9,727		
	比 較	△1,200	△761	△820	1,568	23,316		

### ア 会計年度任用職員以外の職員

		職員数		給 与 費			共 済 費	合 計	
X	分		報酬	給 料	職員手当	計	共 併 其		備考
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補	正後	(58)							
TH	止 1夜	989		3,831,694	2,431,404	6,263,098	1,249,174	7,512,272	
補	正前	(61)							
11111	TE BI	994		3,824,281	2,346,035	6,170,316	1,233,432	7,403,748	
比	較	(△3)							
120	収	△5		7,413	85,369	92,782	15,742	108,524	

( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

	区分	地域手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末及び勤勉手当	時間外勤務手当	休日給
	位 刀	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	2,305	114,205	62,508	53,323	1,518,970	355,638	67,000
	補正前	2,285	111,282	59,429	47,646	1,497,036	323,471	69,510
職員手当	比較	20	2,923	3,079	5,677	21,934	32,167	△2,510
の内訳	区分	夜間勤務手当	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	特殊勤務手当	退職手当		
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
	補正後	33,000	65,502	12,335	32,260	33,043		
	補正前	34,200	66,263	13,155	30,716	9,727		
	比較	△1,200	△761	△820	1,544	23,316		

### イ 会計年度任用職員

			職員数		給	<b></b> 費		共 済 費	合 計		
≥	ζ.	分	10 貝 奴	報酬	給 料	職員手当	# <u></u>	共 併 賃	, El. 191	備	考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補	Œ.	後	(891)								
THI	11.	1/2	23	1,484,684	39,526	139,890	1,664,100	263,571	1,927,671		
補	Œ	前	(884)								
1111	IE.	ĦIJ	18	1,525,626	39,685	149,324	1,714,635	275,151	1,989,786		
比		較	(7)								
IL.		収	5	$\triangle 40,942$	△159	△9,434	△50,535	$\triangle 11,580$	$\triangle 62,115$		

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

	区分	通勤手当	期末手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当 の内訳	補正後	1,608	134,795	3,453	34
O) PI IN	補正前	1,500	144,513	3,301	10
	比 較	108	△9,718	152	24

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

	- 43 H	1 /2 /11/19/05	インソント ヘンカかく アイノー ロレーのルロルー	1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	1 - 2 - D b/V b/V - 2	7 1 /174	
区	分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳(千円)		説	明	備考
ψA	viet		給与改定に伴う増減分	38,463			・令和5年度 給料の改定率 1.05% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
給	料	7,413	職員の異動等伴う増減分	△31,050			
	壬业		給与改定に伴う増減分	31,464			
職員手当		35,505	職員の異動等伴う増減分	53,905			

### (3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

### ア 職員1人当たり給料

X	分	一般行政職	消防職	特定業務等従事 任期付職員	技能労務職
令和5年11月1日時	平均給料月額(円)	314,936	293,679	216,200	288,369
741341171119	平均年齢(歳、月)	42.9	39.1	49.5	51.6
令和5年2月1日現	平均給料月額(円)	318,367	301,166	215,200	291,138
市和3年2月1日列	平均年齢(歳、月)	42.11	39.1	47.2	51.6

イ 初任給

	1土/石					
区	分	一般行政職	消防職	特定業務等従事 任期付職員	技能労務職	国の制度
<u> </u>		(円)	(円)	(円)	(円)	一般行政職(円)
補正後	高校卒	176,100	187,300	216,200	173,700	166,600
1用 止 1友	大学卒	202,400	213,200	216,200	_	196,200
<b>地工</b> 前	高校卒	164,100	175,300	215,200	161,500	154,600
補正前-	大学卒	191,700	204,200	215,200	_	185,200

ウ 級別職員数

ジョ	級		テ政職 給料表)	消顺 (一般職	方職 給料表)	級	特定業績 任期付 (特定業 任期付職	等従事 寸職員 務等従事 目給料表)	級	技能分	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	,	職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)
	1級	57	8.3	15	7.5	1級			1級	4	4.4
	2級	(17) 132	(63.0) 19.2	(12) 39	(85.7) 19.5	2 級	11	100.0	2級	(17) 6	(100.0) 6.7
	3級	178	25.9	78	39.0	3 級			3 級	15	16.7
<b>△和5年11日1日日</b> 左	4 級	(10) 139	(37.0) 20.2	(2) 31	(14.3) 15.5	4級			4 級	23	25.5
令和5年11月1日現在	5級	91	13.2	20	10.0	5 級			5 級	42	46.7
	6級	62	9.0	13	6.5	6級					
	7級	15	2.2	3	1.5	7級					
	8級	14	2.0	1	0.5	8級			7		
	計	(27) 688	(100.0) 100.0	(14) 200	(100.0) 100.0	計	11	100.0	計	(17) 90	(100.0) 100.0
区分	級		5政職 給料表)	消[ (一般職	5職 給料表)	級	任期任	等等從事 中職員 務等從事 員給料表)	級	技能分 (技能労務	労務職 職給料表)
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)
	1級	42	6.1	11	5.5	1級			1級	2	2.2
	2級	(11) 140	(57.9) 20.4	(5) 37	(83.3) 18.6	2級	14	100.0	2 級	(16) 7	(100.0) 7.8
	0.100										
	3級	177	25.7	88	44.2	3級			3級	12	13.3
令和5年2月1日現在	3 級	(8) 146	25.7 (42.1) 21.2	(1) 22	44.2 (16.7) 11.1	3級 4級			3級4級	27	30.0
令和5年2月1日現在		(8)	(42.1)	(1)	(16.7)	- 10-			-		
令和5年2月1日現在	4級	(8) 146	(42.1) 21.2	(1) 22	(16.7) 11.1	4級			4 級	27	30.0
令和5年2月1日現在	4級5級	(8) 146 90	(42.1) 21.2 13.1	(1) 22 27	(16.7) 11.1 13.6	4 級 5 級			4 級	27	30.0
令和5年2月1日現在	4級 5級 6級	(8) 146 90 64	(42.1) 21.2 13.1 9.3	(1) 22 27 11	(16.7) 11.1 13.6 5.5	4級 5級 6級			4 級	27	30.0

<sup>( )</sup>は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

工 期末手当·勤勉手当

- /91/15 1	<u> 一 新ルビ 1 一</u>					
区分	支給期別	川支給率	支給率計(月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備	考
	6月(月分)	12月 (月分)	文和平司(月ガ)	級等による加算措置	1/119	5
補正後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有		
THI III. 100	2.20	2.30	4.50	111		
補正前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有		
110 TT-100	2.20	2.20	4.40	.19		
国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有		
四0月月度	2.20	2.30	4.50	H		

<sup>( )</sup>は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

			末までの	1		度以降の		左の財		千円)
事 項	限度額	支出(見期 間	L込み)額 金額	期		予定額 金 額	特 国県支出金	定 財 源 地方債	その他	一般財源
いせ市議会だより印刷製本業務委託	4, 533			自至	R 5 R 6	4, 533				4, 533
広報いせ印刷製本業務委託	38, 495			自至	R 5 R 6	38, 495			2, 120	36, 375
スマートフォン教室等運営業務委託	4, 168			自至	R 5 R 6	4, 168				4, 168
行政情報システム改修業務委託	1, 852			自至	R 5 R 6	1, 852				1, 852
いせ市民活動センター管理運営委託	17, 500			自至	R 5 R 6	17, 500				17, 500
コミュニティバスデマンド運行業務委託	11, 939			自至	R 5 R 6	11, 939				11, 939
コミュニティバス運行業務委託	126, 613			自至	R 5 R 6	126, 613			864	125, 749
成年後見サポートセンター運営業務委託	12, 925			自至	R 5 R 6	12, 925	552			12, 373
生活困窮者自立相談支援等業務委託	21, 500			自至	R 5 R 6	21, 500	15, 875		5, 600	25
就労準備支援事業業務委託	14, 960			自至	R 5 R 6	14, 960	9, 972			4, 988
家庭学習・生活支援事業業務委託	9, 144			自至	R 5 R 6	9, 144	4, 572		4, 500	72
おでかけ支援事業	24, 000			自至	R 5 R 6	24, 000			24, 000	
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	8, 019			自至	R 5 R 6	8, 019				8, 019
健康・医療電話相談業務委託	12, 650			自至	R 5 R 6	12, 650				12, 650
一般廃棄物収集運搬業務委託 (その2) (令和5年度債務負担行為)	321, 166			自至	R 5 R 6	321, 166				321, 166
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	37, 106			自至	R 5 R 6	37, 106				37, 106
都市農山村交流促進施設管理運営委託	15, 510			自至	R 5 R 10	15, 510				15, 510
中小企業サポート事業	28, 550			自至	R 5 R 6	28, 550				28, 550
賓日館管理運営委託	17, 890			自至	R 5 R 7	17, 890				17, 890
宮川堤公園観光客受入業務委託	6, 189			自至	R 5 R 6	6, 189				6, 189
観光地等混雑状況配信事業	2, 853			自至	R 5 R 6	2, 853				2, 853
伊勢への誘客促進事業	12, 014			自至	R 5 R 6	12, 014				12, 014
集大会・合宿誘致補助金	2,000			自至	R 5 R 6	2, 000				2, 000
神社「海の駅」駅舎管理運営委託	11, 274			自至	R 5 R 8	11, 274				11, 274
防災気象情報提供業務委託	6,000			自至	R 5 R 8	6, 000				6, 000
みなと小学校スクールバス運行業務委託	26, 502			自至	R 5 R 8	26, 502				26, 502
みなと小学校スクールタクシー運行業務委託	2, 936			自至	R 5 R 6	2, 936				2, 936
二見中学校スクールタクシー運行業務委託	1, 146			自至	R 5 R 6	1, 146				1, 146
生涯学習センター管理運営委託	454, 025			自至	R 5 R 10	454, 025				454, 025
観光文化会館管理運営委託	323, 285			自至	R 5 R 10	323, 285				323, 285
伊勢古市参宮街道資料館管理運営委託	22, 190			自至	R 5 R 10	22, 190				22, 190
伊勢河崎商人館管理運営委託	44, 015			自至	R 5 R 10	44, 015				44, 015
図書館管理運営委託	815, 700			自至	R 5 R 10	815, 700				815, 700
図書館電算管理システム更新業務委託	15, 000			自至	R 5 R 6	15, 000				15, 000

### 補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高 並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

								( <u> </u>
						当該年度中	増減見込み	   当該年度末
	区		分	前々年度末 現 在 高	前年度末 現在高	当該年度中起債見込額	当該年度中 元 金 償 還 見 込 額	現 在 高 見 込 額
1			補正前の額	34,989,133	37,245,999	3,006,700	3,436,941	36,815,758
普	通	債	補 正 額			32,100		32,100
			計	34,989,133	37,245,999	3,038,800	3,436,941	36,847,858
(8)			補正前の額	9,796,789	10,014,949	2,094,700	1,067,940	11,041,709
土	木	債	補 正 額			32,100		32,100
			計	9,796,789	10,014,949	2,126,800	1,067,940	11,073,809
4			補正前の額	24,183,053	22,740,382	300,000	2,042,162	20,998,220
臨時	財政 対	策債	補 正 額			△ 43,400		△ 43,400
			計	24,183,053	22,740,382	256,600	2,042,162	20,954,820
			補正前の額	59,664,368	60,417,418	3,377,700	5,547,652	58,247,466
	計		補 正 額			△ 11,300		△ 11,300
			計	59,664,368	60,417,418	3,366,400	5,547,652	58,236,166

<sup>\*</sup>当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

議案第102号

### 令和5年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和5年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、51,541千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,723,106千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日 提 出

伊勢市長 鈴木健 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

			Τ	(単位:十円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金		1, 230, 301	300	1, 230, 601
	1 他会計繰入金	880, 301	300	880, 601
6 繰越金		1	51, 241	51, 242
	1 繰越金	1	51, 241	51, 242
歳	入 合 計	12, 671, 565	51, 541	12, 723, 106

2 歳 出 (単位:千円)

					(中位・111)
	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費		166, 047	2,041	168, 088
		1 総務管理費	155, 876	2, 041	157, 917
3	国民健康保険事業		3, 159, 733	1, 214	3, 160, 947
	費納付金				
		1 医療給付費分	2, 056, 490	1, 214	2, 057, 704
4	保健事業費		187, 172	502	187, 674
		1 特定健康診査等事	164, 473	502	164, 975
		業費			
6	諸支出金		6, 915	47, 784	54, 699
		1 償還金及び還付加	6, 161	47, 784	53, 945
		算金			
	歳出	合     計	12, 671, 565	51, 541	12, 723, 106
	″4/4 H	н н	12, 011, 000	]	12, 120, 100

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金6 繰越金	補 正 前 の 額 1,230,301 1	第 正 額 300 51, 241	1, 230, 601 51, 242
歳 入 合 計	12, 671, 565	51, 541	12, 723, 106

# (歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	## #
1 総務費	166, 047	2, 041	168, 088
3 国民健康保険事業費納付金	3, 159, 733	1, 214	3, 160, 947
4 保健事業費	187, 172	502	187, 674
6 諸支出金	6, 915	47, 784	54, 699
歳出合計	12, 671, 565	51, 541	12, 723, 106

	補		正			の		財	-		源		内		訳	正 - 111/
	特			定			財		源			_		般	財	源
国 庫 支	出金	県	支	出	金	地	方	債	そ	の	他					1/2/5
																2, 041
																1, 214
																502
																47, 784
																E1 E41
																51, 541

## 2 歳 入

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
		繰入金	1, 230, 301	300	1, 230, 60
Ī	1	他会計繰入金	880, 301	300	880, 60
		1 一般会計繰入金	880, 301	300	880, 60
1		繰越金	1	51, 241	51, 24
f	1	繰越金	1	51, 241	51, 24
		1 繰越金		51, 241	51, 24

(国民健康保険特別会計)

			(単位:千円)
節		説	明
区 分	金 額	<b>司</b> 允	<del>191</del>
7 産前産後保	300	1 産前産後保険料繰入金	
険料繰入金			
1 前年度繰越	51, 241	1 前年度繰越金	
金	01, 211	1 时于汉林巡亚	

# 3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

		(項	1 総務管理	<b></b>			* T # 0	
	耖		項目	補正前の額	補正額	計	補正額の	財源内訳
	办		垻 日		佣 止 領	亩Τ	特定財源	一般財源
1			総務費	166, 047	2,041	168, 088		2, 041
	1		総務管理費	155, 876	2,041	157, 917		2, 041
		1	一般管理費	136, 444	2, 041	138, 485		2, 041
3			国民健康保険事 業費納付金	3, 159, 733	1, 214	3, 160, 947		1, 214
	1		医療給付費分	2, 056, 490	1, 214	2, 057, 704		1, 214
		1	一般被保険者医 療給付費分	2, 056, 489	1, 214	2, 057, 703		1, 214
4			保健事業費	187, 172	502	187, 674		502
	1		特定健康診査等 事業費	164, 473	502	164, 975		502
		1	特定健康診查等 事業費	164, 473	502	164, 975		502
			=tx -t- 11	C 015	47.704	E4 C00		47 704
6	-		諸支出金	6, 915	47, 784	54, 699		47, 784
	1	-	償還金及び還付加算金	6, 161	47, 784	53, 945		47, 784
		1	一般被保険者保 険料還付金	6, 100	1,000	7, 100		1, 000
		4	() 電影	1	46, 784	46, 785		46, 784

<u> : 千円)</u>
2, 041
(4,757) $(\triangle 2,716)$
1, 214 (1, 214)
502 (502)
(002)
1, 000 (1, 000)
46, 784 (46, 784)

### 給与費明細書

#### 1 一般職

(1)総 括

	1 / m/c	2 10									
			職員数		給			共 済 費	合 計		
≥	5	分	10 貝 奴	報酬	給 料	職員手当	計	共併其	ंचः हो।	備	考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補	正	後	(17)								
柵		. 1安	14	22,507	50,461	31,386	104,354	20,160	124,514		
補	Œ.	前	(17)								
1911	II.	刊	15	22,507	51,275	29,628	103,410	19,338	122,748		
lala		±s/e	(0)								
比		較	△1	0	△814	1,758	944	822	1,766		

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

	区分	扶養手当	通勤手当	期末及び勤勉手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当
	L 23	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	809	588	22,245	6,476	8
	補正前	198	653	21,668	5,834	15
	比 較	611	△65	577	642	△7

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

			職員数		給 与 費			共 済 費	合 計		
×	-	分	14版 貝 数	報酬	給 料	職員手当	計	共 併 复		備	考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補	Œ	後	(0)								
什	IE.		14		50,461	29,079	79,540	16,644	96,184		
補	正	44	(0)								
州	IE.	前	14		49,305	26,913	76,218	15,432	91,650		
Lila		dele	(0)								
比		較	0		1,156	2,166	3,322	1,212	4,534		

( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

	区分	扶養手当	通勤手当	期末及び勤勉手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当
		(千円)	(手円)	(千円)	(千円)	(手円)
職員手当の内訳	補正後	809	588	19,938	6,476	8
	補正前	198	597	19,139	5,704	15
	比 較	611	△9	799	772	△7

### イ 会計年度任用職員

			職員数		給 与 費			共 済 費	合 計		
×	-	分	10 貝 奴	報 酬	給 料	職員手当	計	共 併 賃	id. el	備	考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補	正	後	(17)								
THI			0	22,507	0	2,307	24,814	3,516	28,330		
補	Œ	前	(17)								
冊	III.	ĦIJ	1	22,507	1,970	2,715	27,192	3,906	31,098		
H		:la/s	(0)								
比		較	△1	0	$\triangle 1,970$	△408	$\triangle 2,378$	△390	△2,768		

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

	区分	通勤手当	期末手当	時間外勤務手当
	1 %	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	0	2,307	0
	補正前	56	2,529	130
	比較	△56	△222	△130

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

(4) 50	5/云山中及江川城员终7/9/城员飞水3柏村及04城员于3/9/组换银9/9/旭										
区分 増減額 (千円)		増減事由別内訳 (千円)		説	明	備考					
給 料	1,156	給与改定に伴う増減分	611			<ul><li>・令和5年度 給料の改定率 1.25%</li><li>・給与改定の実施時期 令和5年4月1日</li></ul>					
사다 시크	1,150	職員の異動等伴う増減分	545								
1000日 エル	2,166	給与改定に伴う増減分	458								
職員手当		職員の異動等伴う増減分	1,708								

#### (3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

#### ア 職員1人当たり給料

7 1825 17 17 18 7 18 1 1						
区	分	一般行政職				
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	300,671				
11104117111 MIL	平均年齢(歳、月)	39.9				
令和5年2月1日現在	平均給料月額(円)	292,407				
71/113年2月1日96年	平均年齢(歳、月)	37.10				

イ 初任給

1 1/2	1 1/7 1工作口							
区	分	一般行政職	国の制度					
	<i>J</i> J	(円)	一般行政職(円)					
補正後	高校卒	176,100	166,600					
州 正 夜	大学卒	202,400	196,200					
補正前	高 校 卒	164,100	154,600					
相正則	大学卒	191,700	185,200					

ウ 級別職員数								
区分	級	一般1 (一般職	「政職 給料表)					
		職員数(人)	構成比(%)					
	1級							
	2級	4	28.6					
	3 級	6	42.9					
	4級	2	14.3					
令和5年11月1日現在	5級	1	7.1					
	6級	1	7.1					
	7 級							
	8級							
	計	14	100.0					
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)						
		職員数(人)	構成比(%)					
	1級	1	7.1					
	2級	5	35.8					
	3 級	4	28.6					
令和5年2月1日現在	4級	2	14.3					
		1	7.1					
节和5年2月1日90年	5級	1	1.1					
节和5年2万1日初生	5級6級	1	7.1					
□ 1413年2月 I □ 961年	_							
7/110年2月1日発住	6級							

エ 期末手当・勤勉手当

-	- /91/1/ 1									
	区 分	支給期別	別支給率	支給率計(月分)	職務上の段階、職務の	備	考			
	区 刀	6月(月分)	12月 (月分)	文和华司(万万)	級等による加算措置	1/111	与			
Г	本年度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有					
	本平度	2.20	2.30	4.50	79					
Г	前年度	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有					
	刊十段	2.20	2.20	4.40	Ti Ti					
Г	国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有					
L	国区川内及	2.20	2.30	4.50	79					

<sup>( )</sup>は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第103号

### 令和5年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

令和5年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、14,021千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,482,473千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日 提 出

伊勢市長 鈴木健 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正 1 歳 入

				(単位:十円) 
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		2, 088, 424	△14 <b>,</b> 021	2, 074, 403
	1 一般会計繰入金	2, 088, 424	△14, 021	2, 074, 403
	<u> </u>			
歳   入	合 計	3, 496, 494	△14 <b>,</b> 021	3, 482, 473

2 歳 出 (単位:千円)

	<u> </u>				-				(単位:十円)
款		項	補	正前	の額	補	正額		計
1 総務費					79, 673		△14, 02	1	65, 652
		1 総務管理費			74, 698		△14, 02	1	60, 677
歳	出	<u></u>	+	<u> </u>	496, 494		△14, 02	1	2 400 470
<i>历</i> 义	Щ	<u> П</u> п	1	ی, ا	490, 494		△14, 02	1	3, 482, 473

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

(//X / )	地 正 並 の 畑	姑 丁 姬	=T (→\m · 111)
款	補 正 前 の 額	補 正 額	<b>計</b>
2 繰入金	2, 088, 424	△14, 021	2, 074, 403
歳 入 合 計	3, 496, 494	△14, 021	3, 482, 473

(歳 出)

(水) 口 /	1		
款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	79, 673	△14, 021	65, 652
1 秘伤其	19, 673	△14, 021	və, vəz
III A ST			
歳出合計	3, 496, 494	△14, 021	3, 482, 473

			補				Œ			の			財			源		内			尺 尺	
			华	<b>寺</b>				定			財			源					般	財		源
国	庫	左	出	金	ļ	具	支	出	金	地	方	. ,	債	そ	の	他			川文			1///
																					Δ	∆14, 021
																					Δ	14, 021

# 2 歳 入

(後期高齢者医療特別会計)

	-k-			(単位:千円)
	<b></b>	説	明	
区 分	金 額	Юп	-21	
1 一般会計繰 入金	△14, 021	1 市事務費繰入金 2 保健・介護予防一体的実施事業繰入金	:	△10, 193 △3, 828

### 3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

	in line			(単位:千円)
	<b>節</b>	説	明	
区分	金額	月 <b>7</b> 几	97	
1 共口無川	△845	1 人 / / / 佛弗士公市光		A 10, 109
1 報酬	△845	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費(一般管理費)		$\triangle 10, 193$ ( $\triangle 9, 770$ )
2 給料	△8, 659	(2) 会計年度任用職員人件費(一般管理費	₹)	$(\triangle 423)$
3 職員手当等	△2, 300	   2 保健・介護予防一体的実施事業		△3,828
		(1) 保健・介護予防一体的実施事業		$(\triangle 3, 828)$
4 共済費	$\triangle 2,287$			
8 旅費	70			

### 給与費明細書

### 1 一般職

(1)総 括

	上ノ形	5 1白									
			職員数		給	<b></b> 費		共 済 費	合 計		
×	区分	- 東 - 東	報酬	給 料	職員手当	計	六 闭 复		備	考	
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補	正	後	(4)								
刊	IE	1友	7	6,347	22,703	13,603	42,653	8,713	51,366		
補	正	前	(3)								
THI	Ш.	Bu	9	7,192	31,362	15,903	54,457	11,000	65,457		
比		較	(1)								
νL		収	$\triangle 2$	△845	△8,659	△2,300	△11,804	$\triangle 2,287$	△14,091		

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

	区分	扶養手当	通勤手当	期末及び勤勉手当	時間外勤務手当	管理職手当	特殊勤務手当
	, , , , ,	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	660	186	8,775	3,963	0	5
	補正前	558	581	12,193	2,067	480	10
	比 較	102	△395	△3,418	1,896	△480	△5

### ア 会計年度任用職員以外の職員

	区分		職員数		給	ラ 費		共 済 費	合 計	
X			14 貝 数	報酬	給 料	職員手当	計	大 河 复	(a) (i)	備考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補	正	後	(0)							
冊	11.	. 1友	6		20,665	12,816	33,481	7,132	40,613	
補	正	前	(0)							
刊	II.	. 111	7		27,355	14,167	41,522	8,861	50,383	
比		較	(0)							
IL.		収	$\triangle 1$		$\triangle 6,690$	$\triangle 1,351$	$\triangle 8,041$	$\triangle 1,729$	$\triangle 9,770$	

( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

_							
	区分	扶養手当	通勤手当	期末及び勤勉手当	時間外勤務手当	管理職手当	特殊勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	660	156	8,231	3,750	0	5
	補正前	558	361	10,994	1,750	480	10
	比 較	102	△205	△2,763	2,000	△480	△5

### イ 会計年度任用職員

			職員数		給	<b></b> 費		共 済 費	合 計		
X		分	1	報酬	給 料	職員手当	計	共 併 其		備	考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補	Œ	後	(4)								
THI	-11-	1/2	1	6,347	2,038	787	9,172	1,581	10,753		
補	正	前	(3)								
刊	TE.	Bil	2	7,192	4,007	1,736	12,935	2,139	15,074		
比		較	(1)								
ഥ		収	△1	△845	△1,969	△949	△3,763	△558	△4,321		

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

	区分	通勤手当	期末手当	時間外勤務手当
	,	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	30	544	213
	補正前	220	1,199	317
	比 較	△190	△655	△104

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)			説	明	備考
給 料	△6,690	給与改定に伴う増減分	137			・令和5年度 給料の改定率 0.87% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
No 14	△6,690	職員の異動等伴う増減分	△6,827			
<b>学</b> 日 ポ ル		給与改定に伴う増減分	157			
職員手当	△1,351	職員の異動等伴う増減分	△1,508			

### (3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

#### ア 職員1人当たり給料

7 1MS(17) 1 (C)/1411					
区	分	一般行政職			
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	321,300			
节和3年11万1日96年	平均年齢(歳、月)	44.0			
令和5年2月1日現在	平均給料月額(円)	324,714			
节和5年2月1日96江	平均年齢(歳、月)	44.6			

イ 初任給

区	分	一般行政職	国の制度			
	23	(円)	一般行政職(円)			
補正後	高 校 卒	176,100	166,600			
州丘坂	大学卒	202,400	196,200			
補正前	高校卒	164,100	154,600			
州上川	大学卒	191,700	185,200			

<u>ウ級別職員数</u>						
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)				
		職員数(人)	構成比(%)			
	1級					
	2級					
	3級	4	66.6			
	4級	1	16.7			
令和5年11月1日現在	5級	1	16.7			
	6級					
	7級					
	8級					
	計	6	100.0			
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)				
		職員数(人)	構成比(%)			
	1級					
	2級					
	3 級	5	71.4			
令和5年2月1日現在	4級	1	14.3			
17月10年2月1日発任	5 級					
	6級	1	14.3			
	7級					
	8級					

エ 期末手当・勤勉手当

-								
	区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職務上の段階、職務の	備	考	
L	区 刀	6月(月分)	12月 (月分)	文和平司(万刀)	級等による加算措置	1/用3	75	
ſ	補正後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有			
L	IIII LL IX	2.20	2.30	4.50	TH.			
	補正前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有			
L	IM TITE IN	2.20	2.20	4.40	.19			
	国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有			
	国初的及	2.20	2.30	4.50	75			

<sup>( )</sup>は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

_	74	_

議案第104号

### 令和5年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算 (第2号)

令和5年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、15,529千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,197,036千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日 提 出

伊勢市長 鈴木健一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

		,		(単位:十円) 
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 繰入金		2, 757, 388	△15, 529	2, 741, 859
6 繰入金	1 一般会計繰入金	2, 757, 388 2, 330, 541	△15, 529  △15, 529	2, 741, 859 2, 315, 012
歳 入	습	15, 212, 565	△15, 529	15, 197, 036

2 歳 出 (単位:千円)

乙		I	1.6	1.5	(手位・111)
款		項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費			296, 870	△15, 529	281, 341
		1 総務管理費	221, 474	△15, 529	205, 945
歳	Ш	合 計	15, 212, 565	△15, 529	15, 197, 036
				1	

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
( )	補 正 前 の 額 2,757,388	補 正 額 △ 15, 529	11.17
歳入合計	15, 212, 565	△15, 529	15, 197, 036

(歳 出)

(成) 山)	Τ		<u> </u>
款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	296, 870	△15, 529	281, 341
歳 出 合 計	15, 212, 565	△15, 529	15, 197, 036

			補				Œ			の				財			源		内			訳	12. 1 1 1	
			4	寺				定			貝	け			源				_	彤	T.	財	源	
围	庫	支	出	金	J	具	支	出	金	地	į	方	債		そ	の	他	<u>h</u>		/4/	×	77.1	1005	
																							$\triangle 15,529$	
			_																					
																							△15, 529	

# 2 歳 入

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
6		繰入金	2, 757, 388	△15, 529	2,741,859
1		一般会計繰入金	2, 330, 541	$\triangle 15,529$	2, 315, 012
	2	繰入金 一般会計繰入金 その他一般会計繰入金	2, 757, 388 2, 330, 541 295, 321	△15, 529 △15, 529 △15, 529	2, 741, 859 2, 315, 012 279, 792

(介護保険特別会計)

質	:		(単位:千円)
			明
区分	金 額		
1 職員給与費	△15, 529	1 職員給与費等繰入金	
1 職員給与費 等繰入金	,		

### 3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

	A:			(単位:千円)
区分	命 金 額	説	明	
	立 切			
1 報酬	△1, 906	1 人件費支給事業		△15, 529
2 給料	△9, 611	<ul><li>(1) 一般職員人件費(一般管理費)</li><li>(2) 会計年度任用職員人件費(一般管)</li></ul>	理書)	$(\triangle 10, 444)$ $(\triangle 5, 085)$
3 職員手当等	△2, 006		-19/	(20,000)
4 共済費	$\triangle 2,006$			

### 給与費明細書

### 1 一般職

(1)総 括

	Lノ形	<u> 1白</u>									
			職員数		給	<b></b> 費		共 済 費	合 計		
×		分	- 東 - 東	報酬	給 料	職員手当	計	六 闭 复		備	考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補	正	後	(37)								
THI	ш.	1/2	14	66,167	49,576	36,798	152,541	27,691	180,232		
補	正	前	(37)								
柵	IE.	Hill	17	68,073	59,187	38,914	166,174	29,697	195,871		
比		較	(0)								
1-L		収	$\triangle 3$	△1,906	△9,611	△2,116	△13,633	△2,006	△15,639		

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末及び勤勉手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当
	,,,	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	1,374	731	1,290	27,514	5,230	9
	補正前	918	1,007	972	30,519	4,833	15
	比 較	456	△276	318	△3,005	397	$\triangle 6$

### ア 会計年度任用職員以外の職員

			職員数		給	ラ 費		共 済 費	合 計	
×	5	分	14 貝 数	報酬	給 料	職員手当	計	大 河 复	(a) (i)	備考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補	正	後	(0)							
柵	IE	. 1友	14		49,576	29,247	78,823	16,089	94,912	
補	正	前	(0)							
柵	IE	. [1]	16		57,149	30,828	87,977	17,489	105,466	
比		較	(0)							
νL		収	$\triangle 2$		△7,573	△1,581	$\triangle 9,154$	$\triangle 1,400$	$\triangle 10,554$	

( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末及び勤勉手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	1,374	731	1,290	19,963	5,230	9
	補正前	918	949	972	22,524	4,800	15
	比 較	456	△218	318	△2,561	430	△6

### イ 会計年度任用職員

			職員数		給	<b></b>		共 済 費	合 計		
区		分	1	報酬	給 料	職員手当	計	共 併 其		備ま	考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
補	Œ	後	(37)								
刊	IE	1友	0	66,167	0	7,551	73,718	11,602	85,320		
補	正	前	(37)								
刊	IE.	84	1	68,073	2,038	8,086	78,197	12,208	90,405		
比		較	(0)								
ഥ		収	△1	△1,906	△2,038	△535	$\triangle 4,479$	△606	△5,085		

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

	区分	通勤手当	期末手当	時間外勤務手当
	,	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内 訳	補正後	0	7,551	0
	補正前	58	7,995	33
	比 較	△58	△444	△33

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説	明	備考
給料	△7,573	給与改定に伴う増減分	746			・令和5年度 給料の改定率 1.56% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
超 科 △		職員の異動等伴う増減分	△8,319			
職員手当	△1,581	給与改定に伴う増減分	508			
		職員の異動等伴う増減分	△2,089			

### (3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

#### ア 職員1人当たり給料

/ IMSE 1/C //III I							
区	分	一般行政職					
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	295,357					
节和3年11万1日96年	平均年齢(歳、月)	38.4					
令和5年2月1日現在	平均給料月額(円)	300,735					
节和5年2月1日96江	平均年齢(歳、月)	39.4					

イ 初任給

区	分	一般行政職	国の制度					
	23	(円)	一般行政職(円)					
補正後	高 校 卒	176,100	166,600					
州丘坂	大学卒	202,400	196,200					
補正前	高校卒	164,100	154,600					
	大学卒	191,700	185,200					

ウ 級別職員数							
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)					
		職員数(人)	構成比(%)				
	1級	2	14.3				
	2級	5	35.8				
	3 級	1 7.					
	4 級	4	28.6				
令和5年11月1日現在	5 級	1	7.1				
	6級	1	7.1				
	7級						
	8級						
	計	14	100.0				
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)					
		職員数(人)	構成比(%)				
	1級	2	11.7				
	2級	6	35.3				
	3 級	1	5.9				
令和5年2月1日現在	4 級	6	35.3				
17110年2月1日発任	5 級	1	5.9				
	6級	1	5.9				
	7級						
	8級						

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別	川支給率	支給率計(月分)	職務上の段階、職務の	備考
区 万	6月(月分)	12月 (月分)		級等による加算措置	1佣 与
補正後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
III III IX	2.20	2.30	4.50	п	
補正前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有	
781111111	2.20	2.20	4.40	111	
国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50	79	

<sup>( )</sup>は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第105号

### 令和5年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算(第1号)

令和5年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、516千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、500、343千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年12月4日 提 出

伊勢市長 鈴木健一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位: 千円)

1 成	<u> </u>	<u> </u>					1				<u> </u>
款		項		補	正前	の額	補	正	額	<b>=</b>	+
3 繰越金						10			516		526
		1 繰越金				10			516		526
歳	入	<u></u> 合	計			99, 827			516		500, 343
	* •					,					

2 歳 出 (単位:千円)

	<u> </u>				1	(七位・111)
款		項	補 正 前 の	額補	正額	計
1 観光交通対策	<b></b>		499,	826	516	500, 342
費						
	1 管理		499,	826	516	500, 342
			<u> </u>			,
歳	出 合	<u> </u>	499,	827	516	500, 343

# 第 2 表 債務負担行為

事 項	期間	限 度 額(千円)
ゴールデンウィーク交通対策シャトル	自 令和5年度	2.4 5.40
バス運行等業務委託	至 令和6年度	34, 540
ゴールデンウィーク交通規制セーフティ	自 令和5年度	0.000
コーン等設置撤去業務委託	至 令和6年度	2, 909

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

(	1 15 - 11 11	L 15	(平位·I口)
款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
款   3   繰越金	補 正 前 の 額 10	有正有 516	526
歳入合計	499, 827	516	500, 343

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業費	499, 826	516	500, 342
歳出合計	499, 827	516	500, 343

(単位:千円)

			補				Œ			の				財			源		F	勺			尺	
				寺				定			則				源				_		般	財		源
国	庫	支	出	金	児	1	支	出	金	地		方	債	_	そ	の	他				/4×	7/1		1//1
																								516
														$\downarrow$				_						
																								516

## 2 歳 入

(観光交通対策特別会計)

(単位:千円)

節	i		(単位:千円) 
区分	金額	記	明
		N. C.	
1 前年度繰越金	516	1 前年度繰越金	
MZ.			

## 3 歳 出

# (款) 1 観光交通対策事業費 (項) 1 管理費

	款		1 管埋費					補正額の	財源内訳
	澎	7	項目	補正前の額	補正	額	計	特定財源	一般財源
1			観光交通対策事	499, 826		516	500, 342		516
	1		管理費	499, 826		516	500, 342		516
	1	1	<ul><li>一次通対策事</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通対策</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li><li>一次通过</li>&lt;</ul>	499, 826 499, 826 499, 826		516 516 516	500, 342 500, 342 500, 342		

(単位:千円)

		在	節		1				(単位:千円)
	区	分	金	額	1		説	明	
	 小小小			A 177		1 / 中 弗 士 : 公 古 平			F10
1	給料	- \10 bete		△177		人件費支給事業 (1) 一般職員人件費	(管理費)		516 (516)
1		手当等		669					
$\frac{1}{4}$	 共済的	費		24					

#### 給与費明細書

#### 1 一般職

(1)総 括

	<u> </u>	2 J 🗆								
			職員数		給	· 費		共 済 費	合 計	
[	Κ.	分	- 服 貝 奴	報酬	給 料	職員手当	計	共 併 質	[H] [H]	備考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補	Œ	後	(1)							
THE	ш.	1/2	3	2,035	10,889	7,673	20,597	4,122	24,719	
補	Œ	前	(1)							
1111	ш	נינו	3	2,035	11,066	7,424	20,525	4,098	24,623	
比		較	(0)							
1111		収	0	0	△177	249	72	24	96	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末及び勤勉手当	時間外勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	570	157	297	4,849	1,800
	補正前	558	136	324	4,756	1,650
	比 較	12	21	△27	93	150

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

			職員数		給	<b></b> 費		共 済 費	合 計	
X		分	槭 貝 级	報酬	給 料	職員手当	計	共 済 費		備考
			(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補	正	後	(0)							
THI	ш.	1友	3		10,889	7,461	18,350	3,821	22,171	
補	Œ	前	(0)							
THE	Ш.	Bu	3		11,066	7,212	18,278	3,797	22,075	
比		較	(0)							
14		収	0		△177	249	72	24	96	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末及び勤勉手当	時間外勤務手当
l		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	570	157	297	4,637	1,800
	補正前	558	136	324	4,544	1,650
	比 較	12	21	△27	93	150

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説	明	備考
給 料	△177	給与改定に伴う増減分	129			<ul><li>・令和5年度 給料の改定率 1.30%</li><li>・給与改定の実施時期 令和5年4月1日</li></ul>
WH 4-1		職員の異動等伴う増減分	△306			
職員手当	249	給与改定に伴う増減分	106			
		職員の異動等伴う増減分	143			

#### (3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

<u> </u>	ンかロイイ	
区	分	一般行政職
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	307,333
7和3年11万1日90年	平均年齢(歳、月)	38.10
令和5年2月1日現在	平均給料月額(円)	306,033
□ 〒和9年2月1日列任	平均年齢(歳、月)	39.4

イ初任給

-1 193	11上小口		
区	分	一般行政職	国の制度
		(円)	一般行政職(円)
補正後	高校卒	176,100	166,600
州 正 夜	大学卒	202,400	196,200
補正前	高校卒	164,100	154,600
無止則	大学卒	191,700	185,200

ウ 級別職員数

<u> </u>			
区分	級		テ政職 給料表)
		職員数(人)	構成比(%)
	1級		
	2級	1	33.3
	3 級		
	4 級	1	33.3
令和5年11月1日現在	5 級	1	33.3
	6級		
	7級		
	8級		
	計	3	100.0
区分	級		テ政職 給料表)
		職員数(人)	構成比(%)
	1級		
	2級	1	33.3
	3級		
<b>○</b> 和5年0日1日明末	4級	1	33.3
令和5年2月1日現在	5級	1	33.3
	6級		
	6級 7級		
	- 10		

エ 期末手当・勤勉手当

	- 791/K J						
	区分	支給期別	別支給率	古公索針(日公)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備	考
	△ 刀	6月(月分)	12月 (月分)	文和平可(万刃)	級等による加算措置	77111	15
	補正後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有		
	THI 111.100	2.20	2.30	4.50	111		
	補正前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有		
	州北月	2.20	2.20	4.40	/H		
	国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有		
l		2.20	2.30	4.50	/H		

( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

## 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、 支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

												(+117	1 1 1 /
					末まて		= 7		度以降の		左の財	源内訳	
事	項	限度額	支出	呂(月	記込み	.)額		支出	予定額	特	定 財	源	一般財源
			期	間	金	額	期	間	金 額	国県支出金	地方債	その他	川又 只 1 7/5
ゴールデン	フィーク交通対策	34, 540					自	R 5	34, 540			34, 540	
シャトルバス	ス運行等業務委託	54, 540					至	R 6	54, 540			34, 340	
	⁄ ウィーク交通 ′ ティコーン等						自	R 5	2, 909			2, 909	
	去業務委託						至	R 6	2, 909			2, 909	

#### 議案第106号

令和5年度伊勢市病院事業会計補正予算(第1号)

#### (総 則)

第1条 令和5年度伊勢市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

#### (収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 (単位:千円)

	支					ļ	Ц
	款			項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院	事 業	費用		8, 771, 912	48, 275	8, 820, 187
第1項	医	業	費	用	8, 379, 768	47, 817	8, 427, 585
第2項	健	診	費	用	228, 068	458	228, 526

#### (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位:千円)

項		I	既決予定額	補正予定額	計
(1)職 員	給 与	費	4, 507, 865	48, 275	4, 556, 140

令和5年12月4日 提出

伊勢市長 鈴木健 一

令和 5 年度伊勢市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出 (単位:千円)

_								(半位・1円/
			支			出	4	
	款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	備	考
1.	病院事業 費 用			8,771,912	48,275	8,820,187		
		1. 医業費用		8,379,768	47,817	8,427,585		
			1. 給 与 費	4,375,570	47,817	4,423,387	給 料	16,894
							手 当 等	20,338
							法定福利費	3,439
							退職給付費	7,146
		2. 健診費用		228,068	458	228,526		
			1. 給 与 費	151,455	458	151,913	給 料	140
							手 当 等	268
							法定福利費	50

## 令和5年度 伊勢市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

		(単位:千円)
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	A 49C 704
	当年度純利益	△436, 724
	減価償却費	1,008,696
	長期貸付金免除額	34, 770
	退職給付引当金の増加額	140, 893
	賞与引当金の増加額	15, 141
	法定福利費引当金の増加額	3, 698
	貸倒引当金の増加額	62
	長期前受金戻入額	$\triangle 455, 205$
	支払利息	60, 760
	固定資産除却費	3, 000
	未収金の減少額	571, 391
	未払金の減少額	△73, 376
	たな卸資産の増加額	△22, 126
	その他流動負債の減少額	△1,690
	小 計	849, 290
	利息の支払額	△60, 760
	業務活動によるキャッシュ・フロー	788, 530
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	$\triangle 136,364$
	長期貸付金による支出	△37, 080
	長期貸付金の返還による収入	3, 954
	基金繰入金による収入	37, 080
	基金積立金による減少額	$\triangle 6,954$
	一般会計からの繰入金による収入	474, 224
	寄附金による収入	3,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	337, 860
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入による収入	1,000,000
	一時借入の償還による支出	$\triangle$ 1, 000, 000
	建設改良企業債による収入	100, 000
	建設改良企業債の償還による支出	$\triangle 951,358$
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 851, 358
	資金増加額	275, 032
	資金期首残高	1, 247, 043
	資金期末残高	1, 522, 075

## 給 与 費 明 細 書

#### 1 総 括

			<b>聯 昌 粉</b>	( )		給 4	<b></b> 費		法定福利費	災害補償費	合計
区		分	職員数(人)		報酬	給 料	手 当	計	仏だ佃利貝	火古州貝貝	
			特別職	一般職	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補	Œ	後	1	(172) 439	553, 921	1, 632, 137	1, 746, 323	3, 932, 381	622, 759	1,000	4, 556, 140
補	Œ	前	1	(172) 439	553, 921	1, 615, 103	1, 718, 571	3, 887, 595	619, 270	1,000	4, 507, 865
比		較	0	(0)	0	17, 034	27, 752	44, 786	3, 489	0	48, 275

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

	区分	地域手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末及び 勤勉手当	時間外勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	52, 846	38, 169	24, 744	29, 582	690, 801	194, 441
	補正前	52, 453	38, 169	24, 744	29, 582	671, 872	193, 379
手当の	比 較	393	0	0	0	18, 929	1,062
内 訳	区分	夜間勤務手当	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	宿日直手当	特殊勤務手当	退職給付費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	34, 921	18, 231	2, 397	25, 188	436, 420	198, 583
	補正前	34, 699	18, 231	2, 397	25, 188	436, 420	191, 437
	比 較	222	0	0	0	0	7, 146

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

	) 7	국리] 노	一及江川東	貝以がり	联貝					
			職員数	(人)	給	与	費	法定福利費	災害補償費	合計
×		分	100 貝 奴		給 料	手 当	計	[仏だ田刊頁	火石州貝貝	
			特別職	一般職	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補	正	後	1	(7)	1, 605, 482	1, 706, 507	3, 311, 989	573, 169	1,000	3, 886, 158
				429						
補	正	前	1	(7) 429	1, 588, 448	1, 678, 755	3, 267, 203	569, 680	1,000	3, 837, 883
比		較	0	(0)	17, 034	27, 752	44, 786	3, 489	0	48, 275

#### ()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

	区分	地域手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末及び 勤勉手当	時間外勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	52, 846	38, 169	23, 839	29, 582	663, 900	193, 480
	補正前	52, 453	38, 169	23, 839	29, 582	644, 971	192, 418
手当の	比 較	393	0	0	0	18, 929	1,062
内 訳	区分	夜間勤務手当	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	宿日直手当	特殊勤務手当	退職給付費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	(千円) 33,527	(千円) 18,231		(千円) 25, 188	(千円) 432, 527	(千円) 192,821
				(千円)			

#### イ 会計年度任用職員

						給 与	尹 費			
区		分	職員数(人)		報酬	給 料	手当	計	法定福利費	合計
			特別職	一般職	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補	Œ	後	0	(165) 10	553, 921	26, 655	39, 816	620, 392	49, 590	669, 982
補	正	前	0	(165) 10	553, 921	26, 655	39, 816	620, 392	49, 590	669, 982
比		較	0	(0)	0	0	0	0	0	0

#### ()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

	区分	通勤手当	期末手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	特殊勤務手当	退職給付費
手当の		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
7=0	補正後	905	26, 901	961	1, 394	3, 893	5, 762
内 訳	補正前	905	26, 901	961	1, 394	3, 893	5, 762
	比 較	0	0	0	0	0	0

#### 2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の増減額の明細

区分	増 減 額	増減事由別	内訳	説	明	備考
区分	(千円)	(千円)		机儿	197]	7曲
給料	17, 034	給与改定に伴う増加分	17, 034			・令和5年度 給料の改定率 1.1% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
手当	27, 752	給与改定に伴う増加分	27, 752			

#### 3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の状況

#### ア 職員1人当たり給料

区	分	医師	医療技術員	看護師	准看護師	事務員	労務員
令和5年 11月1日 現 在	平均給料月額(円)	468, 454	300, 933	290, 479	265, 932	313, 205	200, 413
	平均年齢(歳、月)	43.0	39. 2	39.8	60. 10	44.3	54. 1
令和5年 2月1日	平均給料月額(円)	472, 209	300, 399	288, 810	265, 014	310, 788	236, 519
現在	平均年齢(歳、月)	43. 9	39. 2	39. 5	60. 1	42.7	53. 4

#### イ 初任給

区	分	医 師	医療技術員	看 護 師	准看護師	事 務 員	労 務 員
	高校卒(円)				養成所卒181,800	176, 100	173, 700
市の制度	短 大 卒 (円)		2 卒 196, 200 3 卒 208, 000	1 '			
	大 学 卒 (円)	博士修了345,000 6 卒 317,200	4 卒 214, 400	214, 400		202, 400	
	高校卒(円)				養成所卒183,500	166, 600	164, 000
国の制度	短 大 卒 (円)		2 卒 182,700 3 卒 193,500	1 '			
	大 学 卒 (円)	博士修了345,000 6 卒 264,700	l ' '	l 225, 800		総合職208,000 一般職196,200	

#### ウ 級別職員数

区分	級	医	師	医療技	支 術 員	看 i	隻 師	准看	護師	事	务 員	労 着	务 員
区分	79X	職員数(人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比 (%)	職員数(人)	構成比 (%)
	1級	15	27. 7			6	2. 5						
	2級	7	13.0	35	37.6	(2) 102	(100. 0) 43. 2	(2) 1	(100.0) 25.0	(1) 5	(50. 0) 20. 0	(1) 3	(100. 0) 100. 0
	3級	5	9.3	33	35. 5	84	35. 4	3	75.0	6	24. 0		
	4級	21	38. 9	17	18. 3	27	11.4			(1) 9	(50. 0) 36. 0		
令和5年	5級	6	11.1	3	3. 2	14	5. 9						
11月1日 現 在	6級			3	3. 2	2	0.8			4	16.0		
	7級			2	2. 2	1	0.4						
	8級					1	0.4			1	4.0		
	9級												
	計	54	100.0	93	100.0	(2) 237	(100. 0) 100. 0	(2) 4	(100. 0) 100. 0	(2) 25	(100. 0) 100. 0	(1) 3	(100. 0) 100. 0
	1級	15	26.8			4	1.6						
	2級	6	10.7	32	35. 6	(2) 108	(100, 0) 44, 1	(2) 1	(100. 0) 25. 0	(1) 7	(100, 0) 25, 9	(1) 2	(100. 0) 66. 7
	3級	6	10.7	36	40.0	91	37. 2	3	75. 0	6	22.2		
	4級	21	37. 5	13	14. 4	25	10. 2			8	29. 6		
令和5年 2月1日	5級	8	14.3	5	5. 6	13	5.3					1	33. 3
現在	6級			2	2.2	3	1.2			5	18. 6		
	7級			2	2. 2								
	8級					1	0.4			1	3. 7		
	9級												
	計	56	100.0	90	100.0	(2) 245	(100. 0) 100. 0	(2) 4	(100. 0) 100. 0	(1) 27	(100. 0) 100. 0	(1) 3	(100. 0) 100. 0

#### ()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

#### (級別の基準となる職務)

区		分	1	級	2:	級	3	級	4級		5 級	6級	7級	8級
医	療	職	医	員	医	長	診療各科 診療 名副 音	千科の	診療各科の音 診療各科 副 部 Ӈ	の 長	院 副 院 の 療 を 急 を り り り を き た ン り そ っ で う っ で う っ の っ の っ の っ の っ の っ の っ の っ の 。 の の の の			
_	般	職	職	員	職	員	主職	事員	係 長 主任看護		副薬局機構長	薬 局 長     室 長     課 長     看護副部長	次 長参 事	部長
技能	治労	務職	技能労	務職員	技能労	務職員	技能労	務職員	副主任	£	係 長 主 任			

#### エ 期末手当・勤勉手当

区分	支 給 期 別	リ 支 給 率	支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の
	6月 (月分)	12 月 (月分)	文和平可 (万刀)	級等による加算措置
補 正 後	(1. 15) 2. 2	(1. 2) 2. 3	(2. 35) 4. 5	有
補 正 前	(1. 15) 2. 2	(1. 15) 2. 2	(2. 3) 4. 4	有
一般会計の制度	(1. 15) 2. 2	(1. 2) 2. 3	(2. 35) 4. 5	有

<sup>()</sup>は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

## 令和5年度 伊勢市病院事業予定貸借対照表 (令和6年3月31日)

(単位:千円)

## 資 産 の 部

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ. 土地		1, 572, 579		
口. 建物	12, 588, 712			
減価償却累計額	$\triangle$ 1, 798, 591	10, 790, 121		
ハ. 構築物	1, 530, 515			
減価償却累計額	$\triangle$ 264, 777	1, 265, 738		
ニ. 器械備品	5, 470, 126			
減価償却累計額	△ 4, 111, 599	1, 358, 527		
ホ. 車両	8, 810			
減価償却累計額	△ 7,032	1,778		
有形固定資産合計	_		14, 988, 743	
(2)無形固定資産				
イ. 電話加入権		3, 563		
無形固定資產合計			3, 563	
(3)投資その他の資産				
イ. 長期貸付金		318, 491		
口. 基金		166, 730		
投資その他の資産合計			485, 221	
固定資産合計				15, 477, 527
四尺貝座百司				15, 477, 527
2. 流動資産				
(1) 現金預金			1, 522, 075	
(2) 未収金		1, 013, 025	1, 022, 010	
貸倒引当金		$\triangle$ 96, 226	916, 799	
(3) 貯蔵品			95, 597	
(0) /////				
流動資産合計				2, 534, 471
資産合計				18, 011, 998

## 負 債 の 部

<ol> <li>3. 固定負債</li> <li>(1)企業債</li> <li>イ. 建設改良等企業債</li> <li>企業債合計</li> <li>(2)引当金</li> <li>イ. 退職給付引当金</li> <li>引当金合計</li> <li>固定負債合計</li> </ol>	9, 480, 294	9, 480, 294 1, 934, 873	11, 415, 167
<ul> <li>4. 流動負債</li> <li>(1) 企業債</li> <li>イ. 建設改良等企業債</li> <li>企業債合計</li> <li>(2) 未払金</li> <li>(3) 引当金</li> <li>イ. 賞与引当金</li> <li>ロ. 法定福利費引当金</li> </ul>	983, 809 221, 587 43, 576	983, 809 571, 625	
引当金合計 (4)その他流動負債		265, 163 1, 000	
流動負債合計			1, 821, 597
5. 繰延収益 長期前受金 収益化累計額		4, 230, 949 △ 2, 763, 813	
繰延収益合計			1, 467, 136
負債合計			14, 703, 900

## 資 本 の 部

6. 資本金			4, 254, 000
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ. 受贈財産評価額	141,808		
口. 他会計補助金	89, 846		
ハ.工事負担金	53, 395		
二. 寄附金	72, 891		
ホ. 他会計負担金	668, 122		
資本剰余金合計		1, 026, 062	
(2) 欠損金			
イ. 当年度未処理欠損金	1,971,964		
欠損金合計		1, 971, 964	
剰余金合計			<u>△ 945, 902</u>
資本合計			3, 308, 098
負債資本合計			18, 011, 998

#### 注記

- I 重要な会計方針
  - 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品 先入先出法による原価法
  - 2 固定資産の減価償却の方法
    - (1) 有形固定資産
      - ・減価償却の方法 定額法
      - ・主な耐用年数

建物8年~47年構築物15年~50年器械備品3年~15年

車両 6年

- 3 引当金の計上方法
  - (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している(なお、他会計が負担すると見込まれる金額82,531,111円を除く)。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4)貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込 額を計上している。

4 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ 予定キャッシュフロー計算書に関する注記

当事業年度において重要な非資金取引は予定していない。

Ⅲ 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は4,185,641千円である。

#### IV その他

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当として 57,691千円を支給するために、退職給付引当金 57,691千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当として 675,660千円を支給するために、 賞与引当金 206,446千円を使用し、これに伴う法定福利費として 116,790千円を支出す るために、法定福利費引当金 39,878千円を使用する。

#### 議案第107号

令和5年度 伊勢市水道事業会計補正予算(第1号)

#### (総 則)

第1条 令和5年度伊勢市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 令和5年度伊勢市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の 予定量を次のとおり補正する。

項目	既決予定量	補正予定量	<b>≣</b> +
(4) 主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	927, 752 千円	5, 526 千円	933, 278 千円
ウ 老 朽 管 更 新 事 業	631,921 千円	220 千円	632, 141 千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

	支		出	
款	項	既 決 予 定 額	補正予定額	=-
第1款 才	く道事業費用	2, 584, 807	△9, 784	2, 575, 023
第1項	営業費用	2, 454, 126	△9, 784	2, 444, 342

#### (資本的収入及び支出)

(単位 千円)

支			出	
款	項	既 決 予 定 額	補正予定額	計
第1款 資	本的支出	2, 092, 125	5, 746	2, 097, 871
第1項	建設改良費	1, 691, 330	5, 746	1, 697, 076

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既 決 予 定 額	補正予定額	計
(1)職員給与費	265, 431	$\triangle 3,893$	261, 538

令和5年12月4日 提出

伊勢市長 鈴木健 一

## 令和5年度伊勢市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

## 収益的収入及び支出

(単位 千円)

	支		出		
款項目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 水道事業費用	2, 584, 807	△9, 784	2, 575, 023		
1 営業費用	2, 454, 126	△9, 784	2, 444, 342		
1 原水費	911, 996	100	912, 096	職員給与費 児童手当	200 △100
2 配水及び給水費	387, 874	△9, 304	378, 570	職員給与費 児童手当	△9, 069 △235
3 受託工事費	10, 454	280	10, 734	職員給与費	
4 総係費	207, 037	△860	206, 177	職員給与費 児童手当	△900 40

## 資本的収入及び支出

(単位 千円)

	支			Щ		
款項目	既決予定額	補正予定額	計	備	考	
1 資本的支出	2, 092, 125	5, 746	2, 097, 871			
1 建設改良費	1, 691, 330	5, 746	1, 697, 076			
2 配水及び給水施設費	927, 752	5, 526	933, 278	職員給与費 児童手当	5, 376 150	
3 老朽管更新事業費	631, 921	220	632, 141	職員給与費		

## 令和5年度 伊勢市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	(17410   1711   17   17410   17710   17	(単位 千円)
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	110, 281
	減価償却費	872, 416
	退職給付引当金の増加額	11, 742
	賞与引当金の減少額	$\triangle$ 1, 248
	法定福利費引当金の減少額	$\triangle$ 237
	貸倒引当金の増加額	965
	特別修繕引当金の増加額	15, 524
	長期前受金戻入額	$\triangle$ 253, 574
	受取利息	$\triangle$ 1,626
	支払利息	66, 905
	固定資産除却損	56, 929
	未収金の減少額	13, 818
	未払金の減少額	△ 10,003
	たな卸資産の増加額	△ 14, 793
	預り金の減少額	△ 5, 109
	小	861, 990
	利息の受取額	1,626
	利息の支払額	△ 66, 905
	業務活動によるキャッシュ・フロー	796, 711
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,822,333
	県補助金による収入	48, 137
	一般会計からの繰入金による収入	45, 076
	工事負担金による収入	159, 599
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1, 569, 521
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	749, 500
	建設改良企業債の償還による支出	△ 400, 795
	一般会計からの出資による収入	119, 000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	467, 705
	資金減少額	△ 305, 105
	資金期首残高	2, 589, 064
	資金期末残高	2, 283, 959

#### 

#### 1 総 括

<u> </u>						
	職員数	給	与	費	法定福利費	合 計
区 分	一般職(人)	給料(千円)	手 当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)
補正後	(8) 32	132,095	88,282	220,377	41,161	261,538
補正前	(7) 34	134,455	89,642	224,097	41,334	265,431
比較	(1) △2	△2,360	△1,360	△3,720	△173	△3,893

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

	区 分	扶養手当(千円)	通 勤 手 当 (千円)	住居手当(千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	4,696	3,083	816	48,589	13,539
 	補正前	4,521	3,325	975	50,321	11,298
手当の	比較	175	△242	△159	△1,732	2,241
の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)		
	補正後	2,052	1,332	14,057		
	補正前	1,812	1,266	16,006		
	比較	240	66	△1,949		

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

/ 云町千及江川		♥グ  概貝				
	職員数	給	与	費	法定福利費	合 計
区 分	一般職(人)	給料(千円)	手 当(千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)
補正後	(5) 32	126,771	87,282	214,053	40,061	254,114
補正前	(4) 34	128,782	88,654	217,436	40,167	257,603
比較	$\begin{array}{c} (1) \\ \triangle 2 \end{array}$	△2,011	△1,372	△3,383	△106	△3,489

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

	区 分	扶養手当(千円)	通 勤 手 当 (千円)	住居手当(千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	4,696	2,817	816	47,935	13,459
<b>-</b>	補正前	4,521	3,059	975	49,679	11,218
手当の	比較	175	△242	△159	△1,744	2,241
の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)		
	補正後	2,052	1,332	14,057		
	補正前	1,812	1,266	16,006		
	比較	240	66	△1,949		

#### イ 会計年度任用職員

	職員数	給	与	費	法定福利費	合 計
区 分	一般職(人)	給料(千円)	手 当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)
補正後	(3) 0	5,324	1,000	6,324	1,100	7,424
補正前	(3)	5,673	988	6,661	1,167	7,828
比較	(0)	△349	12	△337	△67	△404

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

手	区 分	期末手当(千円)
手当の	補正後	654
内訳	補正前	642
	比較	12

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

_			に行う場合がする。一切の一位を行うという。					
	区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考		
	lok A	給与改定に伴う増減分		1,634		・令和5年度 給料の改定率 1.38% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日		
ř	給 料	$\triangle 2,011$	職員の異動等に伴う増減分	△3,645				
	手 当	当 △1,372	給与改定に伴う増減分	1,154				
	1 =		職員の異動等に伴う増減分	△2,526				

#### 3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

### (1) 職員1人当たり給料

区	分	一般行政職	技能労務職
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	319,774	245,822
7和3年11月1日先任	平均年齢(歳、月)	45.1	42.9
令和5年2月1日現在	平均給料月額 (円)	312,787	256,265
□ 〒1/H J 〒 Z 月 I 日 5/L 1	平均年齢(歳、月)	44.10	44.8

#### (2) 初任給

1	<b>区分</b>	一般行政職(円)	技能労務職(円)	一般会計の制度		
	<u> </u>	// // // // // // // // // // // // //	1又形刀劢机(11)	一般行政職(円)	技能労務職(円)	
補正後	高校卒	176,100	173,700	176,100	173,700	
11111人人人	大学卒	202,400	_	202,400	_	
補正前	高校卒	164,100	161,500	164,100	161,500	
THI工厂目リ	大学卒	191,700	_	191,700	_	

(3) 級別職員数

(3) 敝別職貝数	(3) 級別職員数								
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)		級	技能分 (技能労務	労務職 職給料表)			
		職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)			
	1 級			1 級	1	6.2			
	2 級	(1) 4	(100.0) 25.0	2 級	(4) 6	(100.0) 37.5			
	3 級	3	18.8	3 級	4	25.0			
令和5年11月1日現在	4 級	5	31.3	4 級					
17413年11万1日死任	5 級	1	6.2	5 級	5	31.3			
	6 級	2	12.5						
	7 級	1	6.2						
	8 級								
	計	(1)	(100.0)	計	(4)	(100.0)			
	īΤ	16	100.0	ĦΤ	16	100.0			
	1 級	3	17.6	1 級	2	11.8			
	2 級	(1) 2	(100.0) 11.8	2 級	(3) 5	(100.0) 29.4			
	3 級	3	17.6	3 級	3	17.6			
   令和5年2月1日現在	4 級	5	29.4	4 級					
月和5年2月1日死任	5 級	1	5.9	5 級	7	41.2			
	6 級	2	11.8						
	7 級	1	5.9						
	8 級								
	計	(1) 17	(100.0) 100.0	計	(3) 17	(100.0) 100.0			

(4) 期末手当·勤勉手当

_	(1) 7	791/12 1 1	到/27 丁 □					
	区	分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考	÷
	_	/•	6月(月分)	12月(月分)		級 等 に よ る 加 算 措 置	VIII 3	,
	T-1>	T ///	(1.15)	(1.20)	(2.35)	-		
	補	正 後	2.20	2.30	4.50			
	44	<del></del>	(1.15)	(1.15)	(2.30)	-		
	補	正 前	2.20	2.20	4.40	有 		
	An. A of a state		(1.15)	(1.20)	(2.35)			
	一般会	計の制度	2.20	2.30	4.50	有 		

<sup>( )</sup>は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

# 令和5年度 伊勢市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)						(単位	千円)
		資	産	Ø	部	(	1 1 47
1	固定資産						
(1)	有形固定資産						
イ	土 地			1, 416, 434			
口	建物	796, 59	98				
	減価償却累計額	△ 566, 66	_	229, 936			
ハ	構築物	41, 625, 09					
	減価償却累計額	$\triangle$ 18, 030, 62	_	23, 594, 465			
二	機械及び装置 減価償却累計額	3, 567, 90		1 100 754			
ホ	<ul><li></li></ul>	$\frac{\triangle 2,459,14}{59,86}$		1, 108, 754			
711	減価償却累計額	$\triangle$ 51, 81		8, 044			
^	工具、器具及び備品		_	0, 011			
	減価償却累計額	△ 51, 89		12, 682			
ト	建設仮勘定			134, 994			
有	形固定資産合計		-		26, 505, 309		
, ,							
(2)	無形固定資産						
イ	施設利用権			43, 135			
口	ソフトウェア		-	1, 790			
無	形固定資産合計				44, 925		
(3)	投資その他の資産						
イ	投資有価証券			200,000			
投	資その他の資産合計		-		200, 000		
l	固定資産合計					26, 750	0, 234
_	NATIVE -						
2	流動資産						
(1)	現金預金				2, 283, 959		
(2)	未収金			320, 882			
	貸倒引当金		-	△ 84, 480	236, 402		
(3)	貯蔵品				54, 155		
ì	流動資産合計					2, 57	4, 516
資	産 合 計					29, 324	, 750

	負	債	$\mathcal{O}$	部	
3 固定負債					
(1) 企業債					
イ 建設改良等企業債		_ !	5, 338, 759		
企業債合計				5, 338, 759	
(2) 引当金					
イ 退職給付引当金			217, 209		
口 特別修繕引当金			171, 900		
引当金合計				389, 109	
固定負債合計					5 797 969
回足貝頂古司					5, 727, 868
4 流動負債					
(1) 企業債					
イ建設改良等企業債			406, 220		
企業債合計				406, 220	
(2) 未払金				520, 283	
(3)預り金				1, 000	
(4) 引当金				,	
イ 賞与引当金			16, 553		
口 法定福利費引当金			3, 266		
引当金合計				19, 819	
流動負債合計					947, 322
5 繰延収益					
長期前受金				12, 187, 622	
収益化累計額				<u>△</u> 6, 785, 921	
繰延収益合計					5, 401, 701
負 債 合 計					12, 076, 891

## 資 本 の 部

 6 資本金
 16,803,774

 7 剰余金
 (1)資本剰余金

 イ 受贈財産評価額
 23,129

 資本剰余金合計
 23,129

 (2)利益剰余金
 420,956

 利益剰余金合計
 420,956

**剰余金合計** 444, 085

**資本合計** 17, 247, 859

#### 注記

- I 重要な会計方針
  - 1 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的債券 原価法
  - 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

- 3 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産
    - ・減価償却の方法

機械及び装置(旧小俣町取得分)及び取替資産以外の全資産 定額法 機械及び装置(旧小俣町取得分) 定率法

取替資產 取替法

主な耐用年数

建物7年~50年構築物10年~60年機械及び装置6年~20年車両運搬具4年~6年工具、器具及び備品2年~15年

- (2) 無形固定資産
  - ・減価償却の方法 定額法
  - ・主な耐用年数

施設利用権 55 年ソフトウェア 5 年

- 4 引当金の計上方法
  - (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額 に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 特別修繕引当金

設備等に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

#### (5) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能 見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

#### Ⅱ 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は268,230千円である。

#### Ⅲ その他

- 1 退職給付引当金の取崩し 当年度において、退職手当として108千円を支給するため、退職給付引当金 108千円を使用する。
- 2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し 当年度において、職員の期末・勤勉手当として49,832千円を支給するため、賞与引当金17,447千円を使用し、これに伴う法定福利費として、9,873千円を支出するため、法定福利費引当金3,416千円を使用する。
- 3 貸倒引当金の取崩し

当年度において、水道料金に係る債権 1, 350 千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金 1, 250 千円を使用する。

#### 議案第108号

令和5年度 伊勢市下水道事業会計補正予算 (第1号)

#### (総 則)

第1条 令和5年度伊勢市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 令和5年度伊勢市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務 の予定量を次のとおり補正する。

	項	Ħ	既決予定量	補正予定量	計
(4)	主要な建	設改良事業の概要			
ア	汚水管渠	敷設事業	2,382,063 千円	5, 156 千円	2, 387, 219 千円
カ	ポンプ場	更新事業	262, 781 千円	2,356 千円	265, 137 千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

	支		出	
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道	<b>直事業費用</b>	4, 522, 968	14, 743	4, 537, 711
第1項 営	業 費 用	3, 216, 148	14, 743	3, 230, 891

#### (資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括 弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,582,172千円」を「1,589,684 千円」に改める。

(単位 千円)

	支		出	
款	項	既決予定額	補正予定額	<u> </u>
第1款 資本	的 支 出	6, 009, 391	7, 512	6, 016, 903
第1項 建設	改良費	4, 161, 570	7, 512	4, 169, 082

# (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第 5 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既 決 予 定 額	補正予定額	計
(1)職員給与費	293, 050	22, 545	315, 595

令和5年12月4日 提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

## 令和5年度伊勢市下水道事業会計補正予算(第1号) 実施計画

収益的収入及び支出 (単位 千円)

支	Ę.		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 下水道事業費用	4, 522, 968	14, 743	4, 537, 711		
1 営業費用	3, 216, 148	14, 743	· · · · · ·		
1 汚水管渠費	85, 012	269	85, 281	職員給与費 児童手当	369 △100
5 処理場費	99, 169	51	99, 220	職員給与費	
6 普及促進費	56, 782	△825	,	職員給与費	
7 業務費	121, 728	2, 566		職員給与費 児童手当	2, 866 △300
8 総係費	97, 784	12, 682	110, 466	職員給与費 児童手当	12, 722 △40

資本的収入及び支出 (単位 千円)

支		出			
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的支出	6, 009, 391	7, 512	6, 016, 903		
1 建設改良費	4, 161, 570	7, 512	4, 169, 082		
2 流域関連公共下水道 単独事業費	623, 146	5, 156	628, 302	職員給与費 児童手当	5, 006 150
1 1 ポンプ場更新単独 事業費	81, 781	2, 356	84, 137	職員給与費	

# 令和5年度 伊勢市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	(市和3年4月1日かり市和6年3月31日まで)	(単位 千円)
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	(     -
	当年度純利益	△ 176, 270
	減価償却費	1, 869, 920
	退職給付引当金の増加額	26, 008
	賞与引当金の増加額	627
	法定福利費引当金の増加額	134
	貸倒引当金の増加額	1,009
	長期前受金戻入額	$\triangle$ 1, 408, 603
	支払利息	440, 390
	固定資産除却損	920, 073
	未収金の増加額	△ 66, 279
	未払金の増加額	11, 924
	預り金の減少額	△ 8,836
	小計	1, 610, 097
	利息の支払額	△ 440, 390
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1, 169, 707
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	$\triangle$ 5, 652, 003
	無形固定資産の取得による支出	$\triangle$ 171, 478
	国庫補助金による収入	1, 574, 739
	一般会計からの繰入金による収入	220, 712
	工事負担金による収入	23,000
	受益者負担金による収入	120, 850
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3, 884, 180
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	3, 838, 200
	建設改良企業債の償還による支出	$\triangle$ 1, 846, 321
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1, 991, 879
	資金減少額	$\triangle$ 722, 594
	資金期首残高	1,719,227
	資金期末残高	996, 633

# 

#### 1 総 括

	職員数	給	与	費	法定福利費	合 計
区 分	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当(千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)
補正後	(7) 36	151,639	115,304	266,943	48,652	315,595
補正前	(7) 35	146,109	100,305	246,414	46,636	293,050
比較	(0) 1	5,530	14,999	20,529	2,016	22,545

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

	区 分	扶養手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	5,450	3,971	1,865	59,340	12,431
	補正前	5,439	3,691	1,431	56,208	12,284
手当の	比較	11	280	434	3,132	147
内訳	区 分	管理職手当 (千円)	退職給付費 (千円)			
	補正後	3,708	28,248			
	補正前	2,988	17,973			
	比較	720	10,275			

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

	職員数	給	与	費	法定福利費	合 計				
区 分	一般職(人)	給料(千円)	手 当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)				
補正後	36	139,081	112,893	251,974	46,043	298,017				
補正前	35	133,297	98,114	231,411	44,108	275,519				
比較	1	5,784	14,779	20,563	1,935	22,498				

	区 分	扶養手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	期末及び 勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	5,450	3,352	1,865	57,663	12,316
	補正前	5,439	3,074	1,431	54,749	12,169
手当の	比較	11	278	434	2,914	147
の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	退職給付費 (千円)			
	補正後	3,708	28,248			
	補正前	2,988	17,973			
	比較	720	10,275			

# イ 会計年度任用職員

	職員数	給	与	費	法定福利費	合 計	
区 分	一般職(人)	給料(千円)		(千円)			
補正後	(7) 0	12,558	2,411	14,969	2,609	17,578	
補正前	(7) 0	12,812	2,191	15,003	2,528	17,531	
比較	(0)	△254	220	△34	81	47	

#### ( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

壬	区 分	通 勤 手 当 (千円)	期末手当(千円)
示	L N	( 1 1 1 /	( 1 , 1 ,
手当の	補正後	619	1,677
内訳	補正前	617	1,459
	比較	2	218

#### 2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の増減額の明細

	11 1 /20 1 == 27 14 15	MASON TO THAT	<i>~</i> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	H 1// 1/2/ - / 4/11/	
区分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給 料 5	5,784	給与改定に伴う増減分	1,371		・令和5年度 給料の改定率 0.97% ・給与改定の実施時期 令和5年4月1日
NO 15	3,704	職員の異動等に伴う増減分	4,413		
手当	14,779	給与改定に伴う増減分	1,184		
于 目		職員の異動等に伴う増減分	13,595		

#### 3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給料

区	分	一般行政職	技能労務職
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	324,555	333,640
77/13年11月1日54年	平均年齢(歳、月)	42.9	51.3
令和5年2月1日現在	平均給料月額 (円)	317,933	328,900
7和3年2月1日先任	平均年齢(歳、月)	42.9	51.6

### (2) 初任給

区	分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	一般会計の制度		
	73	川又11年又相联(一7)	1又形力/扬帆(门)	一般行政職(円)	技能労務職(円)	
補正後	高校卒	176,100	173,700	176,100	173,700	
111112	大学卒	202,400	_	202,400	_	
補正前	高校卒	164,100	161,500	164,100	161,500	
11出1年刊	大学卒	191,700	_	191,700	_	

#### (3) 級別職員数

区分	級	一般行 (一般職	5政職 給料表)	級	技能 (技能労務	労務職 용職給料表)
		職員数(人)	構成比(%)	1,5 -	職員数(人)	構成比(%)
	1級	4	12.9	1級		
	2 級	4	12.9	2 級		
	3 級	9	29.0	3 級	1	20.0
令和5年11月1日現在	4 級	4	12.9	4 級		
7743年11月1日処任	5 級	3	9.7	5 級	4	80.0
	6 級	6	19.4			
	7 級					
	8 級	1	3.2			
	計	31	100.0	計	5	100.0
	1級	6	20.0	1 級		
	2 級	3	10.0	2 級	1	20.0
	3 級	7	23.3	3 級		
令和5年2月1日現在	4 級	5	16.7	4 級		
	5 級	4	13.3	5 級	4	80.0
	6 級	4	13.3			
	7 級					
	8 級	1	3.4			
	計	30	100.0	計	5	100.0

# (4) 期末手当・勤勉手当

F	八	支給期別	別支給率	支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の	備	考
区	分	6月(月分)	12月 (月分)	支給率計(月分)	級等による加算措置	10用	4
補正後		(1.15)	(1.20)	(2.35)	有		
1113 -		2.20	2.30	4.50	1.3		
補 ፲	E 前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有 有		
THI T	T- Hil	2.20	2.20	4.40	(H		
一机合意	計の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	<i>t</i> :		
		2.20	2.30	4.50	月		

<sup>()</sup>は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

# 令和5年度 伊勢市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資	産	Ø	部		(単位	千円)
1	固定資産							
(1)	汚水有形固定資産							
1	土 地			367, 465	5			
口	建物	31	12, 091					
	減価償却累計額	△20	07, 910	104, 183	l			
ハ	構築物	68, 59	98, 955					
	減価償却累計額	$\triangle 15,98$	89,643	52, 609, 312	2			
=	機械及び装置	1, 77	73, 364					
	減価償却累計額		73, 428	699, 936	5			
ホ	車両運搬具		11, 765					
	減価償却累計額		7, 107	4,658	3			
^	工具、器具及び備品		26, 615					
	減価償却累計額	$\triangle$	18, 425	8, 190				
<b>١</b>	建設仮勘定			907, 670	<u> </u>			
汚	水有形固定資産合計					54, 701, 412		
(2)	雨水有形固定資産							
イ	土 地			1, 026, 092	2			
口	建物	2,84	49, 311					
	減価償却累計額	△97	72,037	1, 877, 274	1			
ハ	構築物	6, 93	37, 662					
	減価償却累計額		36, 945	4, 600, 717	7			
=	機械及び装置	•	19, 249					
_	減価償却累計額	$\triangle 2,98$	35, 322	3, 763, 927	7			
ホ	工具、器具及び備品		3, 772					
	減価償却累計額		3, 585	187				
^	建設仮勘定			355, 692	<u>2</u>			
雨	水有形固定資産合計					11, 623, 889		
(3)	汚水無形固定資産							
1	流域下水道施設利用	雀		8, 289, 567	7			
口	電話加入権			79	5			
ハ	ソフトウェア			1,946	3_			
汚	水無形固定資産合計					8, 291, 588		

固定資產合計

74, 616, 889

流動資産 2 (1) 現金預金 996, 633 (2) 未収金 425,674 貸倒引当金  $\triangle 8,619$ 417,055 流動資産合計 1, 413, 688 資 産 合 計 76, 030, 577 債 負  $\mathcal{O}$ 部 固定負債 3 (1) 企業債 イ 建設改良等企業債 33, 675, 660 企業債合計 33, 675, 660 (2) 引当金 イ 退職給付引当金 287,602 引当金合計 287,602 固定負債合計 33, 963, 262 流動負債 (1) 企業債 イ 建設改良等企業債 1,877,720 企業債合計 1,877,720 (2) 未払金 674,822 (3) 預り金 1,000 (4) 引当金 イ 賞与引当金 20,049 口 法定福利費引当金 3,959 引当金合計 24,008 流動負債合計 2, 577, 550 繰延収益 5 長期前受金 43, 819, 139 収益化累計額 △13, 426, 820 繰延収益合計 30, 392, 319

66, 933, 131

負債合計

# 資 本 の 部

6 資本金		8, 150, 581
7 剰余金 (1)資本剰余金		
イー受贈財産評価額	138, 083	
口 他会計負担金	282, 198	
ハ 周辺環境整備事業負担金	53, 565	
二 補助金	216, 649	
ホ その他資本剰余金	75, 851	
資本剰余金合計	766, 346	
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>180, 519</u>	
利益剰余金合計	180, 519	-
剰余金合計		946, 865
資本合計		9, 097, 446
負 債 資 本 合 計		76, 030, 577

#### 注記

- I 重要な会計方針
  - 1 固定資産の減価償却の方法
    - (1) 有形固定資産
      - ・減価償却の方法

機械及び装置(旧小俣町取得分)以外の全資産 定額法 機械及び装置(旧小俣町取得分) 定率法

・ 主な耐用年数

建物15年~50年構築物5年~50年機械及び装置5年~35年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 4年~15年

- (2) 無形固定資産
  - ・減価償却の方法 定額法
  - ・ 主な耐用年数

流域下水道施設利用権 50 年ソフトウェア 5年

- 2 引当金の計上方法
  - (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。なお、他会計が負担すると見込まれる部分を除いた金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計 上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

#### Ⅱ 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は30,181,405千円である。

#### Ⅲ セグメント情報の開示

#### 1 報告セグメントの概要

伊勢市下水道事業会計は、汚水事業及び雨水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、汚水事業及び雨水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
汚水事業	下水道認可区域内の汚水の排除
雨水事業	下水道認可区域内の雨水の排除

#### 2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位 千円)

	汚水事業	雨水事業	共通	合計
営業収益	1, 098, 469	333, 186	0	1, 431, 655
営業費用	2, 547, 146	595, 111	0	3, 142, 257
営業損益	$\triangle 1, 448, 677$	△261, 925	0	$\triangle 1,710,602$
経常損益	187, 999	0	0	187, 999
セグメント資産	63, 230, 603	11, 623, 889	1, 176, 085	76, 030, 577
セグメント負債	56, 388, 252	10, 544, 879	0	66, 933, 131
その他の項目				
他会計繰入金	1, 397, 846	381, 442	0	1, 779, 288
減価償却費	1, 436, 633	433, 287	0	1, 869, 920
特別利益	486, 620	0	0	486, 620
特別損失	850, 889	0	0	850, 889
うち減損損失	0	0	0	0
有形固定資産及び無	4, 703, 005	1, 120, 476	0	5, 823, 481
形固定資産の増加額				

#### IV その他

1 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として58,709千円を支給するため、賞与引当金18,154千円を使用し、これに伴う法定福利費として

11,534千円を支出するため、法定福利費引当金3,567千円を使用する。

2 貸倒引当金の取崩し

当年度において、下水道使用料及び下水道受益者負担金に係る債権3,197 千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金3,061千円を使用する。

#### 令和5年度 12月補正予算の概要

(単位: 千円)

#### 1 一般会計補正予算(第8号)

補正状況

補正前の予算額

55,428,319

補正予算額

846,826

計

56,275,145

#### 2 一般会計補正予算編成内容

(1) 国補助金の決定等による事業費変更

76,756

(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費

752,959

(3) 人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整

(特別会計への繰出金の調整を含む)

17,111

合 計

846,826

#### 補正内容

#### (1) 国補助金の決定等による事業費変更

76,756

1【戸籍住民課】 戸籍住民システム管理経費

17,956

法改正に伴い、住民票及び戸籍の附票の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されるため、住民基本台帳システム等の改修を行う。

2【基盤整備課】 中心市街地活性化整備事業

58,800

宮後1丁目1号線道路舗装工事等を実施する。

#### (2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費

752,959

1【企画調整課】 ふるさと応援寄附推進事業

30,000

ふるさと応援寄附金が当初想定より増えることが予想される ため、必要経費を増額補正する。

2【交通政策課】 コミュニティバス運行事業

2,795

コミュニティバス等運行業務委託料に不足が見込まれること から、必要経費を増額補正する。

#### 3【交通政策課】 伊勢鉄道運行支援事業

17,925

これまでの新型コロナウイルス感染症の影響により伊勢鉄道 に発生した損失を補てんするため、三重県と沿線等 15 市町が 協調し支援を行う。

4【財政課】 産前産後保険料繰出金 300 妊婦の産前産後期間に係る国民健康保険料の免除に伴い、一 般会計から繰出を行う。 5【高齢・障がい 障害者介護給付等事業 155,366 福祉課】 障害者介護給付費等に不足が見込まれることから、必要経費 を増額補正する。 こども医療費支給事業 6【医療保険課】 72,166 こども医療費に不足が見込まれることから、必要経費を増額 補正する。 畜産振興一般経費 7【農林水産課】 1,390 原油価格高騰等により、松阪食肉公社の経営状況に大きな影 響が出ているため、三重県と17市町が協調し支援を行う。 8【基盤整備課】 公園整備事業 13,000 伊勢やすらぎ公園のトイレ改築工事等を実施する。 9【学校教育課】 要保護及び準要保護児童生徒援助事業(小学校費) 4,478 認定人数の増加に伴い、就学援助費に不足が見込まれること から、必要経費を増額補正する。 10【学校教育課】 要保護及び準要保護児童生徒援助事業(中学校費) 2,044 認定人数の増加に伴い、就学援助費に不足が見込まれること から、必要経費を増額補正する。 11【健康課 外】 国・県支出金の精算による返還金等 453,495 新型コロナウイルスワクチン接種事業 外7事業 (3) 人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整 (特別会計への繰出金の調整を含む) 17,111 給与改定分 76,457 給料表平均改定率 +1.1%期末手当支給率 +0.05月

+0.05月

**▲**59,346

勤勉手当支給率

現行の職員配置による調整分

(4)	歳入		846,826
	地方特例交付金		30,659
	地方交付税		300,771
	国庫支出金		119,850
	県支出金		76,563
	寄附金		60,000
	繰入金 细 t t		208,360
	繰越金 市債		61,923 ▲11,300
	以 以 以 以 以 の の の の の の の の の の の の の		<b>A</b> 11,500
(5)	繰越明許費の補正		
	(追加)		
	戸籍住民システム管理経費		17,956
	新型コロナウイルスワクチン接種事業		20,000
	創業支援事業		7,000
	道路新設改良事業		119,730
	橋梁維持事業		82,000
	中心市街地活性化整備事業		58,800
	公園整備事業		13,000
	林業用施設災害復旧事業		8,000
(6)	債務負担行為の補正		
	(追加)		
	いせ市議会だより印刷製本業務委託	R5∼R6	4,533
	広報いせ印刷製本業務委託	$R5\sim R6$	38,495
	スマートフォン教室等運営業務委託	R5∼R6	4,168
	行政情報システム改修業務委託	R5∼R6	1,852
	いせ市民活動センター管理運営委託	R5 $\sim$ R6	17,500
	コミュニティバスデマンド運行業務委託	R5∼R6	11,939
	コミュニティバス運行業務委託	R5∼R6	126,613
	成年後見サポートセンター運営業務委託	R5∼R6	12,925
	生活困窮者自立相談支援等業務委託	R5∼R6	21,500
	就労準備支援事業業務委託	R5∼R6	14,960
	家庭学習・生活支援事業業務委託	R5∼R6	9,144
	おでかけ支援事業	R5∼R6	24,000
	保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	R5∼R6	8,019

健康・医療電話相談業務委託	R5∼R6	12,650
一般廃棄物収集運搬業務委託(その2)(令和5年	<b>F</b> 度債務負	担行為)
	$R5\sim R6$	321,166
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	$R5\sim R6$	37,106
都市農山村交流促進施設管理運営委託	R5∼R10	15,510
中小企業サポート事業	R5 $\sim$ R6	28,550
賓日館管理運営委託	R5 $\sim$ R7	17,890
宮川堤公園観光客受入業務委託	$R5\sim R6$	6,189
観光地等混雑状況配信事業	$R5\sim R6$	2,853
伊勢への誘客促進事業	$R5\sim R6$	12,014
集大会・合宿誘致補助金	$R5\sim R6$	2,000
神社「海の駅」駅舎管理運営委託	$R5\sim R8$	11,274
防災気象情報提供業務委託	$R5\sim R8$	6,000
みなと小学校スクールバス運行業務委託	$R5\sim R8$	26,502
みなと小学校スクールタクシー運行業務委託	$R5\sim R6$	2,936
二見中学校スクールタクシー運行業務委託	$R5\sim R6$	1,146
生涯学習センター管理運営委託	R5∼R10	454,025
観光文化会館管理運営委託	R5∼R10	323,285
伊勢古市参宮街道資料館管理運営委託	R5∼R10	22,190
伊勢河崎商人館管理運営委託	R5∼R10	44,015
図書館管理運営委託	R5∼R10	815,700
図書館電算管理システム更新業務委託	$R5\sim R6$	15,000

#### 3 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

補正状況

補止前の予算額	$12,\!671,\!565$
補正予算額	51,541
<b>=</b>	12,723,106

国民健康保険事業費納付金等の増額。

令和4年度国県支出金精算に伴う償還金。

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

#### 4 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

補正状況

補正前の予算額 3,496,494 補正予算額 ▲14,021 計 3,482,473

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

#### 5 介護保険特別会計補正予算(第2号)

補正状況

補正前の予算額 15,212,565 補正予算額 ▲ 15,529 計 15,197,036

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

#### 6 観光交通対策特別会計補正予算(第1号)

補正状況

補正前の予算額499,827補正予算額516計500,343

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

債務負担行為

ゴールデンウィーク交通対策シャトルバス運行等業務委託 R5~R6 34,540 ゴールデンウィーク交通規制セーフティコーン等設置撤去業務委託

 $R5 \sim R6$  2,909

# 7 病院事業会計補正予算(第1号)

補正状況

【収益的支出】

既決予定額8,771,912補正予定額48.275

計 8,820,187

人事院勧告に準拠した給与改定による職員等人件費の調整。

# 8 水道事業会計補正予算(第1号)

補正状況

【収益的支出】

既決予定額	2,584,807
補正予定額	<b>▲</b> 9,784
計	2,575,023
【資本的支出】	
既決予定額	2,092,125
補正予定額	5,746
	2 097 871

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

# 9 下水道事業会計補正予算(第1号)

補正状況

【収益的支出	H

既決予定額	4,522,968
補正予定額	14,743
計	4,537,711
【資本的支出】	
既決予定額	6,009,391
補正予定額	7,512
計	6,016,903

人事院勧告に準拠した給与改定及び現行の職員配置による職員等人件費の調整。

議案第 109 号

伊勢市空家等対策協議会条例の一部改正について

伊勢市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように提出す

る。

令和5年12月4日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

#### 伊勢市条例第 号

伊勢市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例 伊勢市空家等対策協議会条例(平成28年伊勢市条例第42号)の一部を次 のように改正する。

第3条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説 明)

これは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1条・第2条 略	第1条·第2条 略
(所掌事務)	(所掌事務)
第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲 げる事項を調査審議する。	第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
(1) 法 <u>第7条第1項</u> に規定する空家等対策 計画の作成及び変更並びに実施に関する こと。	(1) 法 <u>第6条第1項</u> に規定する空家等対策 計画の作成及び変更並びに実施に関する こと。
(2) • (3) 略	(2) • (3) 略
第4条~第8条 略	第4条~第8条 略

議案第 110 号

伊勢市職員給与条例等の一部改正について

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和5年12月4日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

#### 伊勢市条例第 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「第28条第2項」を「以下この項及び第28条第2項」に改め、「100分の100)」の次に「、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)」を加え、同条第3項中「100分の57.5)」と」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と」を加える。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120)」の次に「、12月に支給する場合には100分の105 (特定管理職員にあっては、100分の125)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の57.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の50 (特定管理職員にあっては、100分の60)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

#### 一般職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級	8 級
	号給	給料月額							

定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	162, 100	208,000	240,900	271,600	295, 400	323, 100	365, 500	410, 300
前	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100	412, 700
再	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500	415, 200
任	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900	417, 600
用	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331,500	374, 800	419, 500
短	6	167, 700	216, 200	248,000	279, 500	305, 000	333, 500	377, 300	421,600
時	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400	379, 600	423, 700
間	8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100	425, 900
勤	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500	427, 800
務	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312,000	341, 200	387, 100	429, 900
職	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700	432,000
員	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300	433, 900
以	13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347,000	394, 600	435, 600
外	14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349,000	396, 900	437, 400
0	15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300
職	16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400	441, 200
員	17	181,800	232, 400	262, 300	298,000	325, 900	354, 500	403, 200	443, 000
	18	183, 200	234, 000	263, 600	300,000	327, 900	356, 500	405, 100	444, 800
	19	184, 600	235, 500	264, 900	302,000	329, 800	358, 300	407, 000	446, 600
	20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800	448, 300
	21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410,600	450, 100
	22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400	451,600
	23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200	453,000
	24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416,000	454, 500
	25	196, 200	243, 600	273, 800	312,800	340, 700	369, 700	417, 600	455, 900

26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371,600	419, 100	457, 200
27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600	458, 500
28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100	459, 700
29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600	460, 700
30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900	461, 400
31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200	462, 200
32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400	462, 900
33	208,000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600	463, 600
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400
35	210,600	254, 100	289,000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391,800	435, 200	467, 400
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468,000
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469,000
43	219, 900	262, 500	301, 300	346,600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400
44	220, 900	263, 600	302,800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470,000
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	
49	225, 400	268, 900	310,000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	
51	227, 200	270, 900	313,000	357, 500	375, 800	401,800	442, 700	
	27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50	27       199, 400         28       200, 900         29       202, 400         30       203, 800         31       205, 200         32       206, 600         34       209, 300         35       210, 600         36       211, 900         37       213, 200         38       214, 400         39       215, 600         40       216, 700         41       217, 800         42       218, 900         43       219, 900         44       220, 900         45       221, 800         46       222, 700         47       223, 600         48       224, 500         49       225, 400         50       226, 300	27       199, 400       246, 400         28       200, 900       247, 600         29       202, 400       248, 700         30       203, 800       249, 700         31       205, 200       250, 600         32       206, 600       251, 500         34       209, 300       253, 300         35       210, 600       254, 100         36       211, 900       254, 900         37       213, 200       255, 600         38       214, 400       256, 700         39       215, 600       257, 900         40       216, 700       259, 000         41       217, 800       260, 200         42       218, 900       261, 400         43       219, 900       262, 500         44       220, 900       263, 600         45       221, 800       264, 700         46       222, 700       265, 800         47       223, 600       266, 900         48       224, 500       267, 900         49       225, 400       268, 900         50       226, 300       269, 900	27       199, 400       246, 400       277, 100         28       200, 900       247, 600       278, 700         29       202, 400       248, 700       280, 300         30       203, 800       249, 700       281, 800         31       205, 200       250, 600       283, 300         32       206, 600       251, 500       284, 800         33       208, 000       252, 400       285, 900         34       209, 300       253, 300       287, 500         35       210, 600       254, 100       289, 000         36       211, 900       254, 900       290, 500         37       213, 200       255, 600       291, 900         38       214, 400       256, 700       293, 500         39       215, 600       257, 900       295, 100         40       216, 700       259, 000       296, 700         41       217, 800       260, 200       298, 200         42       218, 900       261, 400       299, 800         43       219, 900       262, 500       301, 300         44       220, 900       263, 600       302, 800         45       221, 800       264, 700 <td>27       199, 400       246, 400       277, 100       316, 800         28       200, 900       247, 600       278, 700       318, 700         29       202, 400       248, 700       280, 300       320, 400         30       203, 800       249, 700       281, 800       322, 400         31       205, 200       250, 600       283, 300       324, 400         32       206, 600       251, 500       284, 800       326, 400         34       209, 300       252, 400       285, 900       327, 600         35       210, 600       254, 100       289, 000       331, 500         36       211, 900       254, 900       290, 500       335, 400         38       214, 400       256, 700       291, 900       337, 300         39       215, 600       257, 900       293, 500       337, 300         40       216, 700       259, 000       296, 700       341, 100         41       217, 800       260, 200       298, 200       342, 900         42       218, 900       261, 400       299, 800       344, 800         43       219, 900       262, 500       301, 300       346, 600         44       22</td> <td>27       199, 400       246, 400       277, 100       316, 800       344, 500         28       200, 900       247, 600       278, 700       318, 700       346, 400         29       202, 400       248, 700       280, 300       320, 400       348, 000         30       203, 800       249, 700       281, 800       322, 400       349, 900         31       205, 200       250, 600       283, 300       324, 400       351, 700         32       206, 600       251, 500       284, 800       326, 400       353, 500         34       209, 300       252, 400       285, 900       327, 600       355, 300         34       209, 300       254, 100       289, 000       331, 500       358, 800         35       210, 600       254, 100       289, 000       331, 500       358, 800         36       211, 900       254, 900       290, 500       333, 500       360, 500         37       213, 200       255, 600       291, 900       335, 400       361, 900         38       214, 400       256, 700       293, 500       337, 300       363, 200         40       216, 700       259, 000       296, 700       341, 100       365, 900</td> <td>27       199, 400       246, 400       277, 100       316, 800       344, 500       373, 500         28       200, 900       247, 600       278, 700       318, 700       346, 400       375, 400         29       202, 400       248, 700       280, 300       320, 400       348, 900       376, 900         30       203, 800       249, 700       281, 800       322, 400       349, 900       378, 700         31       205, 200       250, 600       283, 300       324, 400       351, 700       380, 500         32       206, 600       251, 500       284, 800       326, 400       353, 500       382, 100         33       208, 000       252, 400       285, 900       327, 600       357, 100       385, 200         34       209, 300       254, 100       289, 000       331, 500       358, 800       386, 600         35       210, 600       254, 100       289, 000       331, 500       360, 500       388, 000         36       211, 900       255, 600       291, 900       335, 400       361, 900       391, 800         39       215, 600       257, 900       295, 100       339, 200       364, 500       391, 800         40       216, 7</td> <td>27       199, 400       246, 400       277, 100       316, 800       344, 500       373, 500       420, 600         28       200, 900       247, 600       278, 700       318, 700       346, 400       375, 400       422, 100         29       202, 400       248, 700       280, 300       320, 400       348, 900       376, 900       423, 600         30       203, 800       249, 700       281, 800       322, 400       349, 900       378, 700       424, 900         31       205, 200       250, 600       283, 300       324, 400       351, 700       380, 500       426, 200         32       206, 600       251, 500       284, 800       326, 400       353, 500       382, 100       427, 400         33       208, 000       252, 400       285, 900       327, 600       355, 300       383, 800       428, 600         34       209, 300       253, 300       287, 500       329, 600       357, 100       385, 200       429, 900         35       210, 600       254, 900       290, 500       331, 500       360, 500       388, 000       432, 400         37       213, 200       256, 700       293, 500       337, 300       363, 200       390, 600       434, 400</td>	27       199, 400       246, 400       277, 100       316, 800         28       200, 900       247, 600       278, 700       318, 700         29       202, 400       248, 700       280, 300       320, 400         30       203, 800       249, 700       281, 800       322, 400         31       205, 200       250, 600       283, 300       324, 400         32       206, 600       251, 500       284, 800       326, 400         34       209, 300       252, 400       285, 900       327, 600         35       210, 600       254, 100       289, 000       331, 500         36       211, 900       254, 900       290, 500       335, 400         38       214, 400       256, 700       291, 900       337, 300         39       215, 600       257, 900       293, 500       337, 300         40       216, 700       259, 000       296, 700       341, 100         41       217, 800       260, 200       298, 200       342, 900         42       218, 900       261, 400       299, 800       344, 800         43       219, 900       262, 500       301, 300       346, 600         44       22	27       199, 400       246, 400       277, 100       316, 800       344, 500         28       200, 900       247, 600       278, 700       318, 700       346, 400         29       202, 400       248, 700       280, 300       320, 400       348, 000         30       203, 800       249, 700       281, 800       322, 400       349, 900         31       205, 200       250, 600       283, 300       324, 400       351, 700         32       206, 600       251, 500       284, 800       326, 400       353, 500         34       209, 300       252, 400       285, 900       327, 600       355, 300         34       209, 300       254, 100       289, 000       331, 500       358, 800         35       210, 600       254, 100       289, 000       331, 500       358, 800         36       211, 900       254, 900       290, 500       333, 500       360, 500         37       213, 200       255, 600       291, 900       335, 400       361, 900         38       214, 400       256, 700       293, 500       337, 300       363, 200         40       216, 700       259, 000       296, 700       341, 100       365, 900	27       199, 400       246, 400       277, 100       316, 800       344, 500       373, 500         28       200, 900       247, 600       278, 700       318, 700       346, 400       375, 400         29       202, 400       248, 700       280, 300       320, 400       348, 900       376, 900         30       203, 800       249, 700       281, 800       322, 400       349, 900       378, 700         31       205, 200       250, 600       283, 300       324, 400       351, 700       380, 500         32       206, 600       251, 500       284, 800       326, 400       353, 500       382, 100         33       208, 000       252, 400       285, 900       327, 600       357, 100       385, 200         34       209, 300       254, 100       289, 000       331, 500       358, 800       386, 600         35       210, 600       254, 100       289, 000       331, 500       360, 500       388, 000         36       211, 900       255, 600       291, 900       335, 400       361, 900       391, 800         39       215, 600       257, 900       295, 100       339, 200       364, 500       391, 800         40       216, 7	27       199, 400       246, 400       277, 100       316, 800       344, 500       373, 500       420, 600         28       200, 900       247, 600       278, 700       318, 700       346, 400       375, 400       422, 100         29       202, 400       248, 700       280, 300       320, 400       348, 900       376, 900       423, 600         30       203, 800       249, 700       281, 800       322, 400       349, 900       378, 700       424, 900         31       205, 200       250, 600       283, 300       324, 400       351, 700       380, 500       426, 200         32       206, 600       251, 500       284, 800       326, 400       353, 500       382, 100       427, 400         33       208, 000       252, 400       285, 900       327, 600       355, 300       383, 800       428, 600         34       209, 300       253, 300       287, 500       329, 600       357, 100       385, 200       429, 900         35       210, 600       254, 900       290, 500       331, 500       360, 500       388, 000       432, 400         37       213, 200       256, 700       293, 500       337, 300       363, 200       390, 600       434, 400

52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402,600	443, 500	
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402,900	443, 900	
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900	
58	232, 600	277, 200	323, 400	364,000	380, 400	404, 100	445, 300	
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600	
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900	
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405,000	446, 200	
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300		
63	235, 800	281, 900	328,000	367,000	383, 400	405,600		
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900		
65	236, 800	283, 300	329, 600	368,000	384, 400	406, 200		
66	237, 300	284, 000	330,000	368, 700	385, 000	406, 500		
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800		
68	238, 400	285, 600	331, 300	370,000	386, 200	407, 100		
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300		
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407,600		
71	239, 900	288, 200	333, 500	371,600	387, 600	407, 900		
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100		
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300		
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408,600		
75	241,800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900		
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100		
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390,000	409, 300		
	'	'			'			•

78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409,600	
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
80	244, 300	292,000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410,600	
83	245,600	292, 700	339, 300	378,000	391, 600	410, 900	
84	246,000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300		
87	247, 200	293, 800	341,000	379,600	392, 600		
88	247,600	294, 100	341, 400	380,000	392, 800		
89	248,000	294, 400	341,700	380, 400	393, 000		
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300		
91	248,800	295, 100	342,600	381, 300	393, 600		
92	249, 100	295, 500	343,000	381,700	393, 800		
93	249, 400	295, 700	343, 200	382,000	394, 000		
94		295, 900	343,600				
95		296, 200	344, 100				
96		296, 600	344, 500				
97		296, 800	344, 700				
98		297, 100	345, 100				
99		297, 500	345, 500				
100		297, 900	345, 800				
101		298, 100	346, 100				
102		298, 400	346, 500				
103		298, 800	346, 900				

	104		299, 100	347, 300						
	105		299, 300	347, 800						
	106		299, 600	348, 200						
	107		300,000	348, 600						
	108		300, 300	349,000						
	109		300, 500	349, 500						
	110		300, 900	349, 900						
	111		301, 300	350, 200						
	112		301,600	350, 500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302, 300							
	116		302, 700							
	117		302, 900							
	118		303, 100							
	119		303, 400							
	120		303, 700							
	121		304, 100							
	122		304, 300							
	123		304, 600							
	124		304, 900							
	125		305, 200							
定		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	
年		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	
前		円	円	円	円	円	円	円	円	

再									
任									
用									
短									
時	:	100 500	010 000	050 000	075 000	000 500	010 000	050 000	001 000
間		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358,000	391, 200
勤									
務									
職									
員									

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の100)、12月に支給する場合には100分の125 (特定管理職員にあっては、100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100)」とあるのは「100分の57.5)」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120)、12月に支給する場合には100分の105 (特定管理職員にあっては、100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5)、12月に支給する場合には100分の50 (特定管理職員にあっては、100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表1の項中「376,000円」を「380,000円」に改め、同表2の項中「422,000円」を「427,000円」に改め、同表3の項中「472,000円」を「477,000円」に改め、同表4の項中「533,000円」を「539,000円」に改め、同表5の項中「608,000円」を「615,000円」に改め、同表6の項中「710,000円」を「718,000円」に改め、同表7の項中「830,000円」を「839,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の165」と」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第10条第1項の表1の項中「187,700円」を「188,700円」に改め、同表2の項中「215,200円」を「216,200円」に改め、同表3の項中「255,200円」を「256,200円」に改め、同表4の項中「274,600円」を「275,600円」に改め、同表5の項中「289,700円」を「290,700円」に改め、同表6の項中「315,100円」を「316,200円」に改め、同表7の項中「356,800円」を「358,000円」に改め、同表8の項中「389,900円」を「391,200円」に改める。

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の 165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」 に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年伊勢市 条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の

67.5 を「100分の68.75」に改める。

第15条第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に、「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」を「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額(基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額)」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	162, 100	208,000
2	163, 200	209, 700
3	164, 400	211, 400
4	165, 500	212, 900

5	166, 600	214, 400
6	167, 700	216, 200
7	168, 800	217, 900
8	169, 900	219, 600
9	170, 900	221, 100
10	172, 300	222, 600
11	173, 600	224, 100
12	174, 900	225, 600
13	176, 100	226, 800
14	177, 600	228, 200
15	179, 100	229, 600
16	180, 700	231, 000
17	181, 800	232, 400
18	183, 200	234, 000
19	184, 600	235, 500
20	186,000	236, 900
21	187, 300	238, 100
22	189, 600	239, 700
23	191,800	241, 200
24	194, 000	242, 600
25	196, 200	243, 600
26	197, 900	245, 100
27	199, 400	246, 400
28	200, 900	247, 600
29	202, 400	248, 700
30	203, 800	249, 700

31	205, 200	250, 600
32	206, 600	251, 500
33	208, 000	252, 400
34	209, 300	253, 300
35	210, 600	254, 100
36	211, 900	254, 900
37	213, 200	255, 600
38	214, 400	256, 700
39	215, 600	257, 900
40	216, 700	259,000
41	217, 800	260, 200
42	218, 900	261, 400
43	219, 900	262, 500
44	220, 900	263, 600
45	221, 800	264, 700
46	222, 700	265, 800
47	223, 600	266, 900
48	224, 500	267, 900
49	225, 400	268, 900
50	226, 300	269, 900
51	227, 200	270, 900
52	228, 100	271, 800
53	228, 900	272, 700
54	229, 800	273, 600
55	229, 800 230, 700	273, 600 274, 500

57	231, 800	276, 300
58	232, 600	277, 200
59	233, 300	278, 100
60	233, 900	279, 000
61	234, 500	280, 000
62	235, 200	281, 000
63	235, 800	281, 900
64	236, 300	282, 800
65	236, 800	283, 300
66	237, 300	284, 000
67	237, 800	284, 700
68	238, 400	285, 600
69	238, 900	286, 600
70	239, 400	287, 400
71	239, 900	288, 200
72	240, 400	289, 000
73	240, 900	289, 700
74	241, 400	290, 200
75	241,800	290, 600
76	242, 300	291, 000
77	242, 800	291, 200
78	243, 300	291, 500
79	243, 800	291, 700
80	244, 300	292, 000
81	244, 700	292, 200
82	245, 200	292, 400

83	245, 600	292, 700
84	246, 000	292, 900
85	246, 400	293, 200
86	246, 800	293, 500
87	247, 200	293, 800
88	247, 600	294, 100
89	248, 000	294, 400
90	248, 500	294, 800
91	248, 800	295, 100
92	249, 100	295, 500
93	249, 400	295, 700
94		295, 900
95		296, 200
96		296, 600
97		296, 800
98		297, 100
99		297, 500
100		297, 900
101		298, 100
102		298, 400
103		298, 800
104		299, 100
105		299, 300
106		299, 600
107		300, 000
108		300, 300

109	300, 500
110	300, 900
111	301, 300
112	301,600
113	301, 800
114	302,000
115	302, 300
116	302, 700
117	302, 900
118	303, 100
119	303, 400
120	303, 700
121	304, 100
122	304, 300
123	304, 600
124	304, 900
125	305, 200

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改 正)

第6条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17年伊勢市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の165」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第7条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を次のように改正する。 第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第8条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条 例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」 を、「100分の220」の次に「、12月に支給する場合には100分の230」を 加える。

第9条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように 改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(平成17年伊勢市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の220」の次に「、12月に支給する場合には100分の230」を加える。

第11条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条 例第123号)の一部を次のように改正する。 第4条第3項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の220」の次に「、12月に支給する場合には100分の230」を加える。

第13条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように 改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5 条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和6年4月1日か ら施行する。
- 2 第1条の規定(伊勢市職員給与条例(以下「給与条例」という。)第 25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。)による 改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(伊勢市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第9条第2 項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は、令和 5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与条例第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第3条の規定(任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第8条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)の規定、第10条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その規定、第10条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その

他の勤務条件及び服務に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定及び第12条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」と いう。)、第3条の規定による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の 任期付職員条例」という。)、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給 与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例 の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条 例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の任期 付職員条例の規定に基づいて支給された給与、第6条の規定による改正 前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に 基づいて支給された給与、第8条の規定による改正前の市長及び副市長 の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第10条 の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件 及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第12条の規 定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に 基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給 与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例 の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後 の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条 例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長 が別に定める。

# (説 明)

これは、人事院勧告に準じ、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに議員等の期末手当の支給割合を改めるとともに、その他規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市職員給与条例(第1条関係)

改正後

第1条 略 (給料表)

第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。 第3条~第24条 略

(期末手当)

- 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月 に支給する場合には100分の120(その職務 の級が7級以上である職員(以下この項及び 第28条第2項において「特定管理職員」とい う。)にあっては、100分の100)、12月に支 給する場合には100分の125(特定管理職員 にあっては、100分の105)を乗じて得た額 に、基準日以前6箇月以内の期間における当 該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得 た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100)」とあるのは「100分の57.5)」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4~6 略

第26条・第27条 略

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前にお

改正前

第1条 略

(給料表)

第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。 第3条~第24条 略

(期末手当)

- 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(その職務の級が7級以上である職員 (第28条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の100)を乗じて 得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100)」とあるのは「100分の57.5)」とする。

4~6 略

第26条・第27条 略

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前にお

ける直近の人事評価の結果及び基準日以前 6箇月以内の期間における勤務の状況に応 じて、それぞれ基準日の属する月の規則で 定める日に支給する。これらの基準日前1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則 で定める職員を除く。)についても同様とす る。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命 権者が市長の定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、 その者に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定 める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5(特定管理職員にあっては、100分の57.5)、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3~5 略

第29条~第40条 略

別表第1(第2条関係) 別紙1

別表第2 略

ける直近の人事評価の結果及び基準日以前 6箇月以内の期間における勤務の状況に応 じて、それぞれ基準日の属する月の規則で 定める日に支給する。これらの基準日前1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則 で定める職員を除く。)についても同様とす る。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命 権者が市長の定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、 その者に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定 める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計額を加算した額に100分の 100(特定管理職員にあっては、100分の 120)を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤 務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5 (特定管理職員にあっては、100分の57.5) を乗じて得た額の総額

 3~5
 略

 第29条~第40条
 略

 <u>別表第1(第2条関係)</u>
 <u>別紙2</u>

 別表第2
 略

伊勢市職員給与条例(第2条関係)

改正後	改正前
第1条~第24条 略	第1条~第24条 略
(期末手当)	(期末手当)

- 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以 下この条から第27条までにおいてこれらの 日を「基準日」という。)にそれぞれ在職す る職員に対して、それぞれ基準日の属する 月の規則で定める日(次条及び第27条第1項 においてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。これらの基準日前1箇月以内に 退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の 規定の適用を受ける職員及び規則で定める 職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分 の122.5(その職務の級が7級以上である職 員(第28条第2項において「特定管理職員」 という。)にあっては、100分の102.5)を乗 じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間 における当該職員の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$ 

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「100 分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、 「100分の102.5」とあるのは「100分の <u>58.75</u>」とする。

 $4 \sim 6$ 略

第26条・第27条

(勤勉手当)

- 第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以 下この項から第3項までにおいてこれらの 日を「基準日」という。)にそれぞれ在職す る職員に対し、当該職員の基準日以前にお ける直近の人事評価の結果及び基準日以前 6箇月以内の期間における勤務の状況に応 じて、それぞれ基準日の属する月の規則で 定める日に支給する。これらの基準目前1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則 で定める職員を除く。)についても同様とす
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命

- 第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以 下この条から第27条までにおいてこれらの 日を「基準日」という。)にそれぞれ在職す る職員に対して、それぞれ基準日の属する 月の規則で定める日(次条及び第27条第1項 においてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。これらの基準日前1箇月以内に 退職し、又は死亡した職員(第36条第5項の 規定の適用を受ける職員及び規則で定める 職員を除く。)についても、同様とする。
- | 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月 に支給する場合には100分の120(その職務 の級が7級以上である職員(以下この項及び 第28条第2項において「特定管理職員」とい う。)にあっては、100分の100)、12月に支 給する場合には100分の125(特定管理職員 <u>にあっては、100分の105</u>) を乗じて得た額 に、基準日以前6箇月以内の期間における当 該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得 た額とする。

 $(1) \sim (4)$ 

| 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「100 分の120」とあるのは「100分の67.5」と、 「100分の100)」とあるのは「100分の57.5)」 と、「100分の125」とあるのは「100分の70」 と、「100分の105」とあるのは「100分の60」 とする。

 $4 \sim 6$ 略

第26条・第27条

(勤勉手当)

- 第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以 下この項から第3項までにおいてこれらの 日を「基準日」という。)にそれぞれ在職す る職員に対し、当該職員の基準日以前にお ける直近の人事評価の結果及び基準日以前 6箇月以内の期間における勤務の状況に応 じて、それぞれ基準日の属する月の規則で 定める日に支給する。これらの基準目前1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則 で定める職員を除く。)についても同様とす

権者が市長の定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、 その者に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定 める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計額を加算した額に100分の 102.5(特定管理職員にあっては、100分の 122.5)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤 務職員の勤勉手当基礎額に100分の 48.75(特定管理職員にあっては、100分の 58.75) を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ 略

第29条~第40条 略 権者が市長の定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、 その者に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定 める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計額を加算した額に、6月に支 給する場合には100分の100(特定管理職 員にあっては、100分の120)、12月に支給 する場合には100分の105(特定管理職員 にあっては、100分の125)を乗じて得た額 の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤 務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給す る場合には100分の47.5(特定管理職員に あっては、100分の57.5)、12月に支給す る場合には100分の50(特定管理職員にあ っては、100分の60)を乗じて得た額の総 額

3~5 略

第1条~第7条

第29条~第40条 略

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第3条関係)

## 改正後

#### 第1条~第7条 略

(特定任期付職員の給与の特例)

第8条 第3条第1項の規定により任期を定め て採用された職員(以下「特定任期付職員」 という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円

# 改正前

略 (特定任期付職員の給与の特例)

第8条 第3条第1項の規定により任期を定め て採用された職員(以下「特定任期付職員」 という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	376,000円
2	422,000円
3	<u>472,000円</u>
4	533,000円
5	608,000円
6	710,000円

7 839,000円

#### 2~5 略

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市 条例第42号。以下「給与条例」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第 10条、第11条、第12条、第14条から第18条 まで、第22条及び第28条の規定は、特定任 期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第 2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の 適用については、給与条例第1条第2項中「及 び退職手当」とあるのは「、退職手当及び 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関す る条例(平成29年伊勢市条例第39号。以下 「任期付職員条例」という。)第8条第4項に 規定する特定任期付職員業績手当」と、給 与条例第23条第1項中「管理職員が」とある のは「管理職員及び任期付職員条例第3条第 1項の規定により任期を定めて採用された 職員が」と、「当該職員」とあるのは「こ れらの職員」と、給与条例第25条第2項中 「100分の120」とあるのは「100分の165」 と、「100分の125」とあるのは「100分の175」 とする。

第10条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第4条任期付職員」という。)及び第5条の規定により任期を定めて採用された毎時間勘察職員(以下「任期付

(特定業務等従事任期付職員の給与の特例)

て採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(以下これらを「特定業務等従事任期付職員」という。)

には、次の給料表を適用する。

級	給料月額		
	第4条任期付	任期付短時間勤務	
	職員	職員	
1	188,700円	第3項の規定によ	
2	216, 200円	り算定した額	
3	256, 200円		
4	275,600円		
5	290,700円		
6	316, 200円		
7	358,000円		
8	391, 200円		

7 830,000円

#### 2~5 略

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市 条例第42号。以下「給与条例」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第 10条、第11条、第12条、第14条から第18条 まで、第22条及び第28条の規定は、特定任 期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第1条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。)第8条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第23条第1項中「管理職員が」と、給与条例第23条第1項中「管理職員をのは「管理職員及び任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

(特定業務等従事任期付職員の給与の特例)

第10条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第4条任期付職員」という。)及び第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(以下これらを「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

級	給料月額		
	第4条任期付	任期付短時間勤務	
	職員	職員	
1	187,700円	第3項の規定によ	
2	215, 200円	り算定した額	
3	255, 200円		
4	274,600円		
5	289, 700円		
6	315, 100円		
7	356,800円		
8	389,900円		

2 • 3 略

第11条・第12条 略 2•3 略

第1条~第8条

第11条・第12条

#### 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (第4条関係)

#### 改正後

#### 第1条~第8条

期付職員には適用しない。

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市 条例第42号。以下「給与条例」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第 10条、第11条、第12条、第14条から第18条 まで、第22条及び第28条の規定は、特定任

2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第 2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の 適用については、給与条例第1条第2項中「及 び退職手当」とあるのは「、退職手当及び 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関す る条例(平成29年伊勢市条例第39号。以下 「任期付職員条例」という。)第8条第4項に 規定する特定任期付職員業績手当」と、給 与条例第23条第1項中「管理職員が」とある のは「管理職員及び任期付職員条例第3条第 1項の規定により任期を定めて採用された 職員が」と、「当該職員」とあるのは「こ れらの職員」と、給与条例第25条第2項中 「100分の122.5」とあるのは「100分の170」 とする。

第10条~第12条

# 改正前

略

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市 条例第42号。以下「給与条例」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第 10条、第11条、第12条、第14条から第18条 まで、第22条及び第28条の規定は、特定任 期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第1条第 2項、第23条第1項及び第25条第2項の規定の 適用については、給与条例第1条第2項中「及 び退職手当」とあるのは「、退職手当及び 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関す る条例(平成29年伊勢市条例第39号。以下 「任期付職員条例」という。)第8条第4項に 規定する特定任期付職員業績手当」と、給 与条例第23条第1項中「管理職員が」とある のは「管理職員及び任期付職員条例第3条第 1項の規定により任期を定めて採用された 職員が」と、「当該職員」とあるのは「こ れらの職員」と、給与条例第25条第2項中 「100分の120」とあるのは「100分の165」 と、「100分の125」とあるのは「100分の175」 とする。

第10条~第12条

#### 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例 (第5条関係)

改正後

第1章 総則

第1条·第2条 略

第2章 フルタイム会計年度任用職員 (給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料 表は、別表第1のとおりとする。

第4条~第7条 略

(期末手当)

第8条 給与条例第25条から第27条までの規 定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年 改正前

第1章 総則

第1条·第2条 略

第2章 フルタイム会計年度任用職員 (給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料 表は、別表第1のとおりとする。

第4条~第7条 略

(期末手当)

|第8条 給与条例第25条から第27条までの規 定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年 度任用職員の期末手当の支給について準用 する。この場合において、給与条例第25条 第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100 分の68.75」と読み替えるものとする。

2~4 略

第9条・第10条

第3章 パートタイム会計年度任用職 員

第11条 略

(基本報酬)

- 第12条 月額で基本報酬を定めるパートタイ ム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基 準月額(当該パートタイム会計年度任用職 員の1週間当たりの通常の勤務時間が伊勢 市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平 成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間 条例」という。)第2条第1項に規定する勤務 時間と同一であるとした場合に、その者の 職務の内容及び責任、職務遂行上必要とな る知識、技術及び職務経験等に照らして第3 条から第5条までの規定を適用して得た額 をいう。以下同じ。)に、当該パートタイム 会計年度任用職員について定められた1週 間当たりの勤務時間を38.75で除して得た 数を乗じて得た額(1円未満の端数があると きは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会 | 2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会 計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月 額を20で除して得た額に、当該パートタイ ム会計年度任用職員について定められた1 日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数 を乗じて得た額(1円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム 会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準 月額を155で除して得た額(1円未満の端数 があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

第13条・第14条

(期末手当)

第15条 給与条例第25条から第27条までの規 定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計 年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著 しく少ない者として規則で定めるものを除 度任用職員の期末手当の支給について準用 する。この場合において、給与条例第25条 第2項中「100分の120」とあるのは、「100 分の67.5」と読み替えるものとする。

2~4 略

第9条・第10条 略

> 第3章 パートタイム会計年度任用職 員

第11条 略

(基本報酬)

- 第12条 月額で基本報酬を定めるパートタイ ム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基 準月額(当該パートタイム会計年度任用職 員の1週間当たりの通常の勤務時間が伊勢 市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平 成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間 条例」という。)第2条第1項に規定する勤務 時間と同一であるとした場合に、その者の 職務の内容及び責任、職務遂行上必要とな る知識、技術及び職務経験等に照らして第3 条から第5条までの規定を適用して得た額 をいう。以下同じ。)に、当該パートタイム 会計年度任用職員について定められた1週 間当たりの勤務時間を38.75で除して得た 数を乗じて得た額(1円未満の端数があると きは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月 額を20で除して得た額に、当該パートタイ ム会計年度任用職員について定められた1 日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数 を乗じて得た額(1円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム 会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準 月額を155で除して得た額(1円未満の端数 があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

第13条・第14条

(期末手当)

第15条 給与条例第25条から第27条までの規 定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計 年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著 しく少ない者として規則で定めるものを除 く。以下この条において同じ。)の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、同条第4項中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額(基本報酬を目額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額)」と読み替えるものとする。

2~4 略 第16条~第19条 略 第4章 補則 第20条~第25条 略 別表第1(第3条関係)

職務の級	<u>1級</u>	<u>2級</u>	職務の約
<u> </u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>	
	<u> </u>	円	
<u>1</u>	<u>162, 100</u>	<u>208, 000</u>	1
<u>2</u>	<u>163, 200</u>	<u>209, 700</u>	2
<u>3</u>	<u>164, 400</u>	<u>211, 400</u>	<u>3</u>
$ \underline{4} $	<u>165, 500</u>	<u>212, 900</u>	$ \underline{4} $
<u>5</u>	<u>166, 600</u>	<u>214, 400</u>	<u>5</u>
<u>6</u>	<u>167, 700</u>	<u>216, 200</u>	<u>6</u>
<u>7</u>	<u>168, 800</u>	<u>217, 900</u>	<u>7</u>
8	<u>169, 900</u>	<u>219, 600</u>	8
9	<u>170, 900</u>	<u>221, 100</u>	9
10	<u>172, 300</u>	<u>222, 600</u>	10
<u>11</u>	<u>173, 600</u>	<u>224, 100</u>	11
<u>12</u>	<u>174, 900</u>	<u>225, 600</u>	<u>12</u>
<u>13</u>	<u>176, 100</u>	<u>226, 800</u>	<u>13</u>
14	<u>177, 600</u>	<u>228, 200</u>	14
<u>15</u>	<u>179, 100</u>	<u>229, 600</u>	<u>15</u>
<u>16</u>	<u>180, 700</u>	<u>231, 000</u>	<u>16</u>
<u>17</u>	<u>181, 800</u>	<u>232, 400</u>	<u>17</u>
<u>18</u>	<u>183, 200</u>	<u>234, 000</u>	<u>18</u>
<u>19</u>	<u>184, 600</u>	<u>235, 500</u>	<u>19</u>
<u>20</u>	<u>186, 000</u>	<u>236, 900</u>	<u>20</u>
<u>21</u>	<u>187, 300</u>	<u>238, 100</u>	<u>21</u>
<u>22</u>	<u>189, 600</u>	<u>239, 700</u>	<u>22</u>

く。以下この条において同じ。)の期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

 2~4
 略

 第16条~第19条
 略

 第4章
 補則

 第20条~第25条
 略

 別表第1(第3条関係)

7112X 711 (710 X X X X X X X X X X X X X X X X X X X				
職務の級	1級	2級		
<u> </u>	<u>給料月額</u>	<u>給料月額</u>		
	巴	円		
1	<u>150, 100</u>	<u>198, 500</u>		
2	<u>151, 200</u>	<u>200, 300</u>		
<u>3</u>	<u>152, 400</u>	<u>202, 100</u>		
4	<u>153, 500</u>	<u>203, 900</u>		
<u>5</u>	<u>154, 600</u>	<u>205, 400</u>		
4   5   6   7   8	<u>155, 700</u>	<u>207, 200</u>		
7	<u>156, 800</u>	<u>209, 000</u>		
8	<u>157, 900</u>	<u>210, 800</u>		
9	<u>158, 900</u>	<u>212, 400</u>		
<u>10</u>	<u>160, 300</u>	<u>214, 200</u>		
<u>11</u>	<u>161, 600</u>	<u>216, 000</u>		
<u>12</u>	<u>162, 900</u>	<u>217, 800</u>		
<u>13</u>	<u>164, 100</u>	<u>219, 200</u>		
<u>14</u>	<u>165, 600</u>	<u>221, 000</u>		
<u>15</u>	<u>167, 100</u>	<u>222, 700</u>		
<u>16</u>	<u>168, 700</u>	<u>224, 500</u>		
<u>17</u>	<u>169, 800</u>	<u>226, 100</u>		
<u>18</u>	<u>171, 200</u>	<u>227, 800</u>		
<u>19</u>	<u>172, 600</u>	229, 400		
<u>20</u>	<u>174, 000</u>	<u>230, 900</u>		
<u>21</u>	<u>175, 300</u>	<u>232, 200</u>		
22	<u>177, 800</u>	<u>233, 800</u>		

<u>  23</u>	191, 800	<u>241, 200</u>	23	180, 300	235, 400
$\frac{26}{24}$	194, 000	$\frac{242,600}{242,600}$	$\left  \frac{26}{24} \right $	182, 800	236, 900
$\frac{25}{25}$	196, 200	<u>243, 600</u>	$\frac{25}{25}$	185, 200	237, 900
$\frac{26}{26}$	197, 900	<u>245, 100</u>	$\frac{26}{26}$	186, 900	239, 400
$\frac{20}{27}$	199, 400	<u>246, 400</u>	$\left  \frac{20}{27} \right $	188, 500	$\frac{260, 100}{240, 700}$
$\frac{3}{28}$	200, 900	<u>247, 600</u>	$\frac{28}{28}$	190, 200	241, 900
$\frac{29}{29}$	202, 400	248, 700	$\frac{29}{29}$	191, 700	243, 100
30	203, 800	<u>249, 700</u>	$\frac{30}{30}$	193, 400	244, 100
$\frac{31}{31}$	205, 200	250, 600	$\frac{31}{31}$	195, 200	245, 100
$\frac{1}{32}$	206, 600	<u>251, 500</u>	$\frac{32}{32}$	196, 900	246, 100
33	208, 000	<u>252, 400</u>	33	198, 500	247, 200
$\left  \frac{}{34} \right $	209, 300	<u>253, 300</u>	$\frac{}{34}$	199, 900	248, 100
<u>35</u>	210, 600	<u>254, 100</u>	3 <u>5</u>	201, 400	249,000
<u>36</u>	211, 900	254, 900	$\frac{}{36}$	202, 900	250, 000
${37}$	213, 200	<u>255, 600</u>	$\left  \frac{}{37} \right $	204, 200	250, 900
$\frac{}{38}$	214, 400	256, 700	$\frac{}{38}$	205, 500	<u>252, 200</u>
$\frac{1}{39}$	215, 600	257, 900	$\left  \begin{array}{c} \overline{39} \end{array} \right $	206, 700	253, 400
$\left  \frac{1}{40} \right $	216, 700	259, 000	$\left  \left  \frac{1}{40} \right  \right $	208,000	<u>254, 700</u>
$\left  \frac{1}{41} \right $	217, 800	260, 200	$\left  \frac{1}{41} \right $	209, 300	256, 000
$\frac{1}{42}$	218, 900	<u>261, 400</u>	$\frac{1}{42}$	<u>210, 600</u>	<u>257, 400</u>
43	219, 900	<u>262, 500</u>	43	<u>211, 900</u>	<u>258, 600</u>
44	220, 900	<u>263, 600</u>	$    \underline{44}  $	<u>213, 200</u>	<u>259, 800</u>
45	221, 800	<u>264, 700</u>	$\frac{45}{}$	<u>214, 300</u>	<u>260, 900</u>
46	222, 700	<u>265, 800</u>	46	<u>215, 600</u>	<u>262, 100</u>
47	<u>223, 600</u>	<u>266, 900</u>	<u>  47</u>	<u>216, 900</u>	<u>263, 400</u>
48	<u>224, 500</u>	<u>267, 900</u>	48	<u>218, 200</u>	<u>264, 500</u>
49	225, 400	<u>268, 900</u>	$    \underline{49}  $	<u>219, 200</u>	<u>265, 600</u>
50	226, 300	<u>269, 900</u>	50	<u>220, 300</u>	<u>266, 600</u>
<u>  51</u>	227, 200	<u>270, 900</u>	<u>  51</u>	<u>221, 300</u>	<u>267, 800</u>
<u>52</u>	228, 100	<u>271, 800</u>	$  \frac{52}{}$	<u>222, 300</u>	<u>268, 900</u>
<u>  53</u>	228, 900	<u>272, 700</u>	<u>  53</u>	<u>223, 300</u>	<u>269, 900</u>
$\frac{54}{}$	229, 800	<u>273, 600</u>	$\left  \frac{54}{} \right $	<u>224, 200</u>	270, 900
<u>  55</u>	230, 700	<u>274, 500</u>	<u>  55</u>	<u>225, 100</u>	<u>272, 000</u>
<u>  56</u>	231, 500	<u>275, 400</u>	<u>  56</u>	<u>226, 000</u>	<u>273, 100</u>
<u>57</u>	231, 800	<u>276, 300</u>	<u>  57</u>	<u>226, 300</u>	<u>274, 000</u>
<u>  58</u>	232, 600	<u>277, 200</u>	$\frac{58}{}$	227, 100	<u>275, 000</u>
<u>59</u>	233, 300	<u>278, 100</u>	$\left  \frac{59}{} \right $	227, 800	<u>275, 900</u>
60	233, 900	279, 000	$\frac{60}{2}$	<u>228, 500</u>	277, 000
61	234, 500	<u>280, 000</u>	$\frac{61}{60}$	229, 200	278, 100
$\frac{62}{62}$	235, 200	<u>281, 000</u>	$\frac{62}{62}$	230, 000	279, 100
63	235, 800	<u>281, 900</u>	$\frac{63}{64}$	230, 700	280, 000
$\frac{64}{65}$	236, 300	<u>282, 800</u>	$\frac{64}{65}$	231, 300	281, 000
$\frac{65}{66}$	236, 800	<u>283, 300</u>	$\frac{65}{66}$	231, 900	281, 500
$\frac{66}{67}$	237, 300	284, 000 284, 700	$\frac{66}{67}$	232, 500 233, 100	$\frac{282,400}{283,100}$
$\frac{67}{68}$	237, 800	284, 700 285, 600	$\frac{67}{68}$	233, 100	283, 100 284, 000
68	238, 400	<u>285, 600</u>	$    \underline{68}  $	233, 800	284, 000

69	238, 900	286, 600	69	234, 500	285, 000
$\left  \left  \frac{\overline{}}{70} \right  \right $	239, 400	287, 400	$\left  \left  \frac{}{70} \right  \right $	235, 100	285, 800
$\left  \left  \frac{}{71} \right  \right $	239, 900	<u>288, 200</u>	$\left  \left  \frac{}{71} \right  \right $	235, 600	286, 600
$\left  \frac{72}{72} \right $	240, 400	<u>289, 000</u>	$\left  \frac{72}{72} \right $	236, 300	287, 400
$\left  \frac{73}{73} \right $	240, 900	<u>289, 700</u>	$\left  \frac{73}{73} \right $	237, 000	288, 200
$\frac{1}{24}$	241, 400	<u>290, 200</u>	$    \underline{74}$	237, 600	<u>288, 700</u>
75	241, 800	290, 600	<u>75</u>	238, 200	289, 100
<u>  76</u>	242, 300	<u>291, 000</u>	<u>  76</u>	238, 700	<u>289, 600</u>
77	242, 800	<u>291, 200</u>	<u>77</u>	239, 300	<u>289, 800</u>
<u>  78</u>	243, 300	<u>291, 500</u>	<u>  78</u>	240,000	<u>290, 100</u>
$  \frac{79}{}$	243, 800	<u>291, 700</u>	$    \underline{79}  $	240, 700	<u>290, 300</u>
80	244, 300	<u>292, 000</u>	80	241, 200	<u>290, 700</u>
<u>81</u>	244, 700	<u>292, 200</u>	81	241, 700	<u>290, 900</u>
82	245, 200	<u>292, 400</u>	82	242, 300	<u>291, 100</u>
83	245, 600	<u>292, 700</u>	83	242, 900	<u>291, 500</u>
84	<u>246, 000</u>	<u>292, 900</u>	84	243, 400	<u>291, 800</u>
<u>85</u>	<u>246, 400</u>	<u>293, 200</u>	<u>85</u>	<u>243, 900</u>	<u>292, 100</u>
86	<u>246, 800</u>	<u>293, 500</u>	86	244, 500	<u>292, 400</u>
87	<u>247, 200</u>	<u>293, 800</u>	87	<u>245, 100</u>	<u>292, 700</u>
88	<u>247, 600</u>	<u>294, 100</u>	88	<u>245, 600</u>	<u>293, 100</u>
89	248,000	<u>294, 400</u>	89	<u>246, 100</u>	<u>293, 400</u>
90	248, 500	<u>294, 800</u>	90	246, 600	<u>293, 800</u>
$\frac{91}{}$	248, 800	<u>295, 100</u>	91	246, 900	<u>294, 100</u>
$\frac{92}{}$	249, 100	<u>295, 500</u>	92	247, 300	<u>294, 500</u>
$\frac{93}{}$	249, 400	<u>295, 700</u>	$\frac{93}{}$	247, 600	<u>294, 700</u>
$\frac{94}{}$		<u>295, 900</u>	$\frac{94}{}$		<u>294, 900</u>
$\frac{95}{}$		<u>296, 200</u>	95		<u>295, 200</u>
$\frac{96}{}$		<u>296, 600</u>	96		<u>295, 600</u>
$\frac{97}{}$		<u>296, 800</u>	$    \underline{97}  $		<u>295, 800</u>
98		<u>297, 100</u>	98		<u>296, 100</u>
99		<u>297, 500</u>	99		<u>296, 500</u>
100		<u>297, 900</u>	100		<u>296, 900</u>
101		<u>298, 100</u>	101		<u>297, 100</u>
102		<u>298, 400</u>	102		<u>297, 400</u>
103		<u>298, 800</u>	103		<u>297, 800</u>
$\frac{104}{}$		<u>299, 100</u>	104		<u>298, 100</u>
105		<u>299, 300</u>	105		<u>298, 300</u>
106		<u>299, 600</u>	106		<u>298, 600</u>
107		<u>300, 000</u>	107		<u>299, 000</u>
108		<u>300, 300</u>	108		<u>299, 300</u>
109		<u>300, 500</u>	109		<u>299, 500</u>
110		300, 900	110		299, 900
111		301, 300	111		300, 300
112		301,600	112		300, 600
113		301,800	$\frac{113}{114}$		300, 800
114		<u>302, 000</u>	114		301, 000

The second		1.1	1	1	
<u>115</u>		<u>302, 300</u>	<u>115</u>		301, 300
116		<u>302, 700</u>	<u>116</u>		<u>301, 700</u>
117		<u>302, 900</u>	<u>117</u>		301, 900
118		<u>303, 100</u>	118		302, 100
119		<u>303, 400</u>	<u>119</u>		302, 400
120		<u>303, 700</u>	120		<u>302, 700</u>
121		<u>304, 100</u>	121		303, 100
122		<u>304, 300</u>	122		303, 300
123		<u>304, 600</u>	123		303, 600
124		<u>304, 900</u>	124		303, 900
125		<u>305, 200</u>	125		304, 200
別表第2 瞬	ζ I		別表第2	格	

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(第6条関係)

	改正後		改正前
第1条~第5条	略	第1条~第5条	略

(期末手当)

- 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び 12月1日(以下これらの日を「基準日」とい う。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支 給する。これらの基準日前1箇月以内に任期 満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の 解散により任期が終了したこれらの者(当 該これらの基準日においてこの項前段の規 定の適用を受ける者を除く。)についても、 同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期満 了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解 散により任期が終了した日現在)において 同項に規定する者が受けるべき議員報酬の 月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗 じて得た額の合計額に、6月に支給する場合 <u>には100分の165、12月に支給する場合には</u> 100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間<br /> の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、任期満了又は議会の解散に よる任期終了の日に在職した議長、副議長 及び議員で当該任期満了又は議会の解散に よる選挙により再び議会の議員となったも のの受ける当該期末手当に係る在職期間の 計算については、これらの者は、引き続き

# 第1条~第5条 略 (期末手当)

- 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び 12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支 給する。これらの基準日前1箇月以内に任期 満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の 解散により任期が終了したこれらの者(当 該これらの基準日においてこの項前段の規 定の適用を受ける者を除く。)についても、 同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期満 了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解 散により任期が終了した日現在)において 同項に規定する者が受けるべき議員報酬の 月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗 じて得た額の合計額に100分の165を乗じて 得た額に、基準日以前6箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。この場合において、任期 満了又は議会の解散による任期終了の日に 在職した議長、副議長及び議員で当該任期 満了又は議会の解散による選挙により再び 議会の議員となったものの受ける当該期末 手当に係る在職期間の計算については、こ れらの者は、引き続き議会の議員の職にあ ったものとする。

議会の議員の職にあったものとする。

(1)~(4) 略

第7条 略

(1)~(4) 略

第7条 略

#### 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(第7条関係)

# 改正後改正前第1条~第5条略第1条~第5条略

(期末手当)

- 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び 12月1日(以下これらの日を「基準日」とい う。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支 給する。これらの基準日前1箇月以内に任期 満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の 解散により任期が終了したこれらの者(当 該これらの基準日においてこの項前段の規 定の適用を受ける者を除く。)についても、 同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期満 了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解 散により任期が終了した日現在)において 同項に規定する者が受けるべき議員報酬の 月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗 じて得た額の合計額に100分の170を乗じて 得た額に、基準日以前6箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。この場合において、任期 満了又は議会の解散による任期終了の日に 在職した議長、副議長及び議員で当該任期 満了又は議会の解散による選挙により再び 議会の議員となったものの受ける当該期末 手当に係る在職期間の計算については、こ れらの者は、引き続き議会の議員の職にあ ったものとする。

(1)  $\sim$  (4) 略

第7条 略

第1条~第5条 略 (期末手当)

- 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び 12月1日(以下これらの日を「基準日」とい う。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支 給する。これらの基準日前1箇月以内に任期 満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の 解散により任期が終了したこれらの者(当 該これらの基準日においてこの項前段の規 定の適用を受ける者を除く。)についても、 同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期満 了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解 散により任期が終了した日現在)において 同項に規定する者が受けるべき議員報酬の 月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗 じて得た額の合計額に、6月に支給する場合 には100分の165、12月に支給する場合には 100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、任期満了又は議会の解散に よる任期終了の日に在職した議長、副議長 及び議員で当該任期満了又は議会の解散に よる選挙により再び議会の議員となったも のの受ける当該期末手当に係る在職期間の 計算については、これらの者は、引き続き 議会の議員の職にあったものとする。

 $(1) \sim (4)$  略

第7条 略

#### 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(第8条関係)

改正後	改正前
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略
(期末手当)	(期末手当)
第3条 市長等には、一般職の職員の例によ	第3条 市長等には、一般職の職員の例によ

- り、期末手当を支給する。
- 2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月 2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月 額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>、6月に支給する場合には</u>100分の220<u>、12</u> 月に支給する場合には100分の230を乗じて 得た額とする。

第4条~第6条 略

- り、期末手当を支給する。
- 額に100分の20を乗じて得た額の合計額に 100分の220を乗じて得た額とする。

第4条~第6条 略

# 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(第9条関係)

改正後	改正前
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略
(期末手当)	(期末手当)
第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。	第3条 市長等には、一般職の職員の例により、期末手当を支給する。
2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に 100分の225を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 6月に支給する場合には100分の220、12月に 支給する場合には100分の230を乗じて得た額とする。
第4条~第6条 略	第4条~第6条 略

# 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(第10条関係)

改正後	改正前
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略
(通勤手当及び期末手当)	(通勤手当及び期末手当)
第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支	第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支
給する。	給する。
2 略	2 略
3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月	3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月
額に100分の20を乗じて得た額の合計額に	額に100分の20を乗じて得た額の合計額に
<u>、6月に支給する場合には</u> 100分の220 <u>、12</u>	100分の220を乗じて得た額とする。
月に支給する場合には100分の230を乗じて	
得た額とする。	
第4条~第8条 略	第4条~第8条 略

#### 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(第11条関係)

改正後	改正前				
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略				
(通勤手当及び期末手当)	(通勤手当及び期末手当)				
第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支	第3条 教育長に、通勤手当及び期末手当を支				
給する。	給する。				
2 略	2 略				
3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月	3 期末手当の額は、給料の月額及び給料の月				

額に100分の20を乗じて得た額の合計額に 100分の225を乗じて得た額とする。 額に100分の20を乗じて得た額の合計額に 、6月に支給する場合には100分の220、12 月に支給する場合には100分の230を乗じて 得た額とする。

第4条~第8条 略

第4条~第8条 略

# 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例 (第12条関係)

改正後	改正前
第1条~第3条 略	第1条~第3条 略
(手当の額)	(手当の額)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の220を乗じて得た額とする。
第5条~第7条 略	第5条~第7条 略

#### 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例 (第13条関係)

改正後	改正前
第1条~第3条 略	第1条~第3条 略
(手当の額)	(手当の額)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の225を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額とする。
第5条~第7条 略	第5条~第7条 略

別表第1 (第2条関係) 一般職給料表

改正後

	<u>一般職</u>	給料表							
職員の	<u>職務</u>	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
区	<u>号給</u>	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		<u>円</u>	<u>円</u>		<u>円</u>	円	円	<u>円</u>	円
年	<u>1</u>	162, 100	208, 000	240, 900	271, 600	<u>295, 400</u>	323, 100	<u>365, 500</u>	410, 300
前	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100	412, 700
再	<u>3</u>	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500	415, 200
任用		165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900	417, 600
短	4 5 6 7 8 9	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500	374, 800	419, 500
時	$\frac{2}{6}$	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	333, 500	377, 300	421, 600
間	$\frac{3}{7}$	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400	379, 600	423, 700
勤務	8	169, 900	219, 600	<u>250, 900</u>	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100	425, 900
務	9	170, 900	221, 100	<u>252, 000</u>	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500	427, 800
職員	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312,000	341, 200	387, 100	429, 900
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700	432,000
外	<u>12</u>	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300	433, 900
の	13	176, 100	226, 800	<u>257, 500</u>	292, 100	318, 200	347, 000	394, 600	435, 600
職	14	177, 600	228, 200	<u>258, 700</u>	293, 700	320, 200	349,000	396, 900	437, 400
員	<u>15</u>	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300
	<u>16</u>	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400	441, 200
	<u>17</u>	<u>181, 800</u>	232, 400	<u>262, 300</u>	<u>298, 000</u>	<u>325, 900</u>	<u>354, 500</u>	<u>403, 200</u>	<u>443, 000</u>
	<u>18</u>	183, 200	<u>234, 000</u>	<u>263, 600</u>	<u>300, 000</u>	<u>327, 900</u>	<u>356, 500</u>	<u>405, 100</u>	444,800
	<u>19</u>	<u>184, 600</u>	235, 500	<u>264, 900</u>	<u>302, 000</u>	<u>329, 800</u>	<u>358, 300</u>	<u>407, 000</u>	<u>446, 600</u>
	<u>20</u>	<u>186, 000</u>	236, 900	<u>266, 200</u>	<u>303, 800</u>	<u>331, 700</u>	<u>360, 200</u>	<u>408, 800</u>	<u>448, 300</u>
	<u>21</u>	<u>187, 300</u>	238, 100	<u>267, 600</u>	<u>305, 500</u>	<u>333, 400</u>	<u>362, 100</u>	<u>410, 600</u>	<u>450, 100</u>
	<u>22</u>	189, 600	239, 700	<u>269, 100</u>	<u>307, 400</u>	<u>335, 400</u>	<u>364, 000</u>	<u>412, 400</u>	<u>451, 600</u>
	<u>23</u>	<u>191, 800</u>	<u>241, 200</u>	<u>270, 700</u>	<u>309, 300</u>	<u>337, 400</u>	<u>365, 900</u>	<u>414, 200</u>	<u>453, 000</u>
	<u>24</u>	<u>194, 000</u>	<u>242, 600</u>	<u>272, 200</u>	<u>311, 100</u>	<u>339, 300</u>	<u>367, 800</u>	<u>416, 000</u>	<u>454, 500</u>
	<u>25</u>	<u>196, 200</u>	<u>243, 600</u>	<u>273, 800</u>	<u>312, 800</u>	<u>340, 700</u>	<u>369, 700</u>	<u>417, 600</u>	<u>455, 900</u>
	<u>26</u>	<u>197, 900</u>	<u>245, 100</u>	<u>275, 500</u>	<u>314, 800</u>	<u>342, 600</u>	<u>371, 600</u>	<u>419, 100</u>	<u>457, 200</u>
	<u>27</u>	<u>199, 400</u>	<u>246, 400</u>	<u>277, 100</u>	<u>316, 800</u>	<u>344, 500</u>	<u>373, 500</u>	<u>420, 600</u>	<u>458, 500</u>
	<u>28</u>	<u>200, 900</u>	<u>247, 600</u>	<u>278, 700</u>	<u>318, 700</u>	<u>346, 400</u>	<u>375, 400</u>	<u>422, 100</u>	<u>459, 700</u>
	<u>29</u>	<u>202, 400</u>	<u>248, 700</u>	<u>280, 300</u>	<u>320, 400</u>	<u>348, 000</u>	<u>376, 900</u>	<u>423, 600</u>	<u>460, 700</u>
	<u>30</u>	<u>203, 800</u>	<u>249, 700</u>	<u>281, 800</u>	<u>322, 400</u>	<u>349, 900</u>	<u>378, 700</u>	<u>424, 900</u>	<u>461, 400</u>
	<u>31</u>	<u>205, 200</u>	<u>250, 600</u>	<u>283, 300</u>	<u>324, 400</u>	<u>351, 700</u>	<u>380, 500</u>	<u>426, 200</u>	<u>462, 200</u>
	<u>32</u>	<u>206, 600</u>	<u>251, 500</u>	<u>284, 800</u>	<u>326, 400</u>	<u>353, 500</u>	<u>382, 100</u>	427, 400	<u>462, 900</u>
	<u>33</u>	<u>208, 000</u>	<u>252, 400</u>	<u>285, 900</u>	<u>327, 600</u>	<u>355, 300</u>	<u>383, 800</u>	<u>428, 600</u>	<u>463, 600</u>
	34	<u>209, 300</u>	<u>253, 300</u>	<u>287, 500</u>	<u>329, 600</u>	<u>357, 100</u>	<u>385, 200</u>	<u>429, 900</u>	464, 400
	<u>35</u>	<u>210, 600</u>	<u>254, 100</u>	<u>289, 000</u>	331, 500	<u>358, 800</u>	<u>386, 600</u>	431, 200	465, 100
	<u>36</u>	<u>211, 900</u>	<u>254, 900</u>	<u>290, 500</u>	<u>333, 500</u>	<u>360, 500</u>	388, 000	432, 400	465, 700
	37	<u>213, 200</u>	<u>255, 600</u>	<u>291, 900</u>	<u>335, 400</u>	<u>361, 900</u>	389, 400	433, 600	466, 200
	38	<u>214, 400</u>	<u>256, 700</u>	<u>293, 500</u>	337, 300	<u>363, 200</u>	390, 600	434, 400	466, 800
	<u>39</u>	215, 600	<u>257, 900</u>	<u>295, 100</u>	<u>339, 200</u>	364, 500	<u>391, 800</u>	435, 200	467, 400
	40	216, 700	259, 000	<u>296, 700</u>	341, 100	<u>365, 900</u>	392, 800	436, 000	468, 000
	41	<u>217, 800</u>	260, 200	<u>298, 200</u>	342, 900	<u>367, 000</u>	393, 900	436, 600	468, 500
	42	218, 900	261, 400	<u>299, 800</u>	344, 800	<u>367, 900</u>	395, 100	437, 300	469, 000
	43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600 348, 400	368, 900 370, 000	396, 200	438, 000	469, 400 460, 700
	44	220, 900	263, 600 264, 700	302, 800 304, 400	348, 400	370, 000 370, 800	397, 300	438, 700	469, 700 470, 000
	45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900 351, 200	370, 800	398, 000	439, 500	470,000
	46	222, 700	265, 800	306, 000 307, 600	351, 300 352, 700	371, 700 372, 600	398, 700 300, 400	440, 300 440, 700	
	47	223, 600	266, 900	307, 600 200, 100	352, 700	372, 600 272, 400	399, 400 400, 100	440, 700	
	48	224, 500	267, 900	<u>309, 100</u>	354, 200 355, 700	373, 400	400, 100 400, 700	441, 400	
	<u>49</u> 50	225, 400	268, 900	310, 000 311, 500	355, 700 356, 500	374, 200 375, 000	400, 700 401, 300	441, 900 442, 300	
ı	<u>50</u>	<u>226, 300</u>	<u>269, 900</u>	<u>311, 500</u>	<u>356, 500</u>	<u>375, 000</u>	401, 300	442, 300	l

<u>51</u>	227, 200	270,900	313,000	<u>357, 500</u>	<u>375, 800</u>	401,800	442, 700
<u>52</u>	228, 100	271,800	314,600	<u>358, 500</u>	<u>376, 500</u>	402, 200	443, 100
<u>53</u>	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
<u>54</u>	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
5 <u>5</u>	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
$\frac{\underline{56}}{56}$	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
$\frac{50}{57}$	<u>231, 800</u>	<u>276, 300</u>	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
$\frac{57}{58}$	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
5 <u>5</u>	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700 364, 700	381,000	404, 100	445, 600
$\frac{55}{60}$	233, 900	279, 000	32 <del>4, 500</del> 325, 600	365, 300	381, 700 381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500 234, 500	219,000 280,000	326, 300 326, 300	365, 700	381, 700 382, 100	404, 700	446, 200
$\frac{61}{62}$	235, 200 235, 200	280, 000 281, 000	327, 200	366, 300	382, 100 382, 800	405, 300	440, 200
63	235, 200 235, 800	281, 000 281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600 405, 600	
i i	236, 300 236, 300	281, 900 282, 800	i	367, 700 367, 700	i	i	
64			328, 800	i i	384, 000	405, 900	
$\frac{65}{66}$	236, 800	283, 300	329, 600	<u>368, 000</u>	384, 400	406, 200	
$\frac{66}{67}$	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
$\frac{67}{60}$	237, 800	<u>284, 700</u>	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
$\frac{68}{60}$	238, 400	<u>285, 600</u>	331, 300	<u>370, 000</u>	386, 200	407, 100	
69	238, 900	<u>286, 600</u>	332, 100	<u>370, 300</u>	386, 600	407, 300	
$\frac{70}{71}$	239, 400	<u>287, 400</u>	332, 800	<u>370, 900</u>	387, 100	407, 600	
$\frac{71}{7}$	<u>239, 900</u>	<u>288, 200</u>	333, 500	<u>371, 600</u>	<u>387, 600</u>	407, 900	
72	240, 400	<u>289, 000</u>	334, 100	<u>372, 200</u>	388, 200	408, 100	
73	<u>240, 900</u>	<u>289, 700</u>	334,600	<u>372, 500</u>	<u>388, 500</u>	<u>408, 300</u>	
74	241, 400	<u>290, 200</u>	<u>335, 200</u>	<u>373, 100</u>	<u>388, 900</u>	408, 600	
<u>75</u>	241, 800	<u>290, 600</u>	<u>335, 700</u>	<u>373, 800</u>	<u>389, 300</u>	408, 900	
76	242, 300	<u>291, 000</u>	<u>336, 300</u>	<u>374, 400</u>	<u>389, 700</u>	<u>409, 100</u>	
77	242, 800	<u>291, 200</u>	<u>336, 600</u>	<u>374, 800</u>	<u>390, 000</u>	<u>409, 300</u>	
<u>78</u>	243, 300	<u>291, 500</u>	337, 100	<u>375, 300</u>	<u>390, 300</u>	<u>409, 600</u>	
<u>79</u>	243, 800	<u>291, 700</u>	<u>337, 500</u>	<u>375, 900</u>	<u>390, 600</u>	<u>409, 900</u>	
80	<u>244, 300</u>	<u>292, 000</u>	<u>337, 900</u>	<u>376, 400</u>	<u>390, 800</u>	<u>410, 100</u>	
81	<u>244, 700</u>	<u>292, 200</u>	<u>338, 300</u>	<u>376, 900</u>	<u>391, 000</u>	<u>410, 300</u>	
82	<u>245, 200</u>	<u>292, 400</u>	<u>338, 800</u>	<u>377, 500</u>	<u>391, 300</u>	<u>410, 600</u>	
83	<u>245, 600</u>	<u>292, 700</u>	<u>339, 300</u>	<u>378, 000</u>	<u>391, 600</u>	<u>410, 900</u>	
84	<u>246, 000</u>	<u>292, 900</u>	<u>339, 800</u>	<u>378, 300</u>	<u>391, 800</u>	<u>411, 100</u>	
<u>85</u>	246, 400	<u>293, 200</u>	<u>340, 100</u>	<u>378, 700</u>	<u>392, 000</u>	<u>411, 300</u>	
86	246, 800	<u>293, 500</u>	<u>340, 500</u>	<u>379, 200</u>	<u>392, 300</u>		
<u>87</u>	247, 200	<u>293, 800</u>	<u>341, 000</u>	<u>379, 600</u>	<u>392, 600</u>		
88	<u>247, 600</u>	<u>294, 100</u>	<u>341, 400</u>	<u>380, 000</u>	<u>392, 800</u>		
<u>89</u>	<u>248, 000</u>	<u>294, 400</u>	<u>341, 700</u>	<u>380, 400</u>	<u>393, 000</u>		
90	<u>248, 500</u>	<u>294, 800</u>	<u>342, 100</u>	<u>380, 900</u>	<u>393, 300</u>		
91	<u>248, 800</u>	<u>295, 100</u>	<u>342, 600</u>	<u>381, 300</u>	<u>393, 600</u>		
92	249, 100	<u>295, 500</u>	<u>343, 000</u>	<u>381, 700</u>	<u>393, 800</u>		
93	<u>249, 400</u>	<u>295, 700</u>	<u>343, 200</u>	<u>382, 000</u>	<u>394, 000</u>		
94		<u>295, 900</u>	<u>343, 600</u>				
<u>95</u>		<u>296, 200</u>	<u>344, 100</u>				
96		<u>296, 600</u>	<u>344, 500</u>				
97		<u>296, 800</u>	<u>344, 700</u>				
98		<u>297, 100</u>	<u>345, 100</u>				
99		<u>297, 500</u>	<u>345, 500</u>				
100		<u>297, 900</u>	<u>345, 800</u>				
<u>101</u>		<u>298, 100</u>	<u>346, 100</u>				
102		<u>298, 400</u>	<u>346, 500</u>				
<u>103</u>		<u>298, 800</u>	<u>346, 900</u>				
<u>104</u>		<u>299, 100</u>	<u>347, 300</u>				
<u>105</u>		<u>299, 300</u>	347,800				
106		<u>299, 600</u>	<u>348, 200</u>				
107		<u>300, 000</u>	<u>348, 600</u>				

	108 109 110 111 112 113 114 115		300, 300 300, 500 300, 900 301, 300 301, 600 301, 800 302, 000 302, 300	349, 000 349, 500 349, 900 350, 200 350, 500 351, 000					
	116 117		302, 700 302, 900						
	118 119		303, 100 303, 400						
	<u>120</u>		303, 700						
	<u>121</u>		<u>304, 100</u>						
	<u>122</u>		<u>304, 300</u>						
	<u>123</u>		<u>304, 600</u>						
	<u>124</u>		<u>304, 900</u>						
	<u>125</u>		<u>305, 200</u>						
定年		<u>基準給</u> 料月額	<u>基準給</u> 料月額	<u>基準給</u> 料月額	<u>基準給</u> 料月額	<u>基準給</u> 料月額	<u>基準給</u> 料月額	<u>基準給</u> 料月額	基準給 料月額
前		円	円	巴	円	円	<u>円</u>	円	円
定年前再任用短時間勤務職員		188, 700	216, 200	<u>256, 200</u>	<u>275, 600</u>	<u>290, 700</u>	316, 200	<u>358, 000</u>	391, 200

別表第1 (第2条関係)

改正前

	一般職	給料表							
職員の	一 職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
区分	<u> 号給</u>	<u>給料月額</u>	給料月額	給料月額	<u>給料月額</u>	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		<u>円</u>	円	<u>円</u>	円	<u>円</u>	<u>円</u>	円	円
年	1	150, 100	i	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200	362, 900	408, 100
前	$\frac{1}{2}$	151, 200	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900	$\frac{310,200}{321,400}$	365, 500	$\frac{100, 100}{410, 500}$
再任	<u>3</u>	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900	413, 000
用用	$\frac{1}{4}$	153, 500	203, 900	239, 000	271, 000	297, 000	325, 900	370, 500	415, 400
短	<u>5</u>	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800	328, 100	372, 400	417, 300
時	6	155, 700	<u>207, 200</u>	<u>241, 900</u>	<u>274, 500</u>	<u>300, 800</u>	<u>330, 100</u>	<u>374, 900</u>	<u>419,600</u>
間	7	<u>156, 800</u>	<u>209, 000</u>	<u>243, 400</u>	<u>276, 300</u>	<u>302, 600</u>	<u>332, 300</u>	<u>377, 200</u>	<u>421, 700</u>
勤務	8	<u>157, 900</u>	<u>210, 800</u>	<u>244, 900</u>	<u>278, 300</u>	<u>304, 200</u>	<u>334, 500</u>	<u>379, 700</u>	<u>423, 900</u>
職	9	<u>158, 900</u>	<u>212, 400</u>	<u>246, 000</u>	<u>280, 200</u>	<u>306, 100</u>	<u>336, 400</u>	<u>382, 100</u>	<u>425, 900</u>
員	<u>10</u>	<u>160, 300</u>	<u>214, 200</u>	<u>247, 500</u>	<u>282, 200</u>	<u>308, 400</u>	<u>338, 600</u>	<u>384, 800</u>	<u>428, 000</u>
以	<u>11</u>	<u>161, 600</u>	<u>216, 000</u>	<u>249, 000</u>	<u>284, 100</u>	310, 600	340,600	<u>387, 400</u>	430, 100
外の	<u>12</u>	<u>162, 900</u>	<u>217, 800</u>	<u>250, 300</u>	<u>286, 000</u>	312, 900	342, 800	<u>390, 100</u>	432, 200
職	<u>13</u>	<u>164, 100</u>	<u>219, 200</u>	<u>251, 800</u>	<u>287, 900</u>	315, 000	344, 600	<u>392, 500</u>	433, 900
員	14	165, 600 167, 100	<u>221, 000</u>	253, 000 254, 300	289, 700	317, 100 310, 300	346, 600	394, 800 397, 000	435, 700 437, 700
	15 16	167, 100 168, 700	222, 700 224, 500	254, 500 255, 500	291, 200 292, 600	319, 300 321, 400	348, 600 350, 600	399, 400	437, 700
	17 17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600
	18 18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400
	<u>19</u>	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200
	<u>20</u>	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446, 900
	<u>21</u>	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331,000	<u>359, 900</u>	408, 800	448, 700
	<u>22</u>	<u>177, 800</u>	<u>233, 800</u>	<u>264, 400</u>	<u>304, 500</u>	<u>333, 100</u>	<u>361, 800</u>	<u>410, 600</u>	<u>450, 200</u>
	<u>23</u>	<u>180, 300</u>	<u>235, 400</u>	<u>266, 000</u>	<u>306, 500</u>	<u>335, 100</u>	<u>363, 800</u>	<u>412, 400</u>	<u>451, 600</u>
	<u>24</u>	<u>182, 800</u>	<u>236, 900</u>	<u>267, 600</u>	<u>308, 600</u>	<u>337, 200</u>	<u>365, 700</u>	<u>414, 300</u>	<u>453, 100</u>
	<u>25</u>	<u>185, 200</u>	<u>237, 900</u>	<u>269, 400</u>	<u>310, 300</u>	338, 600	<u>367, 700</u>	416, 100	<u>454, 500</u>
	<u>26</u>	186, 900	<u>239, 400</u>	<u>271, 200</u>	312, 400	340, 500	<u>369, 600</u>	417, 600	<u>455, 800</u>
	27	188, 500	240, 700	<u>272, 900</u>	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100
	28 29	190, 200 191, 700	241, 900 243, 100	274, 600 276, 200	316, 400 318, 100	344, 300 345, 900	373, 600 375, 100	420, 700 422, 300	458, 300 459, 300
	$\frac{29}{30}$	193, 400	243, 100 244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
	31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
	$\frac{32}{32}$	196, 900		281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
	33	198, 500		282, 400	325, 500	<u>353, 400</u>	382, 100	427, 300	462, 200
	<u>34</u>	199, 900	<u>248, 100</u>	<u>284, 100</u>	<u>327, 500</u>	355, 200	<u>383, 500</u>	<u>428, 600</u>	<u>463, 000</u>
	<u>35</u>	<u>201, 400</u>	<u>249, 000</u>	<u>285, 700</u>	329, 400	<u>357, 000</u>	<u>385, 000</u>	<u>429, 900</u>	<u>463, 700</u>
	<u>36</u>	<u>202, 900</u>	<u>250, 000</u>	<u>287, 400</u>	<u>331, 500</u>	<u>358, 700</u>	<u>386, 600</u>	<u>431, 100</u>	<u>464, 300</u>
	<u>37</u>	<u>204, 200</u>	<u>250, 900</u>	<u>289, 000</u>	<u>333, 400</u>	<u>360, 100</u>	<u>388, 000</u>	432, 300	<u>464, 800</u>
	38	<u>205, 500</u>	<u>252, 200</u>	<u>290, 700</u>	<u>335, 300</u>	<u>361, 400</u>	<u>389, 200</u>	<u>433, 100</u>	<u>465, 400</u>
	<u>39</u>	<u>206, 700</u>	<u>253, 400</u>	<u>292, 500</u>	<u>337, 300</u>	<u>362, 800</u>	<u>390, 400</u>	433, 900	466, 000
	40	208, 000	<u>254, 700</u>	<u>294, 300</u>	339, 200	<u>364, 200</u>	<u>391, 500</u>	434, 700	466, 600
	$\frac{41}{49}$	209, 300	<u>256, 000</u>	<u>295, 800</u>	341, 100	365, 500	<u>392, 600</u>	435, 300	467, 100
	42	210, 600 211, 900	257, 400 258, 600	297, 500	343, 000 344, 800	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600 468, 000
	43 44	211, 900 213, 200	258, 600 259, 800	299, 000 300, 600	344, 800 346, 700	367, 500 368, 600	395, 000 396, 100	436, 700 437, 400	468, 000 468, 300
	45 45	213, 200 214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 100 396, 800	438, 200	468, 600
	46 46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	100,000
	$\frac{10}{47}$	<u>216, 900</u>	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
	48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
	<u>49</u>	219, 200	i	308, 100	354, 200	373,000	399, 500	440,600	
	<u>50</u>	<u>220, 300</u>	<u>266, 600</u>	<u>309, 600</u>	<u>355, 000</u>	<u>373, 800</u>	<u>400, 100</u>	441,000	

<u>51</u>	221, 300	<u>267, 800</u>	311, 100	<u>356, 200</u>	374,600	<u>400, 600</u>	441, 400
<u>52</u>	222, 300	<u>268, 900</u>	<u>312, 700</u>	<u>357, 200</u>	<u>375, 400</u>	<u>401, 000</u>	441,800
<u>53</u>	223, 300	269, 900	<u>314, 300</u>	<u>358, 100</u>	<u>376, 100</u>	<u>401, 400</u>	442, 200
<u>54</u>	224, 200	270, 900	315, 900	<u>359, 200</u>	<u>376, 800</u>	<u>401, 700</u>	442,600
<u>55</u>	<u>225, 100</u>	<u>272, 000</u>	<u>317, 500</u>	<u>360, 100</u>	<u>377, 500</u>	<u>402, 000</u>	<u>443, 000</u>
<u>56</u>	226,000	<u>273, 100</u>	<u>319, 000</u>	<u>361, 200</u>	<u>378, 200</u>	<u>402, 300</u>	443, 300
<u>57</u>	<u>226, 300</u>	<u>274, 000</u>	<u>320, 500</u>	<u>362, 100</u>	<u>378, 700</u>	<u>402, 600</u>	<u>443, 600</u>
<u>58</u>	<u>227, 100</u>	<u>275, 000</u>	<u>321, 700</u>	<u>362, 800</u>	<u>379, 300</u>	<u>402, 900</u>	444,000
<u>59</u>	<u>227, 800</u>	<u>275, 900</u>	<u>322, 900</u>	<u>363, 500</u>	<u>379, 900</u>	<u>403, 200</u>	444, 300
60	<u>228, 500</u>	<u>277, 000</u>	<u>324, 100</u>	<u>364, 200</u>	<u>380, 600</u>	<u>403, 500</u>	444,600
61	<u>229, 200</u>	<u>278, 100</u>	<u>324, 800</u>	<u>364, 600</u>	<u>381, 000</u>	<u>403, 800</u>	444, 900
<u>62</u>	<u>230, 000</u>	<u>279, 100</u>	<u>325, 700</u>	<u>365, 200</u>	<u>381, 700</u>	<u>404, 100</u>	
<u>63</u>	230, 700	<u>280, 000</u>	<u>326, 500</u>	<u>365, 900</u>	<u>382, 300</u>	404, 400	
64	231, 300	<u>281, 000</u>	<u>327, 300</u>	<u>366, 600</u>	<u>382, 900</u>	<u>404, 700</u>	
65	<u>231, 900</u>	<u>281, 500</u>	<u>328, 200</u>	<u>366, 900</u>	<u>383, 300</u>	<u>405, 000</u>	
66	<u>232, 500</u>	<u>282, 400</u>	<u>328, 600</u>	<u>367, 600</u>	<u>383, 900</u>	<u>405, 300</u>	
67	<u>233, 100</u>	<u>283, 100</u>	<u>329, 300</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 500</u>	<u>405, 600</u>	
<u>68</u>	<u>233, 800</u>	<u>284, 000</u>	<u>330, 100</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 100</u>	<u>405, 900</u>	
<u>69</u>	234, 500	<u>285, 000</u>	<u>330, 900</u>	<u>369, 300</u>	<u>385, 500</u>	<u>406, 100</u>	
70	<u>235, 100</u>	<u>285, 800</u>	<u>331, 600</u>	<u>369, 900</u>	<u>386, 000</u>	<u>406, 400</u>	
71	<u>235, 600</u>	<u>286, 600</u>	<u>332, 300</u>	<u>370, 600</u>	<u>386, 500</u>	406, 700	
72	<u>236, 300</u>	<u>287, 400</u>	333,000	371, 200	387, 100	407,000	
73	237, 000	<u>288, 200</u>	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
$\frac{74}{75}$	237, 600	<u>288, 700</u>	334, 100	<u>372, 100</u>	<u>387, 800</u>	407, 500	
$\frac{75}{76}$	238, 200	<u>289, 100</u>	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
$\frac{76}{77}$	238, 700	289, 600	335, 200 335, 500	373, 400	388, 600	408, 000	
$\begin{array}{ c c }\hline 77\\\hline 78\\\hline \end{array}$	239, 300 240, 000	289, 800 290, 100	335, 500 336, 000	373, 800 374, 300	388, 900 389, 200	408, 200 408, 500	
$\frac{79}{79}$	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
$\frac{19}{80}$	<u>241, 200</u>	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409,000	
81	$\frac{241,700}{241,700}$	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	<u>291, 100</u>	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377,000	390, 600	409, 800	
84	243, 400	291,800	338, 800	377, 300	390, 800	410,000	
<u>85</u>	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391,000	410, 200	
86	244, 500	<u>292, 400</u>	<u>339, 500</u>	<u>378, 200</u>	<u>391, 300</u>		
87	<u>245, 100</u>	<u>292, 700</u>	<u>340, 000</u>	<u>378, 600</u>	<u>391, 600</u>		
88	<u>245, 600</u>	<u>293, 100</u>	<u>340, 400</u>	<u>379, 000</u>	<u>391, 800</u>		
<u>89</u>	<u>246, 100</u>	<u>293, 400</u>	<u>340, 700</u>	<u>379, 400</u>	<u>392, 000</u>		
90	246, 600	<u>293, 800</u>	341, 100	<u>379, 900</u>	<u>392, 300</u>		
91	<u>246, 900</u>	<u>294, 100</u>	341,600	<u>380, 300</u>	<u>392, 600</u>		
92	247, 300	<u>294, 500</u>	<u>342, 000</u>	<u>380, 700</u>	<u>392, 800</u>		
93	<u>247, 600</u>	<u>294, 700</u>	342, 200	<u>381, 000</u>	<u>393, 000</u>		
94		<u>294, 900</u>	<u>342, 600</u>				
95		<u>295, 200</u>	343, 100				
$\frac{96}{97}$		<u>295, 600</u>	343, 500				
97 98		295, 800 296, 100	343, 700 344, 100				
99		296, 500	344, 500				
100		296, 900 296, 900	344, 800				
101		<u>297, 100</u>	345, 100				
102		297, 400	345, 500				
103		<u>297, 800</u>	345, 900				
104		<u>298, 100</u>	<u>346, 300</u>				
<u>105</u>		<u>298, 300</u>	<u>346, 800</u>				
106		<u>298, 600</u>	347, 200				
107		<u>299, 000</u>	<u>347, 600</u>				

	108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125	± w. //	299, 300 299, 500 299, 900 300, 800 301, 000 301, 700 301, 900 302, 100 302, 400 302, 700 303, 100 303, 300 303, 600 303, 900 304, 300 303, 900 304, 300	348, 000 348, 500 348, 900 349, 200 349, 500 350, 000	W. Mr. AA	W. Mr. AA	W. Wit AA	H-Mi-AA	tt vit oo
定年		<u>基準給</u> 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
前		円	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
定年前再任用短時間勤務職員		187, 700	<u>215, 200</u>	<u>255, 200</u>	<u>274, 600</u>	<u>289, 700</u>	<u>315, 100</u>	<u>356, 800</u>	<u>389, 90</u>

# 議案第 111 号

伊勢市市税条例の一部改正について

伊勢市市税条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和5年12月4日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例(平成17年伊勢市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「納期限前7日(同項第4号に掲げる者又は同項第5号に掲げる者のうち規則で定めるものにあっては、納期限)」を「納期限」に改める。

第71条第2項及び第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に 改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### (説 明)

これは、個人市民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免の申請の期限を延長するため、条例を改正しようとするものである。

改正後 改正前

第1章 総則

第1節 通則

第1条~第6条

第2節 賦課徴収

第7条~第22条 略

第2章 普通税

第1節 市民税

第23条~第50条 略

(市民税の減免)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当 する者のうち市長において必要があると認 めるものに対し、市民税を減免する。

 $(1)\sim(5)$  略

2 前項の規定によって市民税の減免を受け ようとする者は、納期限までに次に掲げる 事項を記載した申請書に減免を受けようと する事由を証明する書類を添付して市長に 提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$ 略

略

第52条~第53条の12 略 第2節 固定資産税

第54条~第70条 略

(固定資産税の減免)

第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当 する固定資産のうち、市長において必要が あると認めるものについては、その所有者 に対して課する固定資産税を減免する。

 $(1) \sim (4)$  略

受けようとする者は、納期限までに、次に掲 げる事項を記載した申請書にその減免を受 けようとする事由を証明する書類を添付し て市長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

3 略

第72条~第79条

第3節 軽自動車税

第1章 総則

第1節 通則

第1条~第6条

第2節 賦課徴収

第7条~第22条 略

第2章 普通税

第1節 市民税

第23条~第50条 略

(市民税の減免)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当 する者のうち市長において必要があると認 めるものに対し、市民税を減免する。

 $(1) \sim (5)$  略

2 前項の規定によって市民税の減免を受け ようとする者は、納期限前7日(同項第4号に 掲げる者又は同項第5号に掲げる者のうち 規則で定めるものにあっては、納期限)まで に次に掲げる事項を記載した申請書に減免 を受けようとする事由を証明する書類を添 付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$ 略

3 略

第52条~第53条の12 第2節 固定資産税

第54条~第70条 略

(固定資産税の減免)

第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当 する固定資産のうち、市長において必要が あると認めるものについては、その所有者 に対して課する固定資産税を減免する。

 $(1) \sim (4)$  略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を 2 前項の規定によって固定資産税の減免を 受けようとする者は、納期限前7日までに、 次に掲げる事項を記載した申請書にその減 免を受けようとする事由を証明する書類を 添付して市長に提出しなければならない。

> $(1) \sim (5)$ 略

3 略

第72条~第79条 第3節 軽自動車税 第80条~第91条 略

第4節 市たばこ税

第92条~第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条~第139条の2 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに 該当する土地又はその取得のうち、市長に おいて必要があると認めるものについて は、その所有者又は取得者に対して課する 特別土地保有税を減免することができる。

 $(1) \sim (3)$ 

免を受けようとする者は、納期限までに、次 に掲げる事項を記載した申請書にその減免 を受けようとする事由を証明する書類を添 付して市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$ 略

3 略

第140条~第140条の7

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条~第151条 略

第80条~第91条 略

第4節 市たばこ税

第92条~第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条~第139条の2 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに 該当する土地又はその取得のうち、市長に おいて必要があると認めるものについて は、その所有者又は取得者に対して課する 特別土地保有税を減免することができる。

 $(1) \sim (3)$ 

2 前項の規定によって特別土地保有税の減 2 前項の規定によって特別土地保有税の減 免を受けようとする者は、納期限前7日まで に、次に掲げる事項を記載した申請書にそ の減免を受けようとする事由を証明する書 類を添付して市長に提出しなければならな 11,

> $(1) \sim (3)$ 略

3 略

第140条~第140条の7

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条~第151条 略

議案第 112 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準に関する条例の一部改正について

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和5年12月4日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

#### 伊勢市条例第 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例(平成26年伊勢市条例第27号)の一部を次のように改正する。 第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中「利用」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用」に、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説 明)

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、

条例を改正しようとするものである。

改正後

第1章 総則

第1条~第3条 略

第2章 特定教育・保育施設の運営に関 する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 略

第2節 運営に関する基準

第5条~第14条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲 げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定めるものに基づき、小学校就学前子 どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保 育の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条 第1項又は第3項の認定を受けた施設及び 同条第10項の規定による公示がされたも のに限る。) 次号及び第4号に掲げる事 項
  - (3) (4) 略
- 2 略

第16条~第34条 略

第3節 特例施設型給付費に関する 基準

第35条 略

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。 以下この条において同じ。)が法第19条第2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用 教育を提供する場合には、法第34条第1項第 2号に規定する基準を遵守しなければなら ない。

#### 2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合に

改正前

第1章 総則

第1条~第3条 略

第2章 特定教育・保育施設の運営に関 する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 略

第2節 運営に関する基準

第5条~第14条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条 第1項又は第3項の認定を受けた施設及び 同条第11項の規定による公示がされたも のに限る。) 次号及び第4号に掲げる事 項
  - (3) (4) 略

2 略

第16条~第34条 略

第3節 特例施設型給付費に関する 基準

第35条 略

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。 以下この条において同じ。)が法第19条第2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用 教育を提供する場合には、法第34条第1項第 2号に規定する基準を遵守しなければなら ない。

#### 2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合に

おいて、第6条第2項中「特定教育・保育施設 (認定こども園又は幼稚園に限る。以下この 項において同じ。)」とあるのは「特定教育・ 保育施設(特別利用教育を提供している施 設に限る。以下この項において同じ。)」と、 「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲 げる小学校就学前子どもの数」とあるのは 「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲 げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは 「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子 どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員の総数」と あるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前 子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣 総理大臣が定める基準により算定した費用 の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・ 保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保 育給付認定子ども(特別利用教育を受ける 者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用教育を受ける者 を除く。)」とする。

> 第3章 特定地域型保育事業者の運営 に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 略

第2節 運営に関する基準

第38条~第50条 略

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

第51条・第52条 略

第4章 雑則

第53条 略

おいて、第6条第2項中「利用の申込みに係る 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ど もの数」とあるのは「利用の申込みに係る法 第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども の数」と、「利用している同号」とあるのは 「利用している同条第1号又は第2号」と、第 13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣 総理大臣が定める基準により算定した費用 の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・ 保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保 育給付認定子ども(特別利用教育を受ける 者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用教育を受ける者 を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営 に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 略

第2節 運営に関する基準

第38条~第50条 略

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

第51条・第52条 略

第4章 雑則

第53条 略

議案第 113 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を 次のように提出する。

令和5年12月4日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

# 伊勢市条例第 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条 例

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年伊勢市条例 第129号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「130円」を「150円」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

# (説 明)

これは、一般廃棄物処理手数料の額を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

第19条~第26条

略

改正後	改正前				
第1条~第17条 略	第1条~第17条 略				
(一般廃棄物処理手数料)	(一般廃棄物処理手数料)				
第18条 第11条第2項の規定により市が粗大	第18条 第11条第2項の規定により市が粗大				
ごみ又は小動物の死体を収集し、運搬し、	ごみ又は小動物の死体を収集し、運搬し、				
及び処分する場合で、当該粗大ごみ又は小	及び処分する場合で、当該粗大ごみ又は小				
動物の死体を排出する者から申出を受けて	動物の死体を排出する者から申出を受けて				
個別に行うときは、当該申出をした者から	個別に行うときは、当該申出をした者から				
次の各号に定める手数料を徴収する。	次の各号に定める手数料を徴収する。				
(1) 略	(1) 略				
(2) 従量手数料 収集量10キログラムに	(2) 従量手数料 収集量10キログラムに				
つき <u>150円</u>	つき <u>130円</u>				
2 略	2 略				

第19条~第26条

略

# 議案第 114 号

伊勢市都市公園条例の一部改正について

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和5年12月4日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例(平成17年伊勢市条例第159号)の一部を次のように 改正する。

第11条第1項の表に次のように加える。

伊勢やすらぎ公園 伊勢市やすらぎ公園プール

第11条第2項中「平成17年伊勢市条例第197号)」の次に「及び伊勢市やすらぎ公園プール条例(平成17年伊勢市条例第152号)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# (説 明)

これは、伊勢市やすらぎ公園プールを都市公園の有料公園施設として管理するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

第1章 総則

第1条 略

第1章の2 都市公園の設置

第1条の2~第1条の6 略

第2章 都市公園の管理

第2条~第10条の7 略

(有料公園施設)

第11条 市が管理する公園施設で、有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、次のとおりとする。

都市公園	有料公園施設
古市公園	略
倉田山公園	略
朝熊山麓公園	略
	略
大仏山公園	略
宮川ラブリバ	略
一公園	略
	略
二見スポーツ	略
公園	単合
伊勢やすらぎ	伊勢市やすらぎ公園プール
公園	

2 有料公園施設の管理に関し必要な事項は、 この条例に定めるもののほか、伊勢市体育 施設条例(平成17年伊勢市条例第197号)及 び伊勢市やすらぎ公園プール条例(平成17 年伊勢市条例第152号)の定めるところによ る。

第3章 雑則

第12条~第17条 略

第4章 罰則

第18条~第21条 略

第1章 総則

第1条 略

第1章の2 都市公園の設置

第1条の2~第1条の6 略

第2章 都市公園の管理

第2条~第10条の7 略

(有料公園施設)

第11条 市が管理する公園施設で、有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、次のとおりとする。

都市公園	有料公園施設
古市公園	略
倉田山公園	略
朝熊山麓公園	略
	略
大仏山公園	略
宮川ラブリバ	略
一公園	略
	略
二見スポーツ	шФ
公園	略

2 有料公園施設の管理に関し必要な事項は、 この条例に定めるもののほか、伊勢市体育 施設条例(平成17年伊勢市条例第197号)の 定めるところによる。

第3章 雑則

第12条~第17条 略

第4章 罰則

第18条~第21条 略

### 議案第115号

伊勢市立図書館の指定管理者の指定について

伊勢市立図書館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 伊勢市立伊勢図書館伊勢市立小俣図書館
- 2 指定管理者となる団体 東京都文京区大塚3丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## (説 明)

これは、伊勢市立図書館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

#### 議案第116号

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者の指定について

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館
- 2 指定管理者となる団体伊勢市中之町69番地伊勢古市参宮街道資料館運営委員会委員長 世古 富保
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

これは、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館について、指定管理者を 指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の 議決を経ようとするものである。

### 議案第117号

伊勢河崎商人館の指定管理者の指定について

伊勢河崎商人館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 伊勢河崎商人館
- 2 指定管理者となる団体伊勢市河崎2丁目5番9号特定非営利活動法人伊勢河崎まちづくり衆理事長 高橋 徹
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

これは、伊勢河崎商人館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

### 議案第118号

伊勢市生涯学習センターの指定管理者の指定について

伊勢市生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 伊勢市生涯学習センター
- 2 指定管理者となる団体伊勢市二見町松下 1349 番地 164特定非営利活動法人まなびの広場理事長 岡島 久美子
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

これは、伊勢市生涯学習センターについて、指定管理者を指定する ため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経 ようとするものである。

#### 議案第119号

伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の 指定について

伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 伊勢市観光文化会館伊勢市観光文化会館駐車場
- 2 指定管理者となる団体 東京都千代田区神田小川町1丁目2番地 株式会社ケイミックスパブリックビジネス 代表取締役 橋本 鉄司
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## (説 明)

これは、伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

### 議案第 120 号

今一色コミュニティセンターの指定管理者の指定について

今一色コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 今一色コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体伊勢市二見町今一色 874 番地 399今一色区自治会区長 濱條 勉
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

これは、今一色コミュニティセンターについて、指定管理者を指定 するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決 を経ようとするものである。

### 議案第 121 号

いせ市民活動センターの指定管理者の指定について

いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 いせ市民活動センター
- 2 指定管理者となる団体 伊勢市前山町 1522 番地 39 特定非営利活動法人いせコンビニネット 理事長 伊東 俊一
- 3 指定の期間令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

これは、いせ市民活動センターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

### 議案第 122 号

伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者の指定について

伊勢市都市農山村交流促進施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 伊勢市都市農山村交流促進施設
- 2 指定管理者となる団体 伊勢市横輪町 594 番地 横輪町活性化委員会 会長 上田 和夫
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

これは、伊勢市都市農山村交流促進施設について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 123 号

賓日館の指定管理者の指定について

賓日館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 賓日館
- 2 指定管理者となる団体伊勢市二見町茶屋 232 番地特定非営利活動法人二見浦・賓日館の会会長 奥野 雅則
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

これは、賓日館について、指定管理者を指定するため、地方自治法 第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするもので ある。

#### 議案第124号

伊勢市神社海の駅の指定管理者の指定について

伊勢市神社海の駅の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年12月4日提出

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 伊勢市神社海の駅
- 2 指定管理者となる団体 伊勢市神社港60番地 特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループ 理事長 川畑 幸也
- 3 指定の期間令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

これは、伊勢市神社海の駅について、指定管理者を指定するため、 地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようと するものである。

# 議案第 125 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和5年12月4日提出

# 伊勢市長 鈴 木 健 一

記

位置図	対照	取 给 友	起点	重要な	供之
番号	番号	路線名	終点	経過地	備考
1 1	藤里令5-15	藤里町字岩ケ崎 711番2地先			
	号線	藤里町字岩ケ崎 715番7地先			
2 1	湯田令5-16	小俣町湯田 908 番 13 地先			
	号線	小俣町湯田 908 番 1 地先			
3 1	1	新開令 5 - 17	御薗町新開字曲リ754番3地先		
	号線	御薗町新開字曲リ754番6地先			
4 1	1	野村令5-18	野村町字里前 5585 番 4 地先		
	1	号線	野村町字里前 5579 番 6 地先		
5	1	河崎2丁目令	河崎2丁目152番9地先		
	1	5-19号線	河崎2丁目152番40地先		

# (説 明)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。









